

平成27年 第1回定例会

# 美深町議会議録

平成27年3月 3日 開会

平成27年3月12日 閉会

美深町議会

平成27年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第1号 (平成27年3月3日)

---

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第20号乃至議案第26号の提案説明（予算編成及び教育行政執行方針説明）
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第6号乃至議案第10号の提案説明
- 第 7 議案第11号の提案説明
- 第 8 議案第12号の提案説明
- 第 9 議案第13号の提案説明
- 第10 議案第14号の提案説明
- 第11 議案第15号の提案説明
- 第12 議案第16号の提案説明
- 第13 議案第17号の提案説明
- 第14 同意第1号（教育委員会委員の任命について）
- 第15 議案第18号（美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について）
- 第16 議案第19号の提案説明
- 第17 議案第2号乃至議案第5号の提案説明
- 第18 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長	長山 口 信夫 君	副町長	今泉 和司 君
総務課長	渡辺 英行 君	住民生活課長	羽野 保則 君
産業施設課長	木戸 一博 君	会計管理者	吉田 克彦 君
総務グループ主幹	川端 秀司 君	企画グループ主幹	草野 孝治 君
生活環境グループ主幹	後藤 裕幸 君	保健福祉グループ主幹	望月 清貴 君
税務グループ主幹	山崎 義典 君	農業グループ主幹	中江 勝規 君
施設グループ主幹	杉本 力 君	管理グループ主幹	南坂 陽子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮原 宏明 君	教育長	石田 政充 君
教育次長	玉置 一広 君	教育グループ主幹	桜木 健一 君
教育グループ主幹	大堀 裕康 君	幼児センター長	藤原 裕子 君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎 敬雄 君	事務局長	木戸 一博 君
---------	---------	------	---------

◎監査委員事務局

事務局長	長谷川 浩 君
------	---------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩 君	事務局副本主幹	角田 敏彦 君
------	---------	---------	---------

開会 午前 10 時 05 分

○局長（長谷川 浩君） 開会に先立ちましてご報告を申し上げます。

2月6日を開催されました全国町村議會議長会定期総会の席上、自治功労者として藤守千代子議員、齊藤和信議員、林寿一議員がそれぞれ表彰されました。本日議長からそれぞれの議員へ表彰状の伝達を行います。

それでは藤守議員。

○議長（倉兼政彦君） 表彰状 北海道美深町 藤守千代子殿

あなたは町村議會議員として永年に渡り地域の振興、発展及び住民自治の向上に尽くされ、功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成27年2月6日、全国町村議會議長会会长 蓬清二

（一同拍手）

○局長（長谷川 浩君） 続きまして齊藤議員、前の方においで頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 表彰状 北海道美深町 齊藤和信殿

あなたは町村議會議員として多年に渡り地域の振興、発展に寄与された及び住民自治の向上に尽くされ、功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成27年2月6日、全国町村議會議長会会长 蓬清二

（一同拍手）

○局長（長谷川 浩君） 続きまして林議員、前の方においでください。

○議長（倉兼政彦君） 表彰状 北海道美深町 林寿一殿、内容は齊藤議員と同じでございます。

（一同拍手）

○局長（長谷川 浩君） 以上で表彰状の伝達を終了致します。

---

### ◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） それでは只今の出席議員は11人です。

定足数に達しておりますので、只今から平成27年第1回美深町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において7番諸岡君、8番林君の両君を指名致します。

---

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第2 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○局長（長谷川 浩君） 諸般の報告を致します。

閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

1、商工会に対する平成27年度市町村補助金についての要望。

1、日本国憲法の尊重擁護に関する要請について

1、住民の安全安心を支える国の出先機関の拡充を求め国の公務公共サービス体制の充実を求める意見書の提出について（陳情）

1、農協関係法制度見直しに係る要望書

1、T P P交渉等国際貿易交渉に係る要望書

の5件であり、陳情として配布しております。

次に閉会中、議長に提出されました書類について申し上げます。

代表監査委員から平成26年度後期定期監査報告書、財政援助団体等監査報告書の2件です。これらはいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に今定例会の提出議案並びに出席説明について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、平成26年度補正予算4件、条例制定5件、条例改正6件、条例の整理1件、預託金及融資額等1件、規約の変更1件、平成27年度予算7件、同意1件の合計26件です。議会側の提出案件はございません。今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で報告終わります。

---

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題と致します。

お諮りを致します。

今期定例会の会期は本日から 12 日までの 10 日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から 12 日までの 10 日間と決定を致しました。

---

#### ◎ 日程第4 議案第20号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第20号 平成27年度美深町一般会計予算乃至議案第26号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの平成27年度各会計予算を一括議題と致します。

この際、平成27年度予算編成方針及び教育行政執行方針について町長並びに教育長から説明のための発言を求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは平成27年度の予算編成方針について述べさせて頂きます。

まず初めに、平成27年度第1回定例会において平成27年度一般会計補正予算をはじめ各会計予算書及び諸案件を提案するにあたり予算編成の考え方をご説明申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

平成19年4月に町長に就任してから今日まで町政推進のテーマとして掲げた町民と共に信頼する信頼されるまちづくりを目指して町民の皆様のご支援と議員各位のご支援、ご協力を賜りながら町政の舵取りを担って参ったところであります。2期目となった平成23年度は第5次総合計画の初年度であり、これまで課題となっていた施設の整備、更新計画から始まり、多くの大型事業を控えた隔年であったわけであります。開拓から110年の歴史を綴った40年振りの美深町史発刊は記憶に新しいところであります。この4年間を振り返りますと基幹産業である農業では農業研修生など宿舎整備と新たな農業後継者支援制度による担い手確保策の充実を図ると共に長年の懸案でも麦乾センターが整備されました。今後の大いなる活用と農作物の品質向上に大きな期待をしているところであります。びふか温泉に整備した木質バイオマスボイラは、環境保全は元より地材地消による林業の再生と雇用創出による活性化の役割を担い、更にチョウザメの養殖施設S A F恩根内の整備は新たな産業化による地域経済の活性化に行けた一步を踏み出したといえるとも言えます。また、商工業振興政策による経済効果や担い手支援事業による新規開業、雇用確保が図られ、将来に向かって明るい兆しが見えてきたところであります。民間事業者への支援

を行うことにより、住環境分野において3棟31戸の賃貸住宅が整備され、介護の分野では小規模多機能型居住居宅介護事業者の開設が実現を致しました。地域コミュニティや高齢者の活動拠点となるほっとプラザ☆スマイル、身近な交通手段として整備したフレンドバスや買物支援事業は、特に高齢者の日常生活の一助となっているものと思っています。

この間、観光協会を中心と一体となって進めてきた観光政策も徐々に成果が見えてところであります。イメージキャラクターであります美深君美深ちゃんも町のPRにひと役買って頂いております。今後、スキー場の景観整備を進めるなど新たな観光資源の充実を図って参ります。教育においては、COM100開館15周年の記念事業として広域連携事業に取り組み、芸術文化活動を推進して参ったところであります。また快適で安全な学校生活に向けて美深小学校に引き続き、美深中学校の改修改築を行いました。また、多くの時間をかけて議論を重ねた学校給食は本年度から提供する準備が進められており、中学生までの医療費無料化施策と相まって子育て環境の充実も図られたのではないかと考えているところであります。これら多額の事業費を投じた成果は今後の運営に懸かっており、魂を込めた運営と多くの皆さんのご利用によって更に住みよいまちづくりの一翼となることを期待して止まないところであります。この他、国の直轄事業も進められ、平成25年3月には名寄美深道路が全線開通し、また、本年度は水防活動や災害復旧の拠点となる水防拠点の完成が予定されております。これらの事業が順調に推進できたのは、ひとえに議会のご理解と町民各位のご支援のお陰であり、ここに改めて感謝を申し上げる次第であります。さて、平成27年度の行財政の運営を取り巻く情勢に目を向けて国内経済は安倍内閣の経済財政対策により長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、景気は緩やかに回復していると言われています。今後は町民一人ひとりがこの景気回復を実感できるようにしていくことが何より重要であり、強く望むものであります。また、今年度から内閣が重点政策として掲げる地方再生への取り組みが本格的に動き出します。これを国と地方とが一体となり、長期的視野に立って取り組むため、具体的な政策をまとめた地方版総合戦略の策定が求められており、本町と致しましてもこうした国政の流れを注視つつ地域特性や地域の可能性を生かした地方再生に取り組まなければなりません。本年度は町長選挙の年でありますので、義務的経費や継続事業を主体とした骨格予算として編成しておりますが、これまでと同様将来のあるべきまちの姿を定めた第5次総合計画を着実に進めることに意を配したところであります。みんなで築く輝くまち美深をより実効性のあるものにするため、産業を振興し住環境の整備や安心して暮らすことのできる豊かで活力あるまちづくりを目指して取り組んで参ります。このような状況下にあって、平成27年度一般会計予算は42億6,000万円となり、前年度対比16億3,800万円、27.8%の減

となっております。これに前年度の繰越事業を含めた実質的な予算総額では43億1,290万円、前年度対比で29.7%の減であります。また、特別会計を含めた7会計の総額では59億8,510万6千円で、前年対比15億9,961万5千円、21.1%の減となっておりまして、これに前年度繰越事業を含めると60億3,800万6千円、前年度対比で22.8%の減となっております。各会計の予算額ですが、国民健康保険特別会計では前年度対比102.6%の7億1,210万円、1,830万円の増です。後期高齢者特別会計では前年比102%の7,722万円、152万円の増であります。介護保険特別会計では前年比112.3%の5億5,110万円、6,050万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計では前年比61.8%の3,370万円、2,080万円の減であります。下水道事業特別会計では前年比100.2%の2億4,090万円、60万円の増であります。中央簡易水道事業会計では前年比83.5%の1億1,008万6千円、2,173万5千円の減となっております。これ以降、第5次世総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿いまして予算編成の考え方を説明申し上げます。まず初めに、1つ目の環境保全・自然環境と調和する安全安心なまちであります。環境保全、環境衛生の推進についてでありますけれども、本町の恵まれた自然環境と調和する美しいまちづくりを推進するため省エネルギー活動や新エネルギーの活用による地域循環型社会の構築と環境保全を進めるほか、住宅などへの太陽光発電設備などの整備に継続して支援をして参ります。上下水道やごみ処理・し尿処理体制など快適で衛生的な生活環境の整備に努めて参りましたが、引き続き美しいまちづくりに向けた環境衛生対策を推進して参ります。有害鳥獣対策ではエゾシカ、ヒグマの捕獲については一定の成果が出ており、引き続き捕獲対策を推進すると共に農業はじめとする被害防止に努めて参ります。ごみ処理関係は、町民の理解と協力のもと、引き続き廃棄物の再資源化、減量化を推進し、美しく住みやすいまちづくりを目指すと共に定住自立圏によるごみ埋立処分場の整備を進めて参ります。次に簡易水道事業につきましては、水道事業の認可変更に伴いまして市街地の上下水道事業は中央簡易水道事業（企業会計）は引き続くわけでありますけれども、今年、富岡以北を担っている簡易水道は「北部簡易水道事業（特別会計）」でありますけれども、本年度からそれぞれ名称を新たにして事業を進めることとしております。北部簡易水道事業特別会計につきましては、漏水箇所の排水管更新工事が終了したことにより前年対比38.2%減の予算となっております。水道使用料給水戸数は前年度並みを見込んでおります。機械設備の計画的な更新をすると共に保守管理に留意して安定した水の供給に努めて参ります。中央簡易水道事業会計につきましては、給水収益は使用水量、給水人口の減により若干の減少を見込んでおります。工事につきましては、計量法に基づきまして台数減となる量水器取

換工事や計画的な消火栓更新工事を実施致しますが、前年度対比 16.5% 減の予算となっております。また昨年に引き続き同ろ過砂の補充、機械設備の計画修繕を実施し、安定した水の供給に努め事業運営の効率化を図って参ります。下水道事業特別会計につきましては、公共下水道事業長寿命化計画に基づく工事実施設計、また管渠長寿命化計画の策定とこれに基づく管渠の調査・清掃の実施により、前年度対比 0.2% 増の予算となっております。保守管理に万全を期すと共に更なる環境・公衆衛生の充実のため水洗化率の向上に向けて普及促進に努めて参ります。道路交通網の整備について申し上げます。道路交通網は住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道につきましては、路面や区画線を補習実施し、安心・安全な通行の確保を目指します。東 1 号道路北線（7 線から 8 線間）でありますけれども、改良工事を本格的に完了すると共に 9 線道路、小学校前地先でありますけれども改良工事については継続実施し、快適な道路環境を図って参ります。高齢化が一層進行する中で容易に買物や病院などに出かけることのできる交通体系を維持し、更により多くの町民が公共交通を利用できるようフレンドリーバスの運行エリアを拡大致します。住宅の整備について申し上げます。公営住宅については昨年に引き続き長寿命化計画に基づいた事業進めて参ります。また、入居者が快適に暮らせるよう修繕を行い、設備も計画的に更新を行うなど適正な維持管理に努めて参ります。計画的な土地利用について申し上げます。土地は生活や産業活動の基盤であります。関係機関と連携して農地の防災機能向上や道路排水整備による排水機能の向上などに努めて参ります。本年度から都市計画の基本的な方針を定めている新しい都市計画マスタープランがスタート致します。また、町土の保全として普通河川、道路排水の土砂、立木等を積極的に除去し、排水機能の強化を図って参ります。公園につきましては日常生活に安らぎと潤いを与える場として常に安心して利用できよう、引き続き管理者制度による良好な管理に努めて参ります。消防防災体制の充実について申し上げます。様々な災害から町民の生命や財産守るため消防団と連携した消防・救急・救助活動の体制の強化を図ると共に、昨年 8 月の集中豪雨災害を教訓として、確実な緊急防災情報の伝達、避難誘導など総合的な防火、防災体制の整備強化に取り組んで参ります。救急救命につきましては、救急救命士の高度な救急医療技術の習得・研修のほか、病院・医師・ドクターへリとの連携を密にし、安心して生活できる体制づくりに努めて参ります。自主防災組織を主体とした防災訓練の実施など地域ぐるみで災害に備え、避難行動要支援者に対する協力体制が図られるよう活動を支援して参ります。本年度は引き続き災害時の食料品などの備蓄を進めると共に、消防自動車の更新、洪水ハザードマップを更新し、消防・防災体制の強化を図って参ります。交通安全防犯対策の推進について申し上げます。交通安全では平成 25 年、26 年と、こ

の2年間交通事故ゼロが続いています。引き続き子どもや高齢者などを交通事故から守るため、関係機関や団体、警察と連携し、交通安全対策に努めて参ります。また、防犯対策においても警察と連携し、防犯に対する意識の高揚、地域安全活動の推進を図り、安全・安心なまちづくりを目指して取り組んで参ります。情報化の推進について申し上げます。情報推進の通信の基盤となる地域情報通信網を適切に管理し、インターネットのほか防災情報端末機を通して緊急・防災情報、暮らしに役立つ情報提供し、生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めて参ります。消費生活対策の推進について申し上げます。消費生活に関連した問題は年々多様化、複雑化しております。消費者保護のための情報提供や啓発活動、更には広域での消費生活相談事業を推進する取り組みを継続し、消費者保護に努めて参ります。次に、2つ目の項目であります。資源をいかす活力に満ちたまちであります。まず、農業の振興について申し上げます。国の農業政策は大きな転換期にあると共にTPPをはじめとする国際的課題への対応など先行き不透明であります。加えて担い手の減少や高齢化、農畜産物価格の低迷、生産資材価格の高止まりなど厳しい農業情勢が続いております。こうした中、美深農業が持続的に発展できるよう、安全・安心で高品質な農畜産物づくりそして担い手の育成・確保をはじめとした諸政策を推進して参ります。以下、主要事業などについて申し上げます。環境と調和した安全・安心な農業の推進についてであります。消費者の食への関心が一層高まる中、安全・安心が農畜産物の生産が求められております。堆肥化による有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進や土壤改良支援等土づくりの推進をはじめ、環境保全型農業の取り組み廃プラスチック対策への支援など継続し、環境への負荷を軽減し、持続可能な農業生産を支える取り組みを推進して参ります。併せて、地域の共同活動で取り組まれる農村環境地域資源の保全活動などに対して支援をして参ります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。稲作につきましては、イエスクリーン米や特別栽培米など安全・安心な良質米の生産と、品質の統一化を推進するため色彩選別機の利用に対して引き続き支援して参ります。畑作振興補助につきましては、連作障害を回避し、土地利用型作物（寒冷地作物）を中心とした輪作体系を確立するため、緑肥導入による地力向上やてん菜、馬鈴薯に対する支援を継続し、生産力の維持を図って参ります。昨年、制度が見直された新たな経営所得安定対策について、引き続き対応して参ります。酪農・畜産農家の飼料確保対策につきましては、依然として海外の穀物価格の上昇や供給の不安定が続いていることから、飼料自給率の向上を図るべく、草地整備事業を継続して推進して参ります。また、酪農ヘルパー事業や畜産経営に対し、引き続き支援を行います。更に、家畜防疫対策につきましては、恩根内放牧場入牧牛に対する事前の検査を実施し、より一層伝染病予防に万全を期して参ります。

畜産物生産基盤となる土地基盤整備につきましては、本年度から道営農業農村整備事業として、富岡・吉野・斑渓地区の水田大区画化や畑作暗渠、農業用排水路整備等を実施し、生産性の高い農地を目指すと共に農業経営の安定化を図って参ります。農業振興センターでは関係機関と連携して、土づくりに対する指導を一層強化すると共に、課題に応じた畑作試験展示圃事業を推進して参ります。

担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。持続的に発展していく美深農業を実現するには、担い手の育成・確保が最重要課題です。新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動、農業後継者に対して引き継ぎ支援すると共に、新規就農者の募集について、様々な場を活用しPRを行い、農業研修生等宿舎を拠点とした若手担い手の確保を目指して参ります。また、全地区で策定しています人・農地プランに基づき、青年就農者や中心となる担い手の支援を強化して参ります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成推進協議会などが中心となって出会いの場や交流会等を積極的に展開して参ります。優良農地の確保と農用地の有効活用について申し上げます。離農に伴う優良農地を守り、農業生産力を維持すると共に、効率的な土地利用を展開するため、農用地利用改善団体を中心とした、基盤強化促進法に基づく担い手の農地集積を基本に、農地中間管理機構の事業等も活用して、適切な利用集積を図り持続可能な美深農業の基盤を守ります。林業の振興について申し上げます。林業につきましては、森林の持つ多面的機能が十分發揮されるよう、美深町森林整備計画に基づく森林づくりを推進して参ります。未来につなぐ森づくり推進事業などの各種補助制度を活用すると共に、町費による作業路補習事業などにより森林整備を推進し、民有林の育成に努めるほか、町有林についても適正な管理に努め、造林や除間伐、下刈等を計画的に実施します。また、びふか温泉に導入した木質バイオマスボイラの効果及び林地残材利活用の研究を継続し、林産業の活性化を目指します。商工業の振興について申し上げます。大都市圏を中心に景気は緩やかながらも回復していますけれども、地方まで景気の好循環が行き渡っているとは言えません。道北地域の景況判断は一部に弱さがみられるものの基を基調的に持ち直していると言われていますが、町内の小規模事業者にはその実感は乏しく、経営環境の厳しさは続いております。このような商工業の状況改善に向けて、昨年度からスタートした商工業担い手支援事業補助金と3年目となる快適な住まい環境と商工業振興事業補助金の活用を促し、新規開業や経営継承を支援すると共に、商工業事業者の経営安定と定着を図って参ります。また、商工業の総合的な改善と発展のため引き続き商工会に対し支援すると共に、中小企業者の資金調達支援のための町や道の融資に係る信用保証料・利子に対する補給事業を継続します。観光の振興について申し上げます。観光の振興については、魅力がある観光商

品づくりや観光エージェントへの積極的なPR活動により、近年、道外からのツアーカーが訪れるようになるなど、徐々に成果が表れてきました。今後も、着地型観光の推進や小規模な教育旅行の受け入れのための体制づくりと体験・交流プログラムの充実を図って参ります。観光協会事業に対しましては、広域的な連携事業の展開や観光関係者へのPR活動、イベントの実施など、運営に必要な支援を継続し、観光の振興を図って参ります。新たに美深町に縁のある著名人を（仮称）美深町観光大使として任命し、観光協会と連携して美深町のPR活動等にご協力いただくこととしたいと考えております。本町における観光客受け入れ施設として重要な役割を担っているびふかアイランドの道の駅「双子座館」とびふか温泉では、特産品の開発などを通じて地場産品のPRを強化し、集客に努めて参ります。また、昨年、包括連携協定を締結した北海道大学大学院水産科学研究院や研究機関、地元民間事業者と連携し、チョウザメ養殖技術の向上や全魚活用を目指すと共に、養殖产业化の確立による食材の安定供給に向けて取り組んで参りたいと思います。仁宇布地域につきましてはトロッコ王国をはじめ、松山湿原や仁宇布の冷水と滝、チーズ、羊、更には有名小説の舞台など、個性的な地域資源を活かした観光地づくりの推進に引き続き支援すると共に、本年20回の記念開催となる白樺樹液春まつりに対しても支援をして参ります。新たな地場産業の創出について申し上げます。活性化促進補助事業を活用した特産品研究開発など、新たな地場産業の創出に向けて取り組む中小企業や団体等に支援致します。関係者の積極的な応募に期待をすることあります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し、事業経営に必要な人材の育成と確保を図って参ります。求職者の就職活動を支援するため、職業訓練や資格取得に対する費用の助成を引き続き行います。また、勤労者福祉資金融資制度を継続し、勤労者の生活安定と福祉向上に努めで参ります。次に、大項目の3つ目でございますけれども、次代を創る人を育てるまち、教育の振興について申し上げます。心豊かで輝く人を育むために、知識や技能を身につけ、人間性を養い、その人の能力を引き出すなど、教育には重要な役割があり、新しい教育委員会制度のもとで、子どもたちにとってより良い教育行政の推進に努めて参ります。次代を担う子どもたちが、ふるさと美深を愛し、生きる力を持ち、社会に貢献できる人になることを基本に、家庭・学校・地域社会のつながりのもとで子どもたちが健やかに成長できる教育環境づくりを進めて参ります。幼児期については、人格形成の基礎を培う大切な時期であり、幼児センターでは、一人ひとりの基本的生活習慣の自立に向けた育成に取り組んで参ります。学校教育においては、学習の基礎・基本を大切にし、確かな学力向上見据えた学習環境づくりと教職員の資質向上による教育活動を進めて参りたいと思います。本年度から運営開始する学校給食については、衛

生管理の徹底による安全第一を基本に、安全・安全なおいしい給食の提供を目指して参ります。子育て支援につきましては、保護者の就労形態に応じた保育サービスと放課後子どもプラン推進事業継続すると共に、学校給食に係る経済的負担も軽減して参ります。町民が生きがいのある暮らしができますよう、生涯各期にわたる多様な学習活動及び各団体の活動に対する支援と優れた芸術文化の鑑賞機会の充実に努めて参ります。スポーツ活動につきましては、それぞれの年齢や体力に合わせた健康の維持と体力の増進を図るため、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進して参ります。大項目の4つ目であります。健康で明るく暮らせるまちであります。健康づくり・医療の充実について申し上げます。乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・予防活動を進めると共に、地域医療体制の確保に努めます。健康教育や健康相談により、町民の健康管理についての意識向上を図ると共に、生活習慣病をはじめとする疾病的早期発見、早期治療を図るため、20歳からの基本健診、特定健診、各種がん検診の受診率向上を目指して継続して取り組んで参ります。また、感染症予防のため、定期及び任意予防接種が適切に接種できるよう、周知を徹底して参ります。地域の身近な医療を確保するため、美深厚生病院及び訪問看護ステーションへの支援を継続し、医療体制の確保に努めて参ります。子育て支援の充実について申し上げます。今年度からはじまる子ども・子育て支援制度の円滑な実施を図ると共に、地域で安心して出産・子育てができるよう、支援を継続します。妊婦健康相談、妊婦健診及び乳幼児等健診をはじめとする母子保健事業の推進、不妊治療費の助成など、安心して妊娠・出産ができる環境づくりに努めて参ります。また、乳幼児等及びひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。高齢者支援の充実について申し上げます。高齢者率は年々上昇していますが、高齢者が自らの経験や能力を活かしながら、いきいきとした生活を送ることができるよう、各種の生きがい・社会参加事業を継続すると共に、要介護状態にならないための予防介護の普及・推進の取り組み、介護保険制度と併せた各種サービスの提供により、健康で安心した生活を送ることができるよう支援して参ります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援につきましては、介護・訓練等の給付、相談支援をはじめとする地域生活支援事業や医療費の助成制度などを活用し、福祉の充実を図って参ります。また、関係する諸団体との連携により、引き続き本町で生活する多くの障がい者が、地域で安心して生活していくための環境づくりに努めて参ります。地域福祉の充実について申し上げます。少子高齢化の時代にあって、住民が互いに支え合う地域社会の実現が求められております。社会福祉協議会や民生委員・児童委員など関係機関と連携して、高齢者や障がい者、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりに努めて参ります。消費税率

の引き上げによる生活への影響を緩和するため、引き続き低所得者を対象とした臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付事務を執り進めて参ります。社会保障の充実について申し上げます。国では、医療や介護など社会保障に関する制度改革が進められております。これら社会保障制度の実施に当たっては、住民に最も身近な市町村における円滑な制度運営が求められているわけであります。引き続き、本町における国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と、国民年金制度、生活保護制度の周知・啓発、相談体制の充実に努めて参ります。国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計は、前年度対比 $2.6\%$ 増の予算を計上しておりますが、当初段階の加入者数は、世帯数で $3.6\%$ の減少、被保険者数は $5.6\%$ の減少を見込んでおります。国民健康保険の医療費につきましては、年々一人あたりの医療費が減少しており、この減少傾向が継続できるよう、特定健診・特定保健指導による生活習慣病予防を推進し、国民健康保険の安定的な運営に努めて参ります。介護保険特別会計につきましては、本年度より新たな第6期事業計画が開始される介護保険特別会計は、居宅サービス、施設サービスなどの保険給付費、また、地域包括支援センターを主体とした地域支援事業費の推計から、前年度対比 $12.3\%$ の増となっております。第6期計画に基づき、引き続き地域における適切なサービスの提供が求められているわけであります。また、国の制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業、地域支援事業に追加された新たな事業の円滑な実施を図るため、体制整備を進めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計につきましては、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料と、その保険料の徴収、納付等に係る費用でありまして、前年度対比では $2.0\%$ の増加となってございます。最後にみんなでつくる心かようまちであります。住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。安全で安心な、そして活力ある暮らしができるまちづくりを進めるには、住民の主体的な行動を基本として、自分にできること、地域ができること、行政が支援すること、この繋がりあう関係を築き、協力し合うことが大切であると考えます。自治体が自ら地域の将来の姿を策定した地域ビジョンを通じて、地域が抱えている課題や地域のあり方を皆で議論して相互に共有し、地域担当員との連携により、この計画の実現に向けて地域の主体的な活動進め、地域と行政が一体となったまちづくりを推進して参ります。また、住民と行政による新しい公共事業であるびふかニューパブリック協議会では、高齢者への買い物支援・宅配サービスと高齢者のあんしんスマイル事業である見守り活動を継続致します。引き続き、地域おこし協力隊と、新たに集落支援員制度を活用し、都市圏から人材を受け入れ、地域の活力維持と強化を図ると共に、協力隊の定住・定着を目指して取り組んで参ります。コミュニティ活動の充実について申し上げます。住民の積極的な参加による地域活動を推進するため、

自治体活動の運営に支援を継続して参ります。男女共同参画の推進について申し上げます。男性と女性がお互いに尊重する地域社会づくりに向け、まちづくりへの参画機会の確保や、住民意識を高める啓発活動に努めて参ります。交流活動の推進について申し上げます。姉妹町と国際友好都市との交流、富士重工美深会や美深ふるさと会を通じた都市部との交流を継続し、広範囲な人的ネットワークづくりに取り組んで参ります。本年度は姉妹町「添田町」への訪問年であります。親善訪問実行委員会を組織し、10月の添田ふる里まつりにあわせて訪問事業を実施したいと考えております。また、都市部などからの移住促進に向け、短期の生活体験やPR活動を継続すると共に、将来の定住・定着に努めて参ります。行政の充実について申し上げます。多様化・高度化する行政ニーズに的確に応えるためには、効率的な行政経営と健全な財政運営が求められております。第4次行政改革推進計画に基づく効率的な行政の推進と行政評価による的確な行政サービスの提供に努めて参ります。社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）でありますけれども、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤の整備であります。運用開始に向けて、既存システムの改修など準備を進めて参ります。健全な財政基盤を確保するため、自主財源の根幹となる町税等の適正かつ公正な課税に取り組むと共に、上川広域滞納整理機能と連携し、収納額及び収納率の一層の向上に努めて参ります。なお、この機構には本年度から2箇年でありますけれども、本町の職員を派遣し、事業運営に当たろうとしております。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。厳しい時代の行政を担い、多様な住民ニーズに対応できる職員を育成するため、各種研修を通じて資質を高め、行政サービスの向上を図って参りたいと思います。

以上が平成27年度予算編成の考え方であります。本年度は町長選挙の年でありますので、義務的経費や継続事業を主体とした骨格予算として編成しているわけであります、これまで同様、将来のあるべきまちの姿を定めた第5次総合計画を着実に進めることに意を配したところであります。

町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成27年度の予算編成方針とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 次、石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会が所管する平成27年度の教育行政執行方針を申し上げ、町議会の皆様、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

地方における人口の減少や急速な少子高齢化の進行は、活力ある日本社会の維持に大きな影響をもたらすものであり、国においては、人口対策と地域の活性化を重要課題に据えています。こうした中、本年度からスタートする子ども・子育て支援制度の役割は大きく、

教育においても大切なテーマとなっており、すべての人々が地域で学び活動できる教育環境の整備と、活力ある地域社会を担う人材の育成は、教育に課せられた重要な課題であると考えております。家庭・学校・地域が一体となって次代を担う子どもたちを守り育てるという意識のもと、子どもたちが夢や希望をもって希望に向かい「心豊かに輝き・生き抜く力」が育まれるよう教育環境づくりを進めて参ります。また、文化・芸術・スポーツなど様々な活動を通して、個性や創造力を伸ばすために自らを高め、町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、生涯にわたる学習を推進して参ります。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となる最も大切な時期であります。幼児教育及び保育機能が一体となった認定子ども園の幼児センターは、「子ども・子育て支援制度」の核となる地域の子育て支援施設であり、幼児の成長を育むために重要な機能を果たしています。教育目標である「心も、体もたくましく」のもと、「丈夫な体の子ども」「よく考える子ども」「豊かな心の子ども」「仲よく遊ぶ子ども」を基本目標に。心豊かにたくましく生きるための基礎となる力の育成に努めて参ります。子育て支援については、保護者の就労形態に対応した「延長保育」「預かり保育」を継続し、子育て相談や親子の交流などを行う「子育て支援室」や「遊びの広場」を継続して開設して参ります。このほか、小学校との交流や連携を通して、就学に向けて学びへの興味を高めるなど、義務教育への円滑な移行を図る教育に努めて参ります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育については、学校教育目標である「知・徳・体」を基本に、ふるさとを愛し、たくましく生き、社会に感謝する気持ちが身につくよう、教育の充実に取り組んで参ります。次代を担う子どもたちが、自ら学び、考え、行動する力を養い、確かな学力向上を見据えた学習環境づくりと教職員の資質向上を図って参ります。また、美深中学校では校舎が新しくなり、多様な学習形態に対応した教育や生徒間のコミュニケーションの活発化など、学校の創意工夫を活かした特色がある教育活動が図られるよう努めて参ります。語学教育については、各学校の授業に語学指導助手を派遣し、英語の基礎学力向上と会話などを通じて国際的な感覚を学ぶよう支援して参ります。特別支援教育については、個々の学習や活動状況に応じた適切な就学に欠かせない特別支援員を配置すると共に、教育・福祉・医療等の関係者で構成する「美深町特別支援連携協議会」において連携を深め、特別支援教育の環境整備に努めて参ります。今年は、仁宇布小中学校が開校100周年を迎えることから、記念事業に対し、支援して参ります。また、山村留学事業については、地域住民の拠り所である小さな学校を活かした特色ある教育活動として定着しており、町民の理解のもとに地域の支援と協力を得ながら、人間性豊かな児童生徒の育成に取り組んで参ります。スクールバスについては、学校から遠距離にある児童生徒

の通学や住民の交通手段として、引き続き4路線の安全運行に努めて参ります。学校給食については、学校給食法に基づく学校教育の一環であり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割があります。本年度から運営開始する学校給食センターにおいて、地域食材の素晴らしさを伝えると共に、衛生管理の徹底による安全第1を基本とし、「安心・安全なおいしい給食の提供」を目標に、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達が図られるよう努めて参ります。また、子育てにかかる経済的負担を抑えるため給食費の軽減を行い、子育て支援の充実を図りたいと考えております。高等学校教育については、義務教育で培った知識や教養などをさらに深く学び、理論や実践を通じ広く社会に貢献できる人材の育成が大きな役割であります。美深高等学校は、少子化などを背景に生徒の減少が進んでいる中で、チャレンジ精神を持ち、未来を自ら切り開く人間の育成を目標に、学力向上対策や将来を見据えたキャリア教育などに取り組んでいます。引き続き、資格取得をはじめ、特に学力向上を目的とした模擬試験や講習受講など、美深高等学校教育振興協議会と連携し、魅力ある学校づくりへの支援充実と強化を図って参ります。美深高等養護学校は、昨年一間口が増え、道北の特別支援教育における中心的役割を担う学校となり、社会的な自立と心身ともに健全な生徒を育成することを目標としています。この地域に欠かせない養護学校として町民の意識を高めると共に、生徒に対する一層の教育活動の充実を図るため、美深高等養護学校協力会と力を合わせ支援の継続をして参ります。家庭・地域の教育の充実について申し上げます。家庭教育については、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、生きていく上で必要な力を身に付ける、すべての教育の出発点です。家庭の教育力向上のために、次代の親となる世代を対象とした学習機会づくりに努めると共に、子どもの健全な成長が図られるよう、親子のふれあいを大切にした取り組みを行って参ります。「美深の子どもはみんなで守り育てる」との意識のもと、地域の教育力を生かした体験交流活動など、地域の支援体制づくりを進めます。子どもたちが安心して放課後や週末を過ごせる居場所づくりとして、児童館をはじめ放課後児童クラブや放課後子ども教室を継続して参ります。社会教育の充実について申し上げます。社会教育については、町民が心豊かに生きがいのある暮らしができるよう、生涯の各時期にわたる多様な学習機会の提供を行い、自ら進んで学ぶ意識の向上と学習活動の充実を図り、地域づくりに関わる奉仕活動や社会参画を推進して参ります。次代を担う青少年の育成事業や各関係団体への支援により、地域づくり活動の担い手となる人材づくりに努めて参ります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動については、人の心に潤いや刺激を与え、生きがいの持てる生活を送る上で大切なものです。芸術・文化に接する機会の充実に努めると共に、文化協会などの各種団体と連携を図りながら、芸術・文化活動を推進して参

ります。文化会館COM100を拠点とした、優れた芸術文化の鑑賞機会や芸術・文化活動への支援を行うと共に、広域連携事業にも積極的に取り組み、芸術・文化活動の振興に努めて参ります。文化団体やサークル等の活動成果を発表できる機会をつくり、文化意識の向上と指導者育成のための支援を行って参ります。先人が築き上げた文化や郷土の歴史を後世に伝えるため、貴重な文化財の保存・伝承・公開などの活動を進めて参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動については、町民それぞれが年齢や体力に合ったスポーツを生活の中に取り入れ、健康の維持や体力の増進を図るために、生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進して参ります。各種スポーツ事業については、町民へのスポーツ教室やレクリエーション活動のほか、子どもスポーツプログラムの充実を図り、幼児期からスポーツに対する興味や関心を高めるための事業を展開して参ります。青少年のスポーツ活動に対して、「子どもスポーツ未来基金」による継続的支援を行い、子どもたちのスポーツ活動の充実と振興を図って参ります。上川北部広域スポーツ事業は、子どもたちがあらゆるスポーツに触れ合う環境づくりと、タレントの発掘・育成を目的に取り組んで参ります。スポーツと地域活性化の相互作用を高めるため、「スポーツとまちづくり推進会議」を核として、エアリアルのこれまでの評価・検証と、まちづくりの推進につながる活用について検討して参ります。北海道教育大学や仙台大学との相互協力協定により、スポーツと地域振興への多面的な指導や助言を基に、スポーツの振興に努めて参ります。体育施設については、新たに5年間の指定管理による効率的な管理運営とサービスの向上に努め、町民の利便性向上と利用促進を図って参ります。スキー場の整備については、除虫菊を主体とした植栽を行うほか、町民との連携を図りながら景観づくりを進めて参ります。

以上、申し上げ、平成27年度の教育行政執行方針と致します。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、平成27年度の各会計予算案7件に関する町長の予算編成方針並びに教育町の教育行政執行方針についての説明を終わります。

---

#### ◎ 日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題と致します。

お諮りを致します。

本定例会に提案されております議案第20号から議案第26号までの新年度予算案7件を内容審査のため一括して議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って議案第25号乃至議案第26号の新年度予算案7件は、議長を除く10名の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することと決定を致しました。

只今、設置されました予算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、議席番号1番小口君から議席番号10番の齊藤君までの10人を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会の委員は小口君、藤守君、藤原君、南君、中野君、山本君、諸岡君、林君、岩崎君、齊藤君の10人と決定を致しました。

ここで暫時休憩を致します。

概ね11時30分の再開と致します。

議長から委員会条例第8条の規定により、予算特別委員会の招集をし、正、副委員長の互選並びに予算審査の日程の決定をお願い致します。

以上です。

---

休憩 午前11時10分

再会 午前11時30分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議の再開を致します。

諸般の報告を局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川 浩君） 諸般の報告を致します。

休憩中に予算特別委員会が開かれ、正、副委員長の互選並びに予算特別委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。

委員長に藤守委員、副委員長に齊藤委員が就任しております。

予算特別委員会は、3月10日、11日の2日間と決定をしております。

なお、2日目の3月11日には、3.11東日本大震災に伴う黙とうを行いたいということで決定していますのでご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第6号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について乃至議案第10号美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを一括議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第6号から議案第10号まで提出致しております5件の条例、制定につきまして、一括でございますが提案説明申し上げます。

これら5件の条例は、いずれも4月から施行されることも子ども・子育て支援制度により市町村が定めることとなった事項について条例を整備するものであります。まず、第6号議案から8号議案までの3件の条例制定についてであります。6号議案は認定子ども園や保育所など特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員や運営の基準について定めるものでございます。7号議案から8号議案については、家庭的保育事業など更に放課後児童健全育成事業を実施する事業所の設備や職員配置などの基準について定めるものであります。次に、第9号議案は認定こども園などを利用する際に、必要な保育の必要性の認定を行うための基準を国の新たな基準に準じて条例を定めるものであります。これらによりこれまで基準を定めていた美深町保育園の実施に関する条例をすべて廃止致します。また、第10号議案では、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担などについて、本町における従来の負担軽減など継承しながら、新たな条例として定めるものでございますので、よろしくご審議頂き原案をご決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きますので、お手元の議案書1ページを見て頂きたいと思います。

議案第6号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

美深町特定教育・保育施設を及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

2条に渡る条例を新設しようとするものでありますけれど、新しい制度が4月1日からスタートすることにあたりまして、これらの施設或いは事業に対して市町村が給付を行う、

その給付を行うための確認をする。その基準を定めるものでございまして、6号、7号、8号共そうであります。この基準につきましては、国の基準に従い、或いは参酌をしてということで定められておりますが、本町においても、国と違う基準を定める特別な理由といったものがないということから、いずれも国の基準に従って定めようとするものでございます。

まず、議案第6号の1条でございますけれども、これにつきましては趣旨規定、法に基づいて基準を定めるという内容になってございます。第2条で特定教育保育施設等には特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるという条文でございまして、これにつきましては、平成26年の内閣府で第39号による基準が定めておりますが、これにつきましては本則で52条からなる基準でございます。この基準をもって本町の基準とすると定めようとするものでございます。この条例の施行月日ですが、平成27年4月1日から施行するものでございます。次に、議案書2ページを開いて頂きたいと思います。議案第7号 美深町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

これにつきましては、家庭的保育、小規模保育事業等の認可・認定を市町村が行うということになってございます。この認定・認可を行うための基準を定めようとするものでございまして、これにつきましても児童福祉法の規定に基づいて、国の基準をそのまま本町の基準として定めようとするものでございます。第1条が趣旨規定でございまして、第2条にその基準に関する規定を載せてございますが、平成26年厚生労働省令で第61号の基準をもって本町の基準とするものでございまして、この厚生労働省令につきましては本則で48条ございます。この基準を本町の基準として定めようとするものでございます。附則として施行月日でございますけれども、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案3ページ、議案第8号 美深町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

美深町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

学童保育の基準を定めるものでございまして、これも児童福祉法の規定に基づいて本町の基準を定めようとするものでございます。その趣旨について第1条で規定してございまして、第2条にその基準を定めようとするものでございます。この基準につきましては、平成26年度厚生労働省令第63号で定める基準を持ってその基準とするということでございます。この厚生労働省令につきましては、本則で21条の基準をもってございます。

この基準を本町の基準とするものでございます。施行期日でございますけれども、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に議案書4ページをご覧頂きたいと思います。

議案第9号でございます。美深町保育の必要性の認定に関する条例の制定について

美深町保育の必要性の認定に関する条例を次のように定める。

4条からなる条例を定めようとするものでございます。新設の条例でございますが、現在、美深町保育の実施に関する条例というのを持ってございます。この条例につきましては、児童福祉法に基づいて保育にかける保育の実施基準を定めてございますが、今回の制度改正に伴いまして子ども子育て支援法の規定に基づいて保育の必要性について認定を行うための基準を定めるようとするものでございます。第1条には趣旨を規定してございまして、第2条が定義、この条例に関する用語の使用につきましては、法に使用する用語の例によるという規定でございまして、第3条に保育の必要性の認定基準を規定してございます。このページの第1号から次のページ第12号までの基準を定めてございますが、現行の条例で保育の実施基準が定めてございますけれども、この4ページの新条例の第3条、第1号から第5号に規定している部分が概ね現在の基準でございます。居宅内外での就労、妊娠、出産と病気障害、同居親族の介護、災害の復旧にあたっていることとなってございましたが、今回の改正により、この保育の必要性の認定の基準が更に内容が加えられてございます。まず、第1号の就労の形態でありますけれども、これにパートタイムによる就労が加えられております。1ヶ月においては48時間以上労働していれば保育の必要性があるということで認められるということでございます。更に、第6号から次のページの11号に掲げる内容、求職活動、企業の準備、就学職業訓練、児童の虐待やDV、更には育児休業時の継続利用、これらが加えられているものでございます。これらはすべて国の基準がありますけれども、この基準を本町の基準として定めようとするものでございます。5ページ最後になりますが、条例の施行期日、平成27年4月1日から施行致します。この条例の施行によりまして、これまでの美深町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

以上が議案第9号の説明とさせて頂きます。

次に6ページ、議案第10号でございます。

美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を次のように定める。ということでございます。

現行の保育料につきましては、幼稚園の保育料徴収条例更には保育所規則において具体的な金額を定めてございますが、今回、制度改正によりましてこの条例をもってこれらの利用者負担についての定めを行うものでございまして、具体的な金額につきましては、規則の方に委任をしたいと考え方でございます。7条からなる条例を定めようとするものでございます。制度の改正に伴いまして、出資規定として、子ども子育て支援法に基づいて利用者負担額、その他の必要な事項を定めるものということでございます。第2条の定義につきましては、議案第9号と同じでございます。第3条にその利用者負担額について規定してございますが、それぞれ法令によって利用者負担額が定められてございますが、これらの利用者負担については規則で定めるということでございます。なお、規則におきましては、従来から国の定める水準の概ね6割で本町は定めてございましたので、この水準については引き続き規則の中で謳っていきたいということでございます。更に第4条では時間外保育、第5条では一時預かり保育に関する保育料の規定についてこれも規則で定めるという内容でございます。次7ページ、第6条利用者負担の減免に関する規定、第7条が委任に関する規定でございます。この条例の施行期日でございますけれども、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第6号から第10号までの説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第6号から議案第10号までの説明を終了致します。

---

### ◎ 日程第7 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正に伴う関係条例の整備について議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、昨年6月に改正されました。この改正では、教育行政の責任体制の明確化、迅速的な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携、強化。地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革案が行われています。この内、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が議会の同意を得て、市長が直接任命する常勤の特別職として置かれること、更に教育長が教育委員会を代表することに伴い、教育委員長及び教育長に係る関係条例を整備するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。

議案書の 8 ページを開きください。

議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを次のように定める。

2 枚めくって頂きたいと思います。資料をお付けしてございますので、資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。改正の趣旨につきましては、只今町長から提案理由の説明があった通りでございますけれども、この条例の整備によりまして 5 本の条例の改正、更には 1 本の条例を廃止するという内容になってございます。まず、第 1 条関係が美深町議会議員会条例の一部改正についてでございます。アンダーラインのところが現行と改正案を比較してご覧頂きたいと思いますけれども、今回の改正によりまして教育委員会の代表が委員長から教育長に改められます。これによりまして、この条例のアンダーラインの部分、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長と改めようとするものでございます。次に、第 2 条関係が特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに臨時の委員等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、別表の改正でございまして、別表に報酬額及び費用弁償の額がそれぞれ委員さんの種類と報酬額等が規定されてございますが、この中の教育委員会に係る部分で、現行では教育委員会として委員長と副委員長の報酬がそれぞれ規定されておりますが、今回の法の改正によりまして教育委員長の制度がなくなります。それに伴いまして教育委員会の委員という種類でその報酬額を定めるよう改正するものでございます。次に 12 ページ、第 3 条関係、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてでございます。今回の法の改正によりまして、教育長の服務等の規定がこの中に職務専念義務規定が設けられてございます。これによりまして、特別な定めがある場合を除く他は、職務に専念をしなければならないという法律の規定がございまして、その特例に関してこの条例で定めているものでございまして、これらは一般職員の関しての規定、ここに教育長の職務専念の特例の規定を加えようとするものでございます。次に、第 4 条関係でございますけれども、美深町長等の給与に関する条例の一部改正についてでございます。これまで教育長の給与及び勤務時間に関する規定につきましては、一般職と別に条例に規定されてございました。これは教育公務員の特例法によって定められていたものでありますけれども、教育長はこれまで一般職に属する地方公務員ということでありましたが、その職務と責任の特殊性に基づいて他の職

員とは異なる特例的規制を受けるのだと、こういったことから教育公務員特例法の中で教育長の給与、勤務時間等については地方公共団体の条例で定めなさいという規定がございました。これに基づきまして教育長の給与、勤務時間等に関する条例を定めて、これによつて執行しておりましたが、今回、常勤の特別職ということになったことに伴いまして、町長等の給与に関する条例の中に教育長の給与等についても規定をしているということでございます。従いまして第3条の第3号として、教育長の給与の月額を規定しようとするものでございます。次13ページでございますけれども、これにつきましては町長等の期末手当に関する規定で、基準日の1カ月以内に退任或いは死亡又は他の条例の適用を受ける職員になった場合の取り扱いに関する規定を謳ってございますけれども、この中に美深町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例というものがございますが、今回この条例を廃止することに伴つて、この部分を条文から削除しようとするものでございます。次に第5条関係、職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。条例の中で用語の意義ということで定義をしてきておりますけれども、この旅費に関する職員、旅費を支払う対象を謳ってございますが、この中で現行は町長、副町長ということで、一般職に加えて規定してございますが、今回、教育長がこれに加わるということでございまして、今回の改正により町長、副町長、教育長という条文の整理ではなくて、一般職及び常勤の特別職ということで規定をしようとするものでございます。次に、この条例の施行期日でございますけれども、平成27年の4月1日から施行するものでございます。なお、第2項から第5項までの経過措置、更に第6項における経過措置が謳ってございますけれども、この法律の施行の際、平成27年4月1日でありますけれども、元に在職する教育長につきましては教育委員としての任期がある期間は在職するものという規定がございます。従いまして、本町の教育長の教育委員としての任期は平成28年9月30日まで任期がございますので、これまでの間については現行の規定に基づいて執行するということでございまして、この間、現行の教育委員長、教育長という体制の中で、教育行政を執行して参りたいという、その経過措置を謳っているものでございます。更に、先程ご説明した通り、第6項の規定につきましては、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については廃止をするという規定でございます。

以上、議案第11号の説明とさせて頂きます。

訂正させて頂きます。新旧対照表の中で、11ページの費用弁償の部分で、現行の規定を委員長、副委員長と私が読み間違えたそうでございます。委員でございますので訂正してお詫び申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第11号の説明を終了致します。

ここで休憩をとります。

再会は13時10分と致します。

---

休憩 午前11時57分

再会 午後 1時10分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開致します。

---

◎ 日程第8 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 日程第8 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

この条例改正につきましては、国家公務員の給与に関してなされた平成26年度人事院勧告の内、給与水準の引き下げをはじめとする給与制度の総合的見直しが勧告されており、本町職員の給与についても国に準じた改正を行うものであります。

またこれに加えて、将来、一部事務組合等、他の地方公共団体への職員派遣に備えて、新たに単身赴任手当と地域手当を整備しようとするものであります。よろしくご審議頂き、原案ご決定頂きますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。

議案の15ページを開いて頂きたいと思います。

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

資料でご説明申し上げますので24ページをお開き頂きたいと思います。一部改正の資料ということで、ここに記載しておりますが、改正の趣旨ということで今回の改正の内容でございますけれども、昨年の国の人事院勧告によりまして給与制度の総合的な見直しということで給与表の改正が行われてございます。これに合わせて今回職員の派遣に備えた手当の整備、こういった改正を行うものでございまして、まず、給料表の水準が平均2%の

引き下げ、0から概ね4%位までの幅で、特に高齢者層の給与の抑制をするという改正がございます。これに合わせまして昇給方法の抑制措置或いは職務の給与における最高号俸を超えて昇給する制度を枠外昇給と呼んでいますけれども、これらを廃止する改正を考えております。また、管理職の職員が災害等への対応、これらの管理職員特別勤務手当という形で、現在は休日出勤した場合に支給されておりましたが、これが平日の深夜午前0時から午前5時まで勤務した場合はこの手当を支給するという体制でございます。また、他の公共団体等への職員を派遣した場合に備えた手当の整備ということで、今後、国、道あるいは他の市町村等との人事交流などにより職員を将来的に派遣する場合が想定されます。今回、国の単身赴任手当、地域手当の制度改革がございまして、それに合わせて本町にもこれらの準備のために、それぞれの手当を制度化するという内容でございます。これに合わせまして、単身赴任手当制度の整備に伴う関係条例を行うものでございます。単身赴任手当について若干記載してございますけれども、異動更には本町の場合は職員派遣ということになろうと思いますけれども、これによって単身赴任により二重生活、配偶者が派遣となる職員と一緒に赴任先へ行けないという理由があった場合について経済的心的負担を軽減させるといった目的で設定された手当でございます。国においては平成2年4月から実施されているものでございます。支給要件としては配偶者と別居をして距離的要件を満たし、更には単身で生活することを状況とする職員に対して支給されるものでございます。支給基本額については3万円としてございますけれども、今回の人事院の改正で経過措置がございまして、平成30年3月までについては2万6千円ということになってございます。また、今回新たに加算額についての改正がございまして、100キロ以上で6千円というような内容になってございます。300キロ以上500キロ未満とか、500キロ以上700キロ未満とか段階を刻んだ国の制度をもっていますけれども、こういった距離数に応じた加算額をプラスするのだということでございます。合わせて残された配偶者が住んでいる住宅、居宅に対する住居手当の支給をするとそういう内容となってございます。それでは新旧対照表をご覧頂きたいと思います。まず第2条の改正でございますけれども、これにつきましてはどういった給与を支給するのかという内容の規定でございますけれども、これに単身赴任手当、地域手当を加えようとするものでございます。次に、第4条の改正、これは定期昇給に関して規定しているものでございますけれども、現在、1月1日に1年間のその者の勤務成績に応じて昇給させるという規定がございまして、一般的に4号俸の昇給となってございますが、この中に現行5級以上の者については3号、55歳を越える職員については2号俸、更には枠外の昇給に関する規定もございます。今回、この第4条の第4項についての規定を新たに4項、5項に分けて規定をしようとするものでご

ざいます。5級以上の昇級号俸を3号俸とするという規定を削除し、また、55歳以上の職員の昇給に関する規定2号俸とする者を第5項として、別の項だけで謳うものでございます。また、現在現行の第5項、第6項の枠外昇級に関する規定でございますけれども、これについて削除するということです。35ページをお開き頂きたいと願います。給与表を載せてございますけれども、この35ページの給与表の下、表を分けてございます。左側が現行の給料表、右側が改正後の給与表ですけれども、ここで現行の給与表で右側から6級、5級、4級、3級、2級、1級となってございますけれども、例えば、現行の6級の77号俸、これは金額では42万2,600円となってございます。これが6級の最高号俸でございますけれども、先程枠外昇給ということを申しましたのは、これ以上現在の規定では昇給させることができます。つまり6級の76号俸と77号俸の差額、現行であれば500円になりますけれども、この差額分だけを78号俸42万3,100円になりますけれども、これを特の1号俸、更に特の2号俸という形でこの給与表に給与の額がなくとも枠外に監査額だけプラスしていって昇給させるという今現在の規定がございますけれども、この規定を廃止しようとするものでございます。次、26ページをご覧頂きたいと思います。次、住居手当の改正でございます。現行、第8条の2、第1項と第2項でそれぞれ第1項では借家等の借家・アパート等の家賃に対する手当の額等の規定を規定しております。更に第2項では、自己所有、持家に対する住宅手当の額に関する規定がございますが、これを条文の整理を致しまして、今回の改正として、まず第8条の2第1項には住居手当の支給要件を規定しようとするものでございます。従いましてこういったものが住居手当の対象となるのかなどといった規定の整理でございまして、第1号、第2号については現行の規定通りでございまして、現行の借家、賃貸アパートに対する手当の支給ということが第1号、第2号が持家に対する支給をするという要件の規定でございます。ここに第3号として今回新たに単身赴任手当が規定されます。これによりまして、単身赴任をする職員の配偶者、この配偶者が居住するために住む住宅、賃貸の住宅、更には持家、こういった要件に合致すればこの配偶者に対して住宅手当を支給するという部分を一語追加しようとするものでございます。次に、第2項についてはそれぞれの住宅手当の額について規定をし、整理をするものでございます。第1号については、現行の借家或いは賃貸アパートそういったところに居住している者の住宅手当についての額、これについては現行通りであります。また、第2号については持家に係る住宅手当の額、第3号に単身赴任手当を支給されている職員の配偶者に対する住宅手当の額でありますけれども、これは2分の1相当額という規定となってございます。次に、第8条の4、これは新設の条項でございますけれども、ここに単身赴任手当に関して定めを行うものでございます。次に、第

8条の5、28ページの下の方でありますけれども、ここに地域手当の規定をするものでございます。地域手当、国家公務員においては現行給与の3%から18%の間で支給をされてございます。東京23区で18%、北海道では札幌市がこの地域手当の支給対象となってございまして3%の支給となっております。これが今回の改正で、東京23区につきましては20%という最高額が引き上げられた改正になってございます。給与制度の総合的な見直しということで、地域間の格差をこの地域手当によって一定程度解消を図っていくといったことからの改正でございまして、北海道については札幌市ののみが3%ということでこれは変わっておりませんが、これらの支給の範囲内についてはこの20%を超えない範囲を規則で定める額ということということで規定をしようとするものでございます。次に、第9条の2、管理職員特別勤務手当に関する規定でございます。現行、休日のみの支給ということになってございましたが、これに第2項として、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の管理職手当、特別勤務手当を支給するという規定をするものでございます。更に第3項の第1号として、これは現在の休日における手当の額を規定したものでございまして6千円ということになってございます。これは現行通りでありますが、更に第2号として3千円という額がございますけれども、これが平日の勤務、午前0時から午前5時までに勤務した場合の管理職に特別勤務手当の額、ここに定めようとするものでございます。次に30ページ、第11条の2、これは条文の整理でございます。今回、地域手当が加えられたことによりましてこの条文にそれぞれの項に地域手当を加えようとするものでございます。次に、第15条の規定、勤務時間1時間当たりの給与額の算出に関する規定でございます。職員の超過勤務手当等の算定に、この1時間当たりの金額を算定して出す場合に使うものでありますけれども、今回の改正によりまして、この給料の月額に、更に地域手当の月額の合計という部分を追加しようというものでございます。従いまして1時間当たりの給与の算出の中に地域手当の額も算定に加える改正でございます。次に、第15条の3の改正、期末手当に関する改正でございますけれども、これも今回の地域手当の額が加わったことによる改正でございます。現行の第2項では、期末手当の額として基礎額プラス扶養手当の月額ということで謳ってございますけれども、今回、条文の整理を致しまして、まず、第2項では期末勤務手当の基礎額にそれぞれの率を掛けるのだという改正に改めます。更に第4項において、その期末手当の基礎額とは、という形で規定をしようとするもので、給料の額に扶養手当の月額、並びにこれに対する地域手当の月額ということで、ここに現行謳っておりました扶養手当を第4項にもっていきまして、更に地域手当の月額をえたものが期末手当の基礎額となるという規定に改めようとするものでございます。第5項の改正についても、地域手当の月額というものを新たに加

えようとするものでございます。次、第15条の6、次のページにいきまして32ページになりますけれども、勤勉手当に関する改正でございますけれども、これにつきましても、先程の期末手当と同様の改正をおこなおうとするものでございます。次に16条の改正でございますけれども、現行、再任職員及び任期付短時間勤務職員に対する適用除外、7条から8条の2までの規定は適用しないということで、扶養手当、住居手当については適用しないということでございますけれども、更に今回の改正によりまして任期付短時間勤務職員につきましては、単身赴任手当についても適用の除外とするということで、条項を分けまして16条、更に16条の2を加えまして、それぞれ規定をしようとするものでございます。次に別表の改正、先程ご覧頂きましたが、給与表の改正でございまして、左側が現行の給与表、右側が改正後の給与表でございまして、アンダーラインが引いてある部分が改正となるものでございまして、1級の改正はございません。2級の13号俸から額の改正となります。2級の13号俸、現行20万8,800円でございますけれども、これを20万8,600円に引き下げるという内容でございます。これで月額200円の引き下げということになりますが、これはずっと参りまして次のページ、35ページをご覧頂きたいと思います。先程の6級の77号俸をご覧頂きたいと思いますけれども、42万2,600円と現行の給与の額となっておりますが、これが改正では40万5,900円となるものでございまして1万6,700円の引き下げということで、およそ4%の引き下げということになるものでございます。なお今回の改正によりまして、先程申しました6級の77号俸から更に8号追加になりまして、6級でいえば現行6級77号俸から85号俸まで8号追加となってございます。更に5級においても同様に5級の86号俸から93号俸まで8号俸が追加になったという改正でございます。次に37ページ、附則でございますけれども、この条例の施行でございますけれども、この平成27年4月1日から適用するということでございます。附則の第2項は切替日における号俸の号給の調整ということで経過措置を設けてございます。更に3号3項につきましては、今回の給与の切り替、平均2%の引き下げの部分でありますけれども、これにつきましては3年間の経過措置を持つものでございまして、平成30年3月31日までの間については給料の月額について現行支給されている金額より更に引き下がる場合については3年間だけ原級の保証をするということであります。そういった経過措置を設けるものでございます。また38ページの6項、7項につきましては、これは単身赴任手当、更には地域手当における特例経過措置でございますけれども、それそれで単身赴任手当については3万円、地域手当については100分の20、20%を超えない範囲という規定となっておりますけれども、これも国の制度同様、経過を設けまして、その間につきましては、規則の範囲内で定めるということ

とでございます。次に、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、次のページ、39ページに新旧対照表を載せてございますが、それぞれ今回の改正によりまして、単身赴任手当、地域手当等が加えられておりますけれども、この条例においてもそれぞれの手当を列挙してございます。ただ、今回の改正に合わせましてそれぞれ給料以下、手当の種類を列挙するのではなくて、職員の給与に関する条例に定める給料及びという形で規定しようとするものでございます。これによりまして、町の職員の給与に支給されたものがすべて派遣職員の給与として支給されるという形で改めようとするものでございます。

以上が議案第12号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第12号の説明を終わります。

---

◎ 日程第9 議案第13号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第13号 美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 美深町フレンドバス運行に関する条例の一部を改正について説明を申し上げます。

フレンドバスにつきましては、市街地における身近な公共交通機関として平成25年度から運航して参りましたが、更なる利便性の向上を図るため、昨年5月から運航エリアを拡大する実証運行を行って参りました。この度、この実証運行を踏まえて4月から本運行とするため条例を改正しようとするものであります。

よろしくご審議頂き原案ご決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の40ページをお開き頂きたいと思います。

議案第13号 美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正について

美深町フレンドバス運行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくって頂きたいと思います。

資料をお付けしてございますが、新旧対照表を載せておりますが、その下に運行エリア図を載せてございます。現行、フレンドバスにつきましては、東西では東2号から西1号まで、南北では6線道路から概ね9線道路というようなエリアの中で、東エリア、北エリア、南エリアという区分に分けて運航してございます。昨年の5月からエリア拡大という

ことで実証運行をして参りましたけれども、今回4月から正規にエリア拡大を行うということで、東西のエリアについては変更ございませんが、南北について南につきました6線道路から5線道路までエリアを拡大する。更には北側につきましては9線道路から10線道路までエリアを拡大し、運行をしようとするものでございます。

以上 議案第13号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第13号の説明を終わります。

---

◎ 日程第10 議案第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は、平成27年度から29年度までの第6期美深町介護保険事業計画における保険給付費の増加見込みなどに伴い、第1号被保険者に係る介護保険料を引き上げる必要性から所要の改正をおこなうものでございます。また、介護保険料の改正に伴い、平成24年4月から市町村において実施することとされた介護予防日常生活支援総合事業などについて、円滑な実施を図るための体制整備を進めるため事業の実施に係る経過措置を定めるものであります。

よろしくご審議頂きで原案決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案説明をさせて頂きます。

43ページをお開き頂きたいと思います。

議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正について

美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくって頂きまして45ページに新旧対照表をお付けしてございます。現行につきましては、保険料率24年から平成26年度までの規定でございますけれども、これを第6期計画ということで平成27年度から平成29年度までの間の保険料率に改めようとするものでございますが、2枚めくって頂きたいと思います。表を付けてございますのでご説明を申し上げたいと思いますけれども、まず、現行の第5期につきましては8段階での料率を決めでございます。法的には第39条の法律を引用しているということでございま

すけれども、これは国の基準を標準として市町村がその割合を定めるという規定なってございます。第5期の計画におきましては、国が定めるこれは38条に基準を載せてございますけれども、6段階しかございませんでした。これは町として8段階の料率を定めたいということで、39条を適用させまして第8段階の料率を定めたものでございます。基準となる額が第5段階でございます。割合で1.0と書いてございますが、年間保険料が4万3,200円でございますけれども、月額に致しまして3,600円となってございます。今回の改正で、第6期におきましては、法の38条を適用してその段階を定めたいということで考えてございますが、これにつきましては法の改正により第38条の段階で6段階から9段階となったということで、この9段階を適用し本町としての料率を定めようとするものでございます。今回の第6期計画における基準につきましても、第5段階の部分が1.0ということで定めてございまして、年間保険料で5万4,000円、月額に致しますと4,500円の引き上げと900円の引き上げとなるものでございます。この900円の引き上げにつきましては、まず、被保険者数の増、給付費が伸びるということの自然増で見てございます。更に給付費に占める保険料の負担割合が改正されてございまして、21%から22%で1%増えているということと、更にはグループホームの整備、サービスが増えるということで保険料の増ということで、これらを合わせますと1,153円の増、3,600円に対して1,153円の増ということになりました。これに基金を一部繰入れて900円まで引き下げるということで、253円の月額にしますと引き下げということになりますが、基金残高が現在6,100万円余りあります。これは現在の残高でございまして、26年度予算で1,470万円余りを繰り入れる予算となっておりまして、従いまして26年度末では4,600万円余りの基金残高であります。それからおおよそ1,470万円余りを繰り入れまして月額900円の増ということにするものでございます。次に1枚めくって頂きまして、先程の新旧対照表の説明をしたいと思います。46ページの第9条の改正でございますけれども、これにつきましては所得階層が増えたということによる文言の改正でございます。次に附則の改正でございますけれども、この附則で今回の介護保険後の改正によりまして、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、市町村の事業ということで、この27年4月1日から進めるというふうに規定されてございますが、附則の中でそれ以降の準備期間等々を含めて経過期間を設けてございます。それに伴いまして本町としましてもこれまでの地域サービスの利用しやすい環境或いは地域における支え合いの体制づくり、こういった準備期間を設けまして、平成29年度から一部を実施、更には平成29年度中に実施をするという経過期間を設けようとするものであります。この条例につきましては施行期日を平成27年4月1日から施行するということでご

ざいます。以上、議案第14号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第14号の説明を終わります。

---

◎ 日程第11 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第15号 美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第15号 美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律いわゆる認定子ども園法の一部改正をする法律が公布され、この中で学校と児童福祉施設を単一施設とする幼保連携型認定こども園が位置づけられたところであります。これに伴いまして、従来、個別に定めていた幼稚園と保育所の関係条例を一体的に整備するものであります。 よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書49ページを開いて頂きたいと思います。

議案第15号 美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正について

美深町幼児センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくって頂きまして51ページをご覧頂きたいと思います。新旧対照表を付けてございますが、今回の子ども子育て関連法案の施行に伴いまして、本町の幼児センターの条例についても一部改正を行うということでございまして、現在、設置条例の法の根拠につきましては、児童福祉法それと学校教育法の2つを根拠として設置してございますが、今回の認定子ども園法の改正によって、幼保連携型の認定こども園が法的に整備をされたということで、今回第1条を全部改正致しまして、認定子ども園法に基づき、美深町幼児センターを設置すると改めようとするものでございます。第4条に事業の実施ということで、今回新た謳うものでございまして、幼児センターの事業について第1号につきましては、幼保連携型認定こども園であるということを謳ってございます。更に第2号につきましては、時間外保育の事業を行う。第3号と致しまして、現在行われておりますが、地域子育て支援拠点事業を引き続き進める。更には一時預かり事業を進める。第4号でございますけども、こうといった事業実施するということを謳うものでございます。次、52ページ

でございますけれども、保育料に関する規定でございます。現行の保育料につきましては、幼稚園籍といいますか幼稚園に通園する者につきましては、幼稚園保育徴収条例に規定する金額を納めて頂きましたし、保育所籍については保育所の規則に金額を載せておりますので、その金額をもって徴収をしてございましたが、今回、先程、議案第10号で説明致しました利用者負担に関する条例にそれぞれの保育料の規定が定められますので、この利用者負担条例に規定する額を徴収し保育料とするという規定でございます、これが第1号。第2号につきましては、時間外保育料に関する規定でございます。第3号については一時預かり保育料に関する規定でございます。更に第4号として、給食費等に係る実費負担につきましては規則に定め、徴収しようとするものでございます。第6条につきましては、保育料等の徴収に関する規定、これにつきましては教育委員会規則に定めるとするものでございます。第7条につきましては、減免の規定。第8条が遅延損害金に関する規定でございます。第4条が委任に関する規定となってございます。この条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。なお、この条例によりまして、美深町立幼稚園設置条例、美深町立幼稚園保育料徴収条例、町立保育所設置条例、この3条については廃止をするものでございます。

以上が議案第15号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第15号の説明を終わります。

---

### ◎ 日程第12 議案第16号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第16号 美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第16号 美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、現在3歳児以上の幼稚園籍の園児を対象としている遠距離通園児の通園補助について、新年度から新たに3歳児以上の保育園籍の園児についても補助対象に加えまして、保護者の負担を軽減しようとするものであります。

よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書54ページご覧頂きたいと思います。

## 議案第16号 美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正について

美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくって頂きまして、新旧対照表を付けてございます。この改正につきましては、第1条の目的規定の改正でございまして、このアンダーラインを引いている部分、幼稚園教育の円滑な運営に資することを目的にするという部分、この幼稚園教育云々という文言を削減致しまして、単に保護者負担の軽減を図ることを目的とするということの改正でございまして、これによりまして、幼稚園、保育所いずれの籍の3歳以上の園児については、遠距離通園の補助を受けられるということに改めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第16号の説明を終了致します。

---

## ◎ 日程第13 議案第17号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第17号 美深町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 日程第13 議案第17号 美深町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

ご案内の通り、現在市街地を給水区域としている上水道につきましては、道営中山間事業で給水区域を拡張することとしております。これに伴う水道事業の認可変更を行うにあたって、給水区域、給水人口、給水量などを見直したところ、給水人口が水道事業の基準となる5,000人を下回ることとなりました。これに伴って簡易水道事業へ事業区分が変わることとなりました。従いまして、この条例改正では市街地を中心とする水道事業を中央簡易水道事業に富岡以北を受け持つ簡易水道事業を北部簡易水道事業に名称を改めると共に、給水区域などの見直しのほか、事業区分に適合させるための所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議頂き、原案ご決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書56ページお開き頂きたいと思います。

議案第17号 美深町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

美深町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

今回の条例改正によりまして、5本の条例を改正し、また、2本の条例を廃止しようとするものでございまして、詳細につきましては資料をもってご説明させて頂きます。3枚めくってい頂いて61ページを開いて頂きたいと思います。改正の趣旨につきましては、只今町長から説明があった通りでございますけれども、まず、第1条関係美深町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。なお、現在美深町において現行水道に関する条例につきましては、この美深町水道事業の設置等に関する条例、更には美深町給水条例、それと美深町簡易水道事業条例という、この3本の条例がございますが、今回の改正に合わせましてこれらを整理統合して改正しようとするものでございます。まず、現行の美深町水道事業の設置等に関する条例名を美深町簡易水道事業の設置等に関する条例に改めようとするものでございまして、この条例には簡易水道事業の設置に関し定めると、条文の整理を行うものでございまして、中央簡水及び北部簡水の名称、区域、規模について規定するものでございます。まず、第1条でございますけれども、現行の第1条、第2条をまとめまして改正後の第1条とするものでございまして、設置及び経営の基本について謳うものでございます。次に、第2号に簡易水道の名称、区域等を規定するものでございますが、まず、第1号として中央簡易水道事業について規定するものでございます。現行の水道事業の具体的な給水区域につきましては、給水条例の方の第2条に規定されておりますが、この規定をこの設置条例の方に謳いまして、それぞれ給水区域更には給水人口、現行6,000人としてございますが、これを4,070人、と日最大給水数量につきましては現行2,500立方メートルから1,750立方メートルに改めようとするものでございます。次に、第2号として北部簡易水道事業について規定するものでございますが、現行は美深町簡易水道事業条例にこの部分が規定されてございますが、今回の改正によりましてこの設置条例に北部簡易水道事業に関して規定をするものでございます。内容等についての改正はございません。次、第3条として中央簡易水道事業に関する規定でござりますけれども、現行水道事業につきましては、中央公営企業法に基づく企業会計で財務規定を運用してございますが、この企業会計方式による財務規定を引き続き適応させるという規定をここに載せてございます。また、現行の第3条以降につきましては、公営企業法に基づき、条例に定めている事項がございます。今回の改正によりまして、公営企業法の適用につきましては、財務規定のみをすることから第7条までの全文については削除するものでございます。なお、現行これらの規定につきましては、地方自治法に基づいて今後執行されるということでございます。次に64ページ第2条関係、美深町給水条例の一部改正でございます。現行は美深町水道事業の給水についてということで、第1条目的規定がされておりますが、これを美深町簡易水道事業に改めるものでございまして、この目的規定

にある通り、料金及び給水装置工事の費用負担、また工事監督者の配置基準、資格基準、更には技術管理者の資格基準、これらをこの条例で規定しようとするものでございます。従いまして、現行の第2条にあります給水区域に関しましては、設置条例に規定することに改正してございますので、この部分については削除するものでございますが、新たに第2条として、この給水条例の対象となる事業ということで設置条例の第2条に規定する事業をこの条例の摘要とするという旨を謳うものでございます。次、65ページでございますが、工事費の算定方法につきまして、今回の改正によりまして消費税相当額の算定についてこの条文を整理するものでございます。次に、第18条の第3項の規定でございます。これは文言の整理でございまして、66ページの第1行、既存の既、これの改正でございますけれども、これを漢字に改めるということで常用漢字表現が改められまして、既存の既が表に登載されたことによる改正でございます。次に、第24条料金についての規定でございますけれども、現行は浄水場に関する料金は規定してございますけれども、これを今回の改正によりまして、現行の浄水場の料金を、中央簡易水道事業ということで用途区分の欄外に北部簡水の区分、更には次のページでございますけれども、中央簡水と北部簡水のそれぞれの区分で規定しようとするものでございまして、また、現行の第2項、各項にそれぞれ用途別の規定がされてございますが、今回の表の改正に合わせまして、それぞれ表の中に適用欄を設けまして、その中にそれぞれの用途別の規定を組み入れようとするものでございます。次に67ページが現在の簡易水道事業の料金表でございますけれども、これを北部簡易水道事業としてここに規定をしようとするものでございます。次に第30条の改正につきまして、これは手数料の徴収に関してですが、端数整理の規定がされておりますけれども、現行、計算上端数は出てこないということでございますので、この部分については削除するということでございます。次に、69ページ、70ページの改正でございます。第41条が布設工事監督者の資格に関する規定、第42条が水道技術管理者的資格に関する規定でございます。これらの資格に関しましては、簡易水道事業となつたことによりまして、経験年数が水道事業の2分の1となることから、それぞれの条項についてその旨を改めようとするものでございます。次に71ページをお開き頂きたいと思います。第3条関係が美深町特別会計条例の一部改正でございます。特別会計の条例にそれぞれ特別会計が謳われてございますけれども、今回の改正により、現在、簡易水道事業特別会計とあるところを北部簡易水道事業特別会計に、この北部を付けるように改めるものでございます。次第4条関係でございます。美深町長等の給料に関する条例の一部改正でございます。先程、議案第11号で提案致しましたけれども、内容は同じでございます。今回、企業職員等の企業及び給与に関する条例を廃止致しますので、この部分の条文から

削除をしようとするものであります。次に第5条関係でございますけれども、美深町暴力団排除の推進に関する条例の一部改正でございます。まず、今回の改正によりまして、8条の26号の美深町簡易水道事業条例につきましては廃止を致しますので、条文から削除致しまして、それぞれ27号以下を繰り上げる改正となってございます。更に第32号の改正でございます。美深町給水条例につきましては、只今ご説明した通り、今回の改正によりまして料金或いは技術者の資格等を定める内容となってございまして、施設に関する規定については設置条例に定められたことによりまして、現行の第32号を削除致しまして、第31号として美深町簡易水道事業の設置に関する条例を新たに加えようとするものでございます。附則としまして施行期日につきましては平成27年4月1日、それぞれ経過措置を設けてございますが、簡易水道事業特別会計につきましては、平成26年度の収支、更には決算については、従前の例によるという改正でございます。次に条例の廃止でございますけれども、美深町簡易水道事業条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、この2つの条例はこの条例をもって廃止するものでございます。また、簡易水道の廃止に伴う経過措置としまして、この条例の改正条例の施行前にした処分、効力については、従前の例によると経過措置を設けようとするものでございます。

以上が、議案第17号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第17号の説明を終わります。

---

#### ◎ 日程第14 同意第1号

○議長（倉兼政彦君） 日程第14 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 第1号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。現在、委員としてご活躍を頂いている庄司村尾さんはこの3月19日をもって4期目の任期を満了することになるわけですが、引き続き教育委員に任命致したく、議会の同意を求めるものであります。庄司さんは昭和32年8月16日生まれで現在57歳であります。昭和56年に東京理科大学理学部を卒業され、卒業と同時に関心の深かった農業に従事されております。その後、平成元年に本町恩根内において新規就農され、両菜類の栽培に先駆的に取り組まれ、地域の中核農家として、また、指導的立場でご活躍をされている信望の熱い方であります。人格、識見とも優れ、信頼も厚く、教育に関する諸課題の解決に向けて精力的にご活躍を頂いており、教育委員として適任であると判断いたしております。

平成11年3月に就任以来、4期16年には豊富な経験を生かされて、本町教育行政の更なる推進にご活躍頂けることをご期待申し上げまして、引き続き教育委員に任命致したく、提案するものでございます。満場のご同意を頂きたく、お願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 提案説明が終わりましたので質疑があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

討論を省略し、これから同意第1号の教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決致します。

この採決は起立をもって行います。

本件に同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。

従って、同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することと決定を致しました。

---

### ◎ 日程第15号 議案第18号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15号 議案第18号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第18号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。

この制度については、美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着化を図るため、北海道労働金庫の運用減資として預託をし、勤労者の福祉資金として貸し付けを行うものであります。預託する金額及び融資限度額を定めるものとするものであります。

よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明と致します。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の74ページをお開き頂きたいと思います。

議案第18号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について  
美深町勤労者福祉資金融資資金に基づく預託金及び融資限度額を平成27年4月1日から次の通りとする。預託金額につきましては500万円、預託金融機関につきまして

は、北海道労働金庫名寄支店でございます。融資限度額を750万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号について採決を行います。

議案第18号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第18号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第16 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第19号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第19号 上川教育研修センター組合規約の変更について提案説明申し上げます。

本件は、先に提案した第11号議案と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、議会の同意を得て組合長が任命する教育長を設置することから、組合規約の変更が必要になっております。この規約変更について関係団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議頂き、原案決定頂きますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の75ページでございます。

## 議案第19号 上川教育研修センター組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、上川教育研修センター組合規約を次の通り変更する。

1枚めくって頂きたいと思います。只今、町長の方から説明があった通りでありますけれども、新たにこの教育委員会に教育長を置くということで、現在の規定、アンダーラインの部分でございますけれども、現在、委員となっているところを教育長及び委員と改めるものでございます。この施行期日については平成27年4月1日からの施行でございますが、なお、経過措置と致しまして先程説明した附則第2項、第1項の規定によりまして、改正前の委員が現存の部分については、従前の規定によるものという経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第19号の説明を終わります。

---

### ◎ 日程第17 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第2号 平成26年度美深町一般会計補正予算（第13号）から議案第5号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第5号で提出しております一般会計及び2特別会計並びに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 平成26年度美深町一般会計補正予算（第13号）でありますけれども説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、入札減や需要料の増減、燃料単価の改定に対応するもの、ふるさと納税寄付金の積み立てなど、年度末に向けて予算を整理するものであります。日本スポーツ振興センター調査研究事業として実質する、カナダエアリアルチームの招へいに係る経費を措置致しました。歳入につきましては、それぞれ特定財源の追加、減額、措置など、財産売払収入を計上した他、詳細については事業費の確定に合わせて減額しているわけであります。また、これらの収支の状況から予定していた基金の繰り入れを取りやめると共にこれらの財源調整を行って生じた一般財源2千万円を公共施設整備基金に積み立てるよう措置したところであります。なお、歳入歳出予算の補正と合わせて債務負担行為、地方債についても補正を致しますのでご理解を賜りますようよろしくお願ひを致します。

以上によりまして、一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 5,787 万 3 千円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 47 億 8,405 万 7 千円となるものであります。

次に、議案 3 号 平成 26 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療費支出見込額の減による保険給付費等の減額及び共同事業拠出金の確定による減額、そして平成 25 年度療養給付費等の負担金の清算に伴う返還金を追加するものであります。また、これに伴い国、道支出金、一般会計繰入金等の追加及び減額と前年度繰越金の財源として追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 4,080 万円を減額して、補正後の総額は 6 億 5,237 万円となるものであります。

次にも議案第 4 号 平成 26 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。歳出につきましては、4 月からの介護保険制度改革に伴う支出の開始費の追加と保険給付費の内、施設サービス給付費等において事業費の減額が見込まれることから、それぞれ補正を行うものでございます。歳入につきましては、保険給付費と減額に伴い、国、道などの負担金を減額するものであります。これによりまして介護保険特別会計補正額は歳入歳出それぞれ 638 万 2 千円を減額して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 2,017 万 7 千円となるものであります。

次に、議案第 5 号 平成 26 年度美深町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、企業会計制度の改正により今年度から長期前受金、引当金を措置することが義務づけられましたので、これに係る予算と有形固定資産減価償却額の確定に伴う予算を措置するものでございますが、いずれもこれらは現金を伴わない予算となるものでございます。収益的収入では 897 万 1 千円を追加して、総額 9,719 万 4 千円となります。収益的支出では 207 万 1 千円を追加して、総額 8,089 万 4 千円となるものでございます。

以上、一般会計及び 2 特別会計並びに水道事業会計の補正予算の提案説明と致します。

よろしくご審議頂き、原案決定を頂きますようよろしく申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） それでは一般会計補正の説明をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

以上、平成 26 年度一般会計補正予算（13 号）の説明を終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 羽野住民生活課長。

○住民生活課長（羽野保則君） 続きまして国民健康特別会計補正予算について説明させて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

以上、議案第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 次、木戸産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） それでは議案第5号の説明を致します。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

以上、議案第5号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第2号から議案第5号までの説明を終了致します。

---

### ◎ 日程第18 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第18 休会日の決定の件を議題と致します。お諮りを致します。

議案調査並びに一般質問調整並びに委員会活動等のため4日から8日までの5日間を休会したいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って4日から8日までの5日間を休会とすることに決定を致しました。

以上で本日の日程を終了しますのでこれで会議を閉じます。

本日はこれにて散会と致します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時15分



平成27年第1回定例会  
美深町議会会議録  
第2号 (平成27年3月9日)

---

◎議事日程 (第2号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 草野孝治君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	保健福祉グループ主幹 望月清貴君
税務グループ主幹 山崎義典君	農業グループ主幹 中江勝規君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君
-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本幹角田敏彦君
-------------	-------------

開会 午前10時00分

---

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。日程第1 諸般の報告を事務局長から行なわせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

今定例会の一般質問通告について申し上げます。一般質問通告者は岩崎議員ほか1名です。以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は2名です。発言の順序は通告の順序といたします。発言の時間は30分といたします。それでは通告の順に従って発言を許します。

9番 岩崎君。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めます。明後日3月11日は東日本大震災から4年目を迎える追悼の日であります。犠牲となられた多くの御靈に哀悼の誠を捧げます。この事実を風化させることのないよう多くの学びを私たちの地域づくりに生かしていく道筋を築いていきたいと強く心に刻むものであります。被災された方々にどのように心に寄り添うことができるのか4年目を迎えた今私たちにできることは何なのか自問する日々が続きます。年月の経過とともに福島の子供たちへの放射能被ばくによる健康被害は深刻さを増しています。全国各地では疎開や雇用の場づくりなど放射能の影響から免れ真摯の健康を取り戻し免疫力を高める雇用プログラムの取り組みが進んでおり美深町にあってもその実現を求めるものであります。この度の一般質問は一問一答形式を持ちまして行政と教育の2項目を議員に貸し与えられましたipadを活用して質問をしたいと存じます。最初に項目の1つ目行政についてお伺いをいたします。ふるさと納税と目的基金の現状。基金の考え方と使い方についてお聞きをいたします。予算編成方針では多様化高度化行政ニーズに的確にこたえるためには効率的な行政経営と健全な財政運営が求められていますと行政経営の充実を挙げておられます。財政運営の観点からふるさと納税と基金につきましてこの方向性を伺うものであります。1つ目には美深町のふるさと納税と基金の現状に課題はないのか。2つ目はふるさと納税の取り組みを納税額の爆発的な拡大と返礼品を地場産業の育成と消費拡大につなげている市町村が増えているという現状にはありますが美

深町の取り組みの方向性はどうあるのかということをお聞きしたいと思います。3つ目は平成15年にそれまで18ありました基金が基金の運用面で有利という考え方から11に統廃合され多くの目的基金が消えていったという経過がございますが、平成20年にはまちづくり応援基金と介護従事者待遇改善臨時特例基金が加わりまして現在基金数は13に至っているところですが、これらの基金は現在も運用面で有利な状況にあるのかということをお聞きするところであります。続いて4番目は1部を除いてほとんどの基金は毎年積み立てられ、使われることなく金額が増えていくという基金の状態になっていると思われますが、町の財政、財産が増えるということは好ましいことではありますが、とりわけ目的基金の本来のあり方そしてこれらの現状についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。最後になりますが直接町の基金とは関連していませんけれども、美深町子どもスポーツ未来基金負担金の考え方と将来像がどうあるのかということについてもお聞きしたいと思います。以上行政の質問でございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今岩崎議員から行政と教育2項目の通告がある中で行政のご質問が冒頭ありましたのでご答弁申し上げたいとこのように思います。まずははじめにふるさと納税と目的基金の現状と基金の考え方ということでございます。その中ではふるさと納税と基金の現状と課題ということでございますけれども、ふるさと納税につきましては寄付者が申し込みする際それぞれ8つの使用規定があるわけですがご存じあると思いますけれども指定されました事業については1月から12月にいただいた寄付金を翌年度の各種事業に財源充当するということでございます。寄付から使用までの期間をできるだけ短くして寄付者の意向に反映できるようにしたいとこういう配慮でございます。制度が始まつてから25年の12月までいただいた寄付金2,010万8千円でございます。寄付者の希望による基金に積み立てられた寄付金の平成25年度末現在高がそれぞれ先程申し上げましたように、充当して先に充当して毎年充当しているものですから残っている基金に積み立てています。これは182万円でございます。それは先程言いましたそれぞれの充当している部分と他でございまして182万円をひとつは公共施設整備基金に積み立て額が126万円で処分額38万円で現在88万円積んでいるとこういう状況であります。さらにこのCOM100の運営基金として120万円ほど積み立てているわけでありますけれども、処分額として77万円現在その残金として43万円ほどCOM100の運営基金としてあるという財源としてあるという状況です。さらに地域福祉基金については46万5千円これは全額財源充当はありませんので46万5千円そのまま災害見舞金として12万5千円6万円ほど財源充当しておりますので4万5千円でそれで182万円とこういうこ

とでございます。そういうことが基金の使い道等となっているわけであります。2つ目の返礼品地場産業の育成と消費拡大という話でございます。この特産品の開発とあいまっていいる部分があるわけでありますけれども、なかなか返礼する特産品がそんなにやっているわけでありますけれどもなかなかいいものができないないというのが現状でございまして、また常に使える一朝一夕ずっと使えるものができないないんだということでご理解をいただきたいなと思います。ただ近年あちこちの市町村で本当に爆発的なことになっていることは事実でありまして町としても若干視点を変えながらこの部分については見直しと言いますか考えていかなければならないとは思っているところでございます。そのためには返礼品といいますかこれらの寄付者に便宜を与えるといいますか希望者のニーズにこたえるというかそういうところも検討していく必要があるのかなと思っているところでございます。あとは基金の運用面で有利、さらには毎年積み立てた基金のあり方はどうだとそういうことのお話しでありますけれども、ご案内のように本町は今現在13と言いますが12の基金を考えておりますけれどもスポーツ未来基金は別でありますから12という抑えをしていただきたいなとこのように思いますけれども、ただ平成15年にそれぞれの基金がたくさんあった中12といいますか当時毎年償還する詳細の方が10を超えるということがありまして財政が膨らむ時代でありますしあったのですけれどもその中に基金を統合できるものは統合しようとその中にさらに有効活用を計る考え方が低金利時代に入ったものですからその基金の運用をもって言ってみれば利息を持って事業をやるとそういうことがなかなか難しいということでありまして、整理統合できるものはしていこうとそういう観点があったわけであります。15年でありますから相当を私の前の相当前の話でありますから10年以上前の話でありますからあまりその辺のことまで言わると私も当時の行革でそういうことの勧めの中でありますからそこまで私も想像的には答弁しますけれどもそこまであえて答弁するのはどうかと思ったりするわけであります。ただ基金というのは全てが次第に増えて当時から見ると増えており倍近くになっておりますけれどもそれの目的に沿っているわけでありまして将来の財政運営といいますか何かあるときにそして大きな投資等々に備えての基金でありますのでこれはご理解をいただきたいと思っているわけでございます。

それと最後にありました議員さんもご理解いただいている子どもスポーツ未来基金の関係ですが、これは基金ではありません。負担金でありますけれどもどの程度ということでありますけれどもご案内のように300万円ずつ町が負担をしながら出しているわけで、当初、私どもが考えたのはもう少し民間の資金といいますか基金といいますか負担金がそこに寄せられるのかなという想定をいたしましたけれども、残念ながら民間の方はそれは

ど今のところ集まっていないとは言いかたをしてはいいのではないかな。しかしながらそれなりに運営している方は努力しているということありますから、今後に向かって期待をしていきたいと思います。ただ当面これの使い道といいますか運用を見ておりますと足りないくらい出ておりますから毎年新年度の予算を組み込んだところでありますけれども、300万円程度は支出していくと負担をしていくとそういうことになろうかなと思っているところであります。以上口答の答弁としたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今基金の金額についても20年から累計で2,000万円になって有効に使わせていただいているという答弁と理解しましたけれども2番目の質問の中身とも重なってくるところがあるのですが、実はここ本当にスタートラインは同じであったものがこれは道新の記事なのですが2月20日の道新記事には当麻町が管内で初めて1億円を突破したという記事があります。それから上士幌町は全国で3番目です。金額にして9億円近いお金をを集めているというような記事が載っています。この金額うんぬんの問題ではなくて実はここにひとつの何か努力があってこういう形になったのかなと思うのですが町長は答えの中では規定を考えていかなければならぬと検討課題だというような答弁をされたのですが、総務常任委員会の所管の中でも一昨年の所管調査の中でこれらについてしっかりと改善をするべきだと指摘して言われています。1年が経っているのですがその辺の改善がなかなか見えないところなのですが、もしもしっかりと検討して次につなげたいという意向であるならばどの時点でどういうふうに中身を変えるのかそのへんのところまでお考えを聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） なかなかこれは先ほど申し上げましたよう町の物産と言いますが特産品を含めて適當なものがないようだとそこで特産品等を開発するのは難しいなということを少し申しあげたわけですけれども、しかしながらいわけでもないわけでありませんし取り組めるものもあるからそんな風に思っています今返礼品といいますかそれにお応えしている部分については10,000円以上の寄付者が大体3,000円相当の送料込みでありますけれども送金している、それも今の段階では季節によりますけれどもメロンであるとかアスパラであるとかカボチャであるとかジャガイモであるとかチーズであるとかこういう相談その他に今は高額になるわけでありますけれども美深牛であるとか美深で産出されるハチミツであるとかそういうもののいかがなものかなど、そういうことも含めていろいろそれと寄付者にこういうメニューがありますよということも含めてメニューをお示しをしてそこから選んでもらうとそういうことも含めてもらもろ検討をするときちっと

明確にいつまでにやると言い切らないわけでありますけれどもこれは新しい年度の中でそういうことも検討してくれという指示を私の方から出している段階でありますのでその辺のところはご理解をいただきたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） やはりこの爆発的にふるさと納税が全国のネット上駆け巡って、とにかく特産品の有意義なものにどんどんお金を出すよという納税者が沢山いる現状にあると思うのですが、時期を失すると物事は次に進まないことがあります。鉄は熱いうちに打てというのではないと思うのですけれどもチャンスの女神というのはなかなか後ろ髪がなくて、今やらないとできなくなってしまうというようなことも言われておりますから、ぜひこれは早急に町長の答弁の中では次年度に向けてしっかりと仕組みを作っていくたいということありますから。ただ、現状の中でもちょっと気になるのは、H Pの仕組みなのです。文字が多くなるというかふるさと納税のところを覗くと、文字ばかりで具体的にイメージとしてすぐそこにクリック出来ないようなそんな中になっていて、その辺のところも改善が必要かなと思うのです。他のところを見るとやはり写真なり或いは仕組みなり図解で解説をしていたり、写真が載っていてポンとクリックすればそこにたどりつくというような、そんな中身になっていますから、そのへんのところも工夫していただきたいというふうに思うところなのですが、いずれにしてもこのふるさと納税で非常に有効な次の基金の問題とも絡んできますので、ぜひ有効なやり方を進めていきたいと思っているところです。それで基金のことに移っていきたいと思いますが、町長も当時は15年の当時はできないという話をされましたか、目的とする目的基金といいますかそれらがこの時に相当この時点で例えば土づくり基金ですか、それからふるさと水と土保全基金ですかそれから土地開発基金ですかふるさと振興対策基金ですかまちづくり学習基金ですかそれら非常に目的がしっかり抑えている基金というのはあったのですがそれが公共基金ですか或いは経済基金となって現場に至っているわけなのですが、町長の答弁の中では当時は返済する町の財政のためにはそれも有効だったのですが基金自体が当時は2千万円弱の基金だったものが失礼19億前後の基金だったのが町長の努力等もある中で今30倍近い金額になっていて財政面でも非常ゆとりのある財政状況になってきたとその中で改めてこれは目的をしっかりと見据える中できちっと基金を作っていくというような考えはないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 基金はそれぞれ目的基金を作る場合、そしてこれを運用すればいろいろあるわけでありますけれども、今もそうなのですけれども当時からいろいろことは

国なりの方針で我々、財政状況を必ず毎年毎年検査といいますか指導を受けるわけでありますけれども、その中にあってあんまり目的基金をたくさんいろいろな項目を作つて基金の会計を作ることはあまり喜ばれないですよ。そういうことがありまして、なるべく整理、統合する方向に向かいながら努力をしているというのが、現実そういうことを踏まえながら14、5年あまり昔の話ですから、私も今さら10年以上前の前任者の時のことまで私も当時財政だとかいろいろなところに職員上がりですから、そういうことも踏まえながら理解はしているわけですけれども、基本財産基金さらには土地開発基金、林業保養センター基金、町づくり学習基金、土づくり基金、ふるさと水保全基金でこういう6本もかなりの数だけでなく金額でもなるわけであります、これがそれぞれの項目を目的に近いやつが同じような目的があって、なかなか説明は国なり道なりにするわけでありますけれども、どうしても重なるようなものがあるわけですから整理、統合加えてからここでいう残している公共資金等についても目的基金なのですよね。そういうことを考えると、ただなるべく公共となれば将来に構える、たとえば役場を作るとか建て替えるなど大きなときに出す資金ですから、そういうことを踏まえて寄せてきているとこういうことも事実であります、そういうこともご理解を出していただきたいなと思います。それと先ほど申し上げました、目的の中に金利をもつて利息をもつて運用していくと過実ですね。ところがその低金利時代に入ってるものですから、なかなかすることにはなっていかないと、そんなことも含めてそういうことに、読み取れる分はなるべく整理、統合したという経過があるのだということをご理解いただきたいと思います。必ずしも有利にまとめたから有利なったとか、そういう議論ではありませんのでご理解いただきたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 当時は討論の中で私と今の議長2人が、これらの目的に残すべきだという討論させていただいた経緯もあるのですが、その時には統合して有利に活用する考え方のもとに、とりわけ減債基金なんかに相当なお金がつぎ込まれたと思っています。減債基金の中でも今はそういう時代とまた違う時代を迎えているのですから、改めてここで目的をもう少しあきらめさせた基金というのは作つてもいいのではないかと思っているのですがこの辺の考えはいかがですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、減債基金という話が出たのですが、減債基金は当時大きな借金がありましたから、それぞれ減債基金は大事であつて今も大事なわけでありますけれどもそれぞれの財源充当はしてきているわけであります。平成14年当時の減債基金では1億7千万円くらいしかなかったのですが、それから借金をずっと重ねるということもあり

まして、減債基金も少し多めにしようという目的で、このごろも公共に積んだり減債に積んだりがあり財政調整基金そういうところ大事にしながら、基金の積み立てをやって言うということをご理解していただきたいと思います。目的を持ったものもあるのですけれども、COM100運営基金だと、そういう目的でそれは流用するとかそういう使い方ではなくて、ちゃんとした目的の中でその中であるのだけれども当初予算を組む段階においては、どうしても基金運用をしないと体制といいますか予算が組めないと見通しが立たないというふうで、予算を組んでいるわけありますけれども決断的に一般会計若干の収支の見通しが立た時にはそれを使わない方法を取りながら、将来にそれぞれの目的なり何なりに備えていくという形にしていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それで非常に基金が多くあるということは町民にとっては有利だという話も先ほどしましたけれども、ここ数年で今当初予算では基金を使うような予算組みをしていますけれども、年度末にあっては基金をまた戻すというようなことも操作をしているというお話がありました。それもひとつの手法かと思いますけれども、毎年度の事業報告書に出てくる増減のその辺の解釈の仕方で、増減のところを見るとそういう手法をとると減の部分ではゼロということになりますね。金額的にその辺の手法がいいのかどうかというその辺の考え方を聞きたかったのですが、やはり当初予算で組んだものはそれを実際に使われた金額はその中で使っていくと。そして例えでいうと、COM100の運営基金なんかも毎年必ず定額の金額900万なり700万なりその都度基金から繰り入れをして、予算を組みをしますよね。年度末には、それは繰り入れの戻しで結果的にはこの減の部分はゼロなのです。そういう手法がいいのかどうかということを、ちょっと聞きたかったのですが、それは財政上の手法なのかもしれませんがしっかり出すものは出すという形で、減の所に金額を上げてそれでまた入れるのならまた新たに基金を積むというそんな手法はどうなのかということをちょっと聞きたかったのです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 財政的な手法という話がひとつ出たのですが、そのとおり財政的な手法でありますて、歳入も歳出もそうなのでありますけれども例えば町債を借りる。そういうものも積んでいるのですけれども、例えば今26年度のやつを実際借りるのは、全部工事だとかそういうものが終わってしていくらいくらという確定して借りる借りない、年度末まで持ってきて民間の会社でもそういうことをやられているのだろうと思いますけれども、そういう会計の手法でありますのでその辺のことは理解をして、初めから予算は組み込んでいるけれども実際は執行していないのだとういうご理解をしていただいて欲

しいなど、そんな風に思っています。それは議員さんでありますから今までの予算書はそれでなっていますから、そして今まで歳入歳出の決算でも予算でも何十年とそういう説明をしていますのでご理解を頂けているのだと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 基金の使い道なのですけれども、これはやはり数年、非常に固定したものは固定してほとんど使われない状態だと思いますけれども、基金そのものはやはりとくに目的についてはその目的のために使うということが各条例で謳われているのですが、その中で出し入れをきっちりとして使うものは年度内で使う、新たに積むものは積むそんなことが本来の基金のあり方ではないかと思うのですがその辺の考え方だけをお聞かせいただけますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 使う物は使うということで、そういう面では当初予算にこれはこういう基金に充当しますと、一般会計で足りない部分は例えば、COM100であれば目的基金になりますからいくらいくら充当する、繰り入れする予算を組む。なるべくそういうふうにしてとはいっても基金自体をなるべくボリュームアップするように努力をしてということでありますので、必ずしも目的基金をはじめから度外視してということではありません。将来的に一般会計の中で足りない分は当然目的基金から充当しながら予算編成をして、年度末一般会計の中で余裕が出ればそれはそれで使わないで残しておいて、さらに当然金利等もついてきますので若干なりますけれども使わない場合は増えてくるとこういうことになりますので、いい方向にずれているなという認識があります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それで年度末にやって、基金の繰り入れ等をどこに何をいくら入れるのかということも内部で検討しながらやっていると思うのですけれども、その基金の繰り入れについてどのような手法というか考え方でやっているのか、ということでさまざまな基金があるのですが。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どのような手法といって、この程度この仕事に使いたいという、一般会計それぞれの一般会計といいますかそれぞれの費用を組むわけであります。そこで財源が必要だとしかしながら補助金であるとそういうものがその場合目的基金等々からこのぐらい出すのが妥当ではないかと、それは財政運営で財政グループが中心になりながらその辺の体制を擁しているとこういうことでございます。当然各課においても相談をしながらこれはやっているとこういうことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それでは次に具体的に1つお聞きしたいところがあるのですが、介護給付費の準備基金についてこれ少しお伺いしたいと思いますがこの中で、現在第6期に向けて今回の議案の中にも条例改正と予算等についても第1号被保険者、第2号にも関連してくると思うのですがそれらの保険料の値上げということは上程されているわけですが、この基本的な基金の使い方についての考えを聞きたいと思うのですが、まず条例の中にある積み立てというところの第2条、この中で介護保険特別会計に、余剰金が生じた時は全額これを基金として積み立てるものとする、ということで基金の積み立ての中身についてあるのですけれども、ただし特に必要がある場合はこの限りではない。というこの、ただし条項。これはどのように理解をしたらいいのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみれば、一般的には全額を積み立てるのだというこの話の部分でありますけれども、それと今具体的にどんなことだといわれてもなかなか正確に具体的なことを言えないのだけれども、突発的なことだといろいろなことがあるのだと思うのです。例えば介護の部分だと色々な計算が狂ったとかそういうわずかな部分があるのだとそういう時は、そういう経過も必要になってくるのかなと、俗にいうのは冒頭触れているように全額充当するとただし書きでありますから、本当のそういう突発的な事といいますか事故的なというか突発的なそういうことが起ったときにすることもあり得るという、最良を理事者にもたされるというふうに理解しております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これは積み立てという第2条になっていますので、ここでは介護保険の独立した特別会計の剩余金を積み立てるのだということで、当町も平成14年からの数字しかちょっと持っていないませんが1,200万円ほどだったものが、平成25年度末には6,100万円になって非常に大きな金額が基金として残っているわけです。今6期を迎えるにあたって、非常に介護給付等の中身が大きな金額になるということで、保険者にこの増額分を負担を求めるという形の提案であると思いますけれども、ここでいう例えばただし特に必要がある場合というのは、一般会計からただしの部分で必要がある場合には繰り入れができるのかという解釈ができるのかどうかその辺ですね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご理解いただいているのだと思いますけれども、確か介護保険の準備基金が14年当時は1,200万円程度、現在は6千万円があるのでけれども、ただ5期計画で立てている段階でありますけれども、その場合でも1,400万円、ここか

ら1,400万円を繰り入れするのだという予算を作つて使っていくのだという計画を、きちんと示しているわけです。何を言わんとするかちょっとわからないのですけれども、意味がわからないのですけれどもそれは6期目、7期目将来にこれのために安全策をとっているのだと給付費の値上げだとなかなかできないわけですから、そういうこと図りながらこういうことをご理解いただきたいと思います。いろんな条文がありまして、基金をいっぱい使って困っている町村だとかいろいろあるのですが、うちはそうではなくてある程度基金を入れながら安定しながらこれを大事にしてほしいなと思います。

- 議長（倉兼政彦君） 町長。一般会計から入れるのかという話はどうですか。山口町長。
- 町長（山口信夫君） 繰越金は、全額基金に積み立てるのだということあります。
- 議長（倉兼政彦君） 一般会計から12、5%しか入れられないのかという話を答えてあげてください。一般会計から入れれるのかという話のところです。違いますか。
- 町長（山口信夫君） 会計が別なので流用はできません。
- 議長（倉兼政彦君） 岩崎君、もうちょっときちんと説明してください。9番岩崎君。
- 9番（岩崎泰好君） 第2条でいうこの組み立ての部分の基本的には、介護保険特別会計の余剰金をもってこの積み立てを充てるという中身ですね。ただし特に必要がある場合はこの限りではない。というそのただし条項というのはこの介護給付費準備基金に一般会計から基金として積み立てをできることができるのですか、というこの条項の中でそれはどうなんですかということです。
- 町長（山口信夫君） 一般会計からは積み立てることはできません。
- 議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。
- 9番（岩崎泰好君） ただしこの特に必要がある場合はこの限りではないというのはどういう解釈をしたらいいのですか。
- 議長（倉兼政彦君） 山口町長。
- 町長（山口信夫君） 特別な事情があるときには、残して全部は積まなくてもいい、一部を残してもいいということです。
- 議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。
- 9番（岩崎泰好君） 私の頭の回転が悪いのですね。要するに基金として積み立てするのだけれども、例えば積立金額が3千万円あったとしたら全部を積み立てなくてもいいという解釈ということですね。
- 町長（山口信夫君） 事情があったらいくらか残してもいいということです。
- 9番（岩崎泰好君） わかりました。納得しました。要するに基金に一般会計から繰り入れができるのであれば迂回する形になるけれども、当然国と道等市町村とそれから被保

険者とそれから2号の被保険者と割合は%は決まっているのだけれども、急激な個人負担が多くなったときそれらを一般会計基金を経由しても一般会計に繰り入れてそういう操作ができるのかどういう話を聞きたかったのです。わかりました。

それでは次の質問に移ります。最後5番目の美深町こどもスポーツ未来基金の負担金の考え方と将来像ということですが、これは町がある基金とは先程答弁があったように違うものであるというのは理解をしています。ここに毎年300万円という形で負担金を出して、子供たちのスポーツの発展のために使おうという、その趣旨も非常に賛成でありますし、非常に大切なことだと思っていますけれども、先ほど町長の答弁の中で、なかなか運用の部分が大変だという話を聞きました。町として例えばこのCOM100では、大きな9,000万円ぐらいの基金を常に運用しながら毎年のメニューによって、その年では1,000万円出たり或いは700万円出たりそういう形で運用していますよね。そんな形を例えばこのこどもスポーツ未来基金負担金という形の中に、実際に町としてしっかり基金を積んで、そこから負担金という形で支出をしていく、そんな仕組みをつくれないかと、例えば10年分3,000万円なら3,000万円積んでしまうと町の基金として新たにその中から負担金として、担当するクラブの方から毎年しっかりと計算書を出して頂いて、町でこれぐらい出しますという形で出していく、そんな仕組みにすると非常にこの基金を推進している団体も今、NPOでやってると思いますけれども、非常に将来的な展望が開けるのではないかとそんな仕組みということでいかがかなということで基金に関してお話しを聞きたいと考え方を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） この子供スポーツ未来基金、うちは負担金で出しているわけありますけれども、これはまだ制度を発足させましてそんなに歴史が古いわけではないのです。それで開設といいますかこれを作った当時の議論として、今岩崎議員が言われたように課題といいますかそういうことを含めて、いろいろ議会の内部といいますかその議会以外の外部もそうでありますけれども、協議した経過があって結果的にこういう形が当面いいだろうという方向の中で議論して、これに落ち着いて今こういう形で運用させて町で負担金を出しているという、そこになるべく民間の基金が集めてもらうとこういう形で、従って少し集まり方が少し心配な面が将来に対する課題もあります、今岩崎さんからご指摘の通りないわけではないと思っておりますけれども、当面まだこれは当分続けてなくてはこういう形で続けなくてはいけないと将来といったら、すぐ将来がきて来年、再来年どうだとかいわれるのはイヤなのですが、しばらくの間やはり作ってすぐ特別な課題でもあれば別ですけれども、やはり少し落ち着いて民間が努力をするその姿が少し見えてきて、

大きな基金がいるとそういうところまでみんなの努力を見る必要があるのではないかと、何でも行政が主導でやっててしまうと、せっかく出そうという人もいなくなったら困りますのでその辺に期待をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 初めて何年かの中身であるということも私も理解をいたしますが、先程の当初のふるさと納税等の問題と絡んできますけれども、実は上士幌町はふるさと納税子育て少子化対策夢基金という名目でスタートして、平成20年度は1件で5万円の寄付だったものが年々増えてきて今、平成26年度は9億円のお金をしっかりと寄付いただいているようです。やはり子供に夢を与えていたという中身、そこをしっかりととらえてやっているのです。ましてや、中身についても各部局から事業提案をいただいて、ここでは30ほどいただいていると書いてありますが、それを町内審査会で審査をして8つの事業を決定してそれらを交付する仕組みになっています。ふるさと納税とも絡んでくるのですけれどもそういった仕組みをやはりいち早く、他のマネをするというわけではないですけれども、しっかりと納税の部分でいただけるそういう中身にしていくということは大事だと思うのですね。その辺のところをもう1点お聞きをして次のところに移ります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 使い道のこともあるわけありますけれども、ふるさと納税のことについては先程申し上げたように内部検討をしておりますので検討を加えていきたいということにしたいと思っております。ただ冒頭道新の記事といいますかそういうことも触れられながら、非常に素晴らしい成績が上がっているとそういうところもあるわけありますけれども、しかしちょっと過剰気味でないのかなとそういう批判的な記事が、道新も新聞社もどこかの下の方の例を挙げあまり大きな記事にしてないようありますけれども、そういうことも具体的に書きながらバランスをとりながら目立つところは大きく書くわけありますけれども、そういうことを我々は参照しながらいろいろ努力をしているのだということもご理解をしていただきたいと思います。うちらしいやり方で魂を入れて行きたいなというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 時間がございませんので次に移ります。項目の2に移りますけれども教育についてであります。千古の森を切り開きで始まります美深町歌。この美深町歌を歌う機会づくりをしてはいかがかという質問になります。美深町歌は昭和23年に美深町章とともに制定されたものです。その後町の花や木が制定され30年後の昭和53年には美深町民憲章の制定、そして平成8年の平和の町宣言とつながっています。町章は町の

旗に刻まれ、町民だれもが町のシンボルとして、また美深町民憲章や平和の町宣言は年に数回ではありますけれども接する機会があります。しかし美深町歌、まちの歌は久しく聞く機会がないまま歴史の中に埋もれてしまいそうな気配であります。たまたま郷土研究会が30周年の時は、美深町歌を歌おうということで皆さんと歌った記憶がありますけれども、一つ目としては予算執行方針の中では、教育の振興にふるさとを愛し生きる力を持ち社会に貢献できる人を、という目標に教育環境づくりを進めていくこととしておりますけれども、今こういうだれも歌われなくなってきたというそういう状況を鑑みながら、春の桜の時期にでも望の森に建立されている開拓記念碑に集い、美深町歌を歌い町民憲章を唱和して町の風土と歴史に触れる機会をつくり、功労者を讃えつつみんなで町の発展を誓い合う、これは仮称ですけれど『美深町開町記念日』なるものを制定してはいかがかとそういうお考えをお聞きしたいと思います。これは町長にお伺いします。続いて2点目ですが教育の観点から、ふるさとを愛する心を養う、その具体的な取り組のひとつに学校教育或いは社会教育の場で美深町歌を歌う機会を、年に1回でも作ってはいかがかなと考えるところですが教育委員会委員長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 只今お話のありましたように昭和23年に美深町歌が制定されたわけでございますが残念ながら町民の間になかなか歌い継がれることがなかったとそういう状況があったように認識しております。しかし、議員も先ほど申しておりましたが近年町民の方々からの提言があり1月の新年恒例会の場で唱和する機会を設けたところであります。町といたしまして1年の始まりの場で歌い継いでいくということは極めて意味深いものがあるなどそのように感じているところであります。また若干蛇足ですが町には美深小唄とか美深音頭などから始まって近年では美深町の開基100年の時にその賛歌として夢を忘れないというような歌もございました。そういう意味では町では美深町としては多くの歌があるということでございます。いずれもその歌詞等などを見ますとやはり美深町の歴史の中でそれを組んでできているなということを感じますので大切にしていきたいとそのように考えているわけであります。子供達をはじめいろいろな機会をとらえて伝えていくことが必要であるとそのような認識を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 一問一答ですので岩崎君今の関連について委員長に聞く旨があれば先に質問して下さい。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今ほど非常に多くの美深に関連する歌があるという教育委員長の話であります。機会を見つけてこれらもなるべく歌い継ぐようなそういう機会づくりをし

ていきたい。そういう認識にあるということでございます。教育の観点から考えると故郷というその意識付けというのは非常に大事だと思うのですがそういうことをこういう歌の中にしっかりと自分の故郷を感じそして自分の行動につなげていくそういう子供たちというのも輩出していくというのは大事なことだと思うところなのですけれどもそれはやはり今ほど機会をつくる認識にあるということでしたから具体的にどんな形で今言って今こんな形というのは難しいかもしれませんけれども学校教育と社会教育の場でどのような形でこれらをしっかりと歌い継いでいくというような形をお考えであるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 基本的なことにつきましては只今述べたところでございます。あと具体的のことにつきましてはやはり教育行政ということに関わってまいりますので教育長をはじめとする事務局の方々とよく相談をしながらできるだけ進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） それは非常に期待するところであります前向きにということでお理解してよろしいですか。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 只今答弁申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町歌から始まって開拓記念の仮称でありますけれども『美深町開町記念日』の制定のお話を承っております。ご案内のように、町歌が23年にかけて23年というのは開町50周年ですね。それが望の森にあって望の森は33年に開拓記念碑、これも私も行きたびに覗いておりまして残念ながら少し汚れてきたなとコンクリートが随分離れてきたなとただどうしたら良いか、そんなことも気にしてはいます。どうしたら良いのかということがまとまり切らずこの間職員ともどうしたらいいかなということを話していたわけであります。うちでは昭和53年開町80周年の時に町民憲章も時々朗読をしながら正月の恒例会だと平和の記念の日であるとか読み上げて確認をしているわけでございます。特に先程来、町歌のご指摘があるわけでございますけれどもそれぞれ町民の方からお話しもありまして教育委員会といろいろご苦労して正月の交礼会に歌うようにここ1,2年なってきて、いい方向に出てきたなと。まさにふるさとを確認するといいますかそういう方向が出来てきたなと。でも歌となれば私も得意分野で全くなくて困ったなと思っ

ておりますけれどもご案内のようにうちには町歌から始まって本当に先程の教育委員長の話にもありましたようにたくさん歌があります。その中では議員も承知だと思いますけれどもそういううちでしょっちゅう作る美深の統計だとかそういう中ではうちには私の認識では12ほどの歌があるのですがこの中ではそれこそ美深町歌に始まって小唄、音頭、美幸線の歌も沢山あるのですが歌謡十二章だとか故郷の女よだとか美深の鐘だとかわたしゃ美深の花のひとだとか本当にたくさんあるのです。これをうまく歌い切っているかと歌いつないでいるかと本当に読むと私はいい歌詞であるなどこんなふうに思っているのですけれどもなかなか歌えていないのが現状であります。特に美深温泉の箸の袋を見ると皆さんお気づきだと思いますけれども美深小唄、美深音頭を印刷しております。そんなことを言うと「お前が歌ってみろ」と言われて僕も苦労したこともあるのですが、それは別にしてそういうことを一生懸命ここ何年か取り組んでいるのだということもご理解をしていただきたいと思いますけれども、まさにふるさとを思う気持ちというのは歌だけではないのですけれども、暮らしそのものも忘れずにしてほしいと私も会合ごとにあちこちで話してはいるのですけれども、なかなか今仮称でありますけれども『美深町開拓記念の日』の制定ということについてはここで言い切れるものではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 『美深町開町記念日』の制定ということに関しては当然検討しなければならない部分がたくさん出てくると思いますけれども要するに歌う機会をきちんと作って今まで平和記念式典ですかいろいろな町の行事がありますけれども一度その辺も整理をしながらそういった日を丸1日、その日に美深町の開拓の歴史に思いを馳せるとそんな日についてもいいのではないかというふうに思っているところでございまして結構調べますと特に本州方面ではこういう記念日、開町記念日というのは条例で何条かの条例で制定をしてその日に限ってはしっかり昔の歴史に思いを馳せて歌を歌いそういうような日を設けているところが結構あります。色々クリアしなければいけない問題も多々あると思いますけれども前向きに取り組んでやはりなぜこういうことを言うかと言いますと今の教育執行方針なりを見ていますとこの美深町というものの存在というかその辺が教育の中でも要するにどこの町でも当てはまるようなそういうような仕組みにだんだんになってきていてこの美深町の独自性というかその辺がちょっと忘れられているような気がしないでもないものですから特に開町記念日等については条例を制定するなり町民にしっかり投げかけてどうでしょうかというような形で実現できないかと改めて答弁をいただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町歌にからめてのお話しから開町記念日そういうお話しでありますけれどもなんといいますかこれと絡めるのはいかがなものかと思いますけれどもというのはというのはいろんな大事な行事、学校教育等々で国歌も歌われるのですけれども国歌を口ずさむ人も本当に少ないのでですね。その辺のことを考えるとこれは町歌というのも今持ち出してそういうことを指導するのもなかなか困難なことだなと思っております。ただ岩崎議員が言われるように故郷を愛する気持ちというのはそういうところもあるのですよっていうことは念頭にしながら検討していかなければならぬと、僕は右傾化と思っていいのですけれどもそういうこともいわれる時代になってそれを取り立てて今議論していくとなった非常に難しい問題も起こってくるなと思いながら今明確な答弁はなかなか申し上げにくいそんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の質問を終わります。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 私から2点について質問を申し上げたいと思います。行政でありますけれども美深町の総合計画作成のあり方と行政推進の考え方の所見を伺うものであります。要旨につきましては通告の通りであります美深町の総合計画は従来地方自治法第2条第4項の規定「市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようしなければならない」というのが規則であります。ただ平成23年5月2日でありますが地方自治法の一部を改正したわけでありましてその法律の公布の中では議会の議決はこれを削除していいというような項目になりました。したがって私はこれ実は23年3月の第1回定例会に提出をしています。ということはあれから4年経つわけです。町長はその時には十分理解しそのことについては削除にはなっているのだがこれに対してはちゃんと議会と相談をするというような内容でありますからあえて今回4年経って質問しているところであります。総合的かつ計画的な詳細の運営を図るため総合計画を策定しています。美深町は第5次総合計画の5年時であります。第6次総合計画策定につきましては10年計画でありますけれどもこれ同様に基本構想について議会の議決を経る取り扱いについて考え方を伺うものであります。まず1番目でありますけれども平成23年度から第5次総合計画が策定をされておりまして基本構想と基本計画、実施計画が示されておりましてみんなで築く輝くまち美深としております。計画的な行政運営がスタートしておりますローリング方式では毎年度見直す方式によって進行管理を行っているところでということでございますけれども現在町長が8年を経過する中での所見を伺うところであります。2番目でありますけれども地方創生ということで国の機関が一生懸命のことについても

本格化しようとしているさなかでもあります。今回の町長の施政方針の中でも地方版総合戦略カッコ書きでありますけれどもその策定が求められておりましてこれについて字句が活字になっているところでありますけれども町長の所見を伺うものであります。3番目、計画の推進では社会変化に的確に対応していくために事業の厳正な精査を含め、既に財政の健全運営に努めなければならないわけでありますけれども第4次の行政改革推進計画、これについて効率的な行政推進と行政サービスの提供について町長の考え方についてこれもまたうかがうものであります。続いて4番目でありますけれども今回の法改正でありますけれども教育行政に関する改正があったものです。これに対してはいろいろその考え方等もあるわけでありますけれどもとりあえずその目的またはその概要等についてこの今段階で教育委員長さんの考えはどうなのか。来年の9月まで任期がある教育長さんでありますけれどもこれらの考えについて今の時点でお聞かせをいただきたいと思います。5番目でありますがこれは教育長に所見を伺うものでありますけれども遺跡それから文化関係、展示施設等の充実計画そしてまた当面の取り組状況等について勿論、教育行政の中でも具体的には考え方があろうかと思うわけでありますがこの際この点についてもお聞きしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 先に教育行政について行います。宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 現在、教育委員会の制度それにつきましては昭和31年から運営をされているものでございます。戦後70年と最近そういうフレーズが多いわけでございますがそういったことがいわれる今日長い歴史の中で根付いてきた制度ではないかとそのように認識をしているところでございます。しかし現在の教育における課題は多岐にわたっておりましてこの制度、政策、策定をした時には予想もできなかったようなそういう想定外と言われるような問題が起きているわけでございましてそういった問題に対して従来までと違った教育行政における責任体制の明確化或いは迅速な対応が求められているとそのように認識いたしているところでございます。このような背景のもと新たな教育委員会制度がスタートすることになるわけでございます。新しい制度はご存じのように教育委員会の役割そのものを変更するということではないとそのように承知しているわけでございます。教育委員長の名称がなくなりますが教育委員会制度改正の趣旨を踏まえて教育の政治的中立性を確保しながらさまざまな課題に責任を持って迅速に対応していくそのことが必要であるとそのように感じているところでございます。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今の諸岡議員の方から遺跡、文化関係の今後の取り組ということについてお話をいただきました。議員もすでにご承知の通りですけれども遺跡、文

化関係についてはまずは文化会館COM100の郷土資料室それから厚生小学校の伝承遊学館、ここを中心に関拓から歴史資料、遺跡資料を展示公開しているという状況でございます。また文化財遺跡については天塩川名由来の地のほか5つの文化財遺跡については平喜三郎入植後他25跡があります。それぞれ表示板の設置ほか文化財遺跡マップを作成しながら保護に努めているところに周知に努めてきたところでございます。文化遺跡については現在新たに指定に向けて協議をさせていただいているところです。これについては前の議会とお話しをさせていただいた経緯がございますけれどもこれらの指定が進めば今後、展示なり表示なりをどうしていくかということもまた具体的に考えてまいりたいということを考えているところでございます。基本的にはこれまでいろんな施設を維持、管理を行ってきておりますけれどもこれについて継続していきたいと思っているところですがそれらの文化会館等については一定の年数が来ておりますので今後どのようにしていくべきかは関係する皆さんのご意見をうかがいながら今後の展示について進めてまいりたいというふうに思っているところです以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 只今答弁そして教育長の答弁をいただいたところであります。教育委員長の関係について同僚議員の一般質問の中で取り扱いは教育委員長が先にということができそうですがもう一点、これを教育委員長にお聞きをしたいと思います。役割等について変更はないという断言をなされたわけありますが今回国の制度というか特に文部科学大臣こういったことが教育委員会に対して指示等が明確にまずできるような配慮もなされているのかなと思っております。資料等でもそのようになっておりますがただこの中で教育委員会はもうひとつ総合教育会議というものを開いているというのが各地にあるわけですが教育委員長もちろん役割等について変更はないということではありますのでこれらの取り扱いについては今の段階でどう考えておられるかまずこれについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） 総合教育会議というものがあるわけでございますが当然今までと違って首長からのいろんな命令といいますか指示といいますかそういういた思いといいますかそういうものが伝わる場も当然出てくるということでの前回の大津の橋本さんの時の大津事件というのがこういった問題が出てきたということで先程和解が成立したようですけれどもそういうことからどうも教育委員会に対しては何か責任、所在が明確でないとスピード感がないとかいろいろ問題が出てきたことと選挙で選ばれた首長の意見がどのようにそこに反映されるのかということといった確かあの時に言われたことかなとそ

のように思います。今度につきましては教育委員長としてそういう会を取りまとめるのではなくて首長がそういう会を取りまとめるということになって特に問題なく教育の中については先程申し上げた中立性とかそういうものは担保されておりますので充分に伝わっていくとそういうふうに考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これはまだ総合教育会議というのは美深町は採用していないということで理解していいのですか。

○議長（倉兼政彦君） 宮原教育委員長。

○教育委員長（宮原宏明君） そのように捉えていただいて結構だと思います。ただ、他の市町村においては試行的にやってみるかというようにやっているところもあると教育委員長会議では聞いていますが法律的に担保された会議ではないということで出来るのは4月1日以降になるだろうということだと思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） これは教育長の関係になろうかと思いますが私は50年から58年議員をさせていただいたその時には教育長の執行方針が無かったのです。その後私も何回か教育行政からの責任者からの執行方針というのは必要でないかと私は言いました。それもあってかその後教育長の執行方針というのが出来上がっています。これらの方針というものは今の法改正がなされて変わっていくのかどうかこれについて今の段階でどのようにになっているか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 教育委員会の進める事務について先程も教育委員長の方からお話ししが、あったと思いますが基本的にそのものが変わったというものではございません。ただ先程お話しがありました教育総合会議ですが教育委員とそれから教育長と町長が教育の進め方の教育行政のあり方についての議論を行っているとそういう部分でございます。本来的にはこれまで制度があるのかないのかは別にしていろいろな予算を含めて打ち合わせ等はやってきているという状況であります。そしてそういった中にあって教育行政執行方針につきましても全体のそういう協議をうけながら教育委員会議の中で議論をしてそして予算議会の時点で私の立場からご説明を申し上げているという状況でございます。これらの流れについては基本的に今回の教育委員会制度が変わったから変わるというものではございません。基本的には同じスタンスで協議をして進めていくと考えてございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 先程の遺跡の教育長答弁をいただいたわけですが随分私は気にし

ているのですが松浦武四郎の関係です。これは生誕の200年ですか、そういった記念日をやろうとしているとそして松阪市の教育委員会関係またはその研究を進めているグループが美深町にも昨年来られて町長も山の上であったというエピソードもあります。こういった方ともずいぶん美深町の動きを気にしているのですね。特に1番多くの中では松阪市の方も美深町が一生懸命石碑を建てたり句碑を建てたりいろいろなことをやっておられることについて敬意を表しています。私は北海道に6度見えてこられたが彼の遺跡いうものを大事にされた美深町やはりもう近々でありますのでこれらについても考え方というかまさに具体的に進めをすべきではないかと考えている1人であります。そんなことについて教育長に再度質問致します。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今お話しがあった通り松浦武四郎のお祝いが近々ということです。昨年お伺いしました。教育というよりは町全体でどう対応していくかという話になるのだろうと思います。今は教育長という立場で内容をどうしていくという考え方を持っています。ただいまお話しがあった通り確かに3年ぐらいそういう時期が来るということでそれこそ意識はしてございます。どういった形で開催されるのか松阪市の方の取り扱いそういうこともそう遠くない時期には見えてくる部分があるのかもしれません。そういったことが一定程度見えた時に美深町として何ができるのかというところは町長とまた協議していくかなければならないとそれと別に歴史として伝えていくということについてはしっかりしていかなければならないと先程もお話し申し上げました史跡の中でもそれについては位置づけをさせていただいておりますので今後また伝承に向けて頑張っていきたいと考えてございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 諸岡議員から総合計画のあり方さらには行政推進の所見等を問われたわけであります。具体的には平成23年度から第5次総合計画が始まっておりますけれどもその中でも基本構想、基本計画、実施計画が示しておりますみんなで築く輝くまち美深ということでスタートさせていただいております。前のようにローリングをやらせていただいておりますので答弁を申し上げたいと思っております。

ローリング等の進行管理の関係でありますけれども毎年度評価をもとにローリング作業を行ってその結果等については議会やまちづくり推進委員会さらにはホームページを通じて町民の皆さん方に公表をさせていただいております。具体的にはどういう形かというと総合計画にかかる登載の事務については一時的に評価という形で担当職員でやっているわけであります。そして二次評価という形で管理職といいますか課長を中心に行ってそれら

をもとに行行政評価委員会、言ってみれば副町長をトップとする課長職で構成しておりますけれども行政評価委員会に諮ってさらにそれを行政評価町民委員会という名所として昔は外部評価委員会といったわけでありますけれども町民評価委員会にかけて施策だとか主要な事業について第三次の評価を行っているということについてはご理解を頂けているのかなと思っております。総計の関係ですでに3年計画して4年が終わるわけでありますけども今度5年目に入るわけでありますけれどもだいぶ協議を踏まえながら進めております。まちづくり町民と考え方共有するのだという共有化を図る町づくりに対する関心だとか住民の参加意欲を高める努力をさせていただいているわけであります。そこで冒頭諸岡議員の方からその総合計画にあたっての基本構想が条例で謳わなくていいことになったわけですから第5次を作るときにどうだという質問がこれは22年9月の議会だと思いますけれどもご質問があってそれで、答弁をしているわけでありますけれどもそこで答弁書を私ももう一度見直しているわけでありますけれども先ほどは答弁の中で次の総合計画はどうするのかと。5次の総合計画というのは5年目に入るわけでありますけれどもあと5年後期の方でまだ5年後も6次はまだ6年も7年もあるとの話で私が今ここでその部分まで答弁するというのはいかがなものかなとそこまでは答弁しきれないでいるわけでありますのでご理解をいただきたいとこんなふうに思っております。当時の答弁書を読み返してみますけれどもなぜ基本条例の部分の構想の議会議決がいらなくなつたという経過等々があるわけだがそれこれを踏まえながら議員におかれましてもいのあるところといいますかそういうところご理解をいただければありがたいなというふうに思ったりしているわけであります。それと地方版の総合戦略いう話が2つ目のご質問であったわけであります。昨年の12月28日に町、人、仕事創生法なるものが交付されましてさらに12月27日には総合戦略の閣議決定こういうことがなされておりましてわが町においてもこれらを受ける形で内部でありますけれども12月29日の政策会議。政策会議というのはわれわれを含めて課長等管理職で構成しているわけであります。そこに推進本部を内部的に発足させて具体的な事務作業等については総務課企画グループに事務局をもうけながら人工のシミュレーションの策定だとか今後の戦略それに情報収集等について努力してきたところでございます。現在国は27年度中、早い時期に5カ年の目標を施策である中央版総合戦略の策定をしろと求めておりますけれども一定程度やらなければならないという認識をしておりましてさらに今回の3月議会についても総合戦略関係のそれぞれの経費といいますか引き続き予算になると思いますけれどもそういうこともかかるわけでありますけれども、しかし地方版の総合戦略会議と簡単に国は言ってくれるわけでありますけれども地方の権限だとかそういうことは何十年も前からと言ったらちょっとオーバーになるかもしれません、

地方地方と地方の時代といわれて来て急に早急に戦略を作ってくださいといつても簡単な話ではなくてしかしながらなるべくやるべき仕事はやらなければならぬということでやっているわけであります。そこで具体的な何点か申し上げたいと思いますけれどもその中で雇用確保、雇用創出そして若者や担い手企業等がしやすいように環境整備であるとか6次産業であるとかこういうことがありますのでそれに向けてまとめていく、さらには子育て環境の整備充実という項目がありますのでそれに向かって整備をしていく、そして移住定住の促進支援していくと。この辺の当面3本の柱を整理したいというふうに思って取り組んでいます。先ほど申し上げましたように国から今後どの程度の財源措置がされるのかそして何が求められるのかちょっとわからない部分があるのですがいずれにしても査定をするようなやり方は我々といいますか町村会全体でもそうなのですけれども若干反発をしているような状況でございます。我々はこれに挑戦をしていくという形になるわけであります。そういう意味で急ぐものは急いでやるわけでありますけれども27年度中全部のものがまとめきるということは難しいとこのように思っております。しかしながらそういう中で具体的にどう進めるかということについては先ほど言った内部委員会等々も持っておりますけれども国が求めているそれぞれの広範囲や民間の考えがありますのでその辺も入れながら町民委員会等を構成しながら広く意見を聞くそういう作業にしたいというふうに思いますし、もちろん議会とも相談をしていただきたいとこのように考えていくわけでございます。それと3つ目の第4次の総合計画効率的な行政推進と行政サービスの提供の関係であります。先ほども少し総合計画の中で内部の行政改革、仕事の進め等のお話を申し上げたわけでございますけれども限られた職員体制の中で常に効率的な行政サービスをいかに提供できるかこれは本当に日々われわれが努力を続けていかなければならぬと思っております。非常に厳しい財政状況というふうに理解をしております。基金等のことを言わるとまだちょっと話に整理が出来ないが財政状況というのは厳しいそれはあくまでも町税を含めて自主財源等々がこの町で本当に1割行政といいますかそういう小さなものであるのだということを申し上げておきたいというふうに思います。しかしながら今のところお陰様で健全財政をもとに農業であるとか商工業であるとか担い手育成さらには木質等々を抱えての問題にさらには住民福祉の取り組等々について果敢に取り組んでいるということを申し上げておきたいと思います。以上、ご質問と答弁とうまくマッチングしてない部分があるかと思いますけれども相対的にご理解をいただきたいなとこんなふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それではまず1番目ですけれども町長、ローリング方式の中で行っ

ていることについては承知をしています。ただこれは確かに5年を経過した中で当初長期計画この計画10年の中身の中で早い時期の年度の中で考えているものをやりたいというふうに言われております。これで今の段階あと考えていることはもうないのかこれをまず率直にお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） たくさん色々あるわけでありますけれども今の段階でまとめて申し上げることがなかなかできないのでご理解をいただきたいというふうに思いますけれども第5次の総合計画の中に載っていて追加だとか先送りだとか中止した事業が若干ありますのでそのへんについてまずご理解をいただきたいと思っております。ひとつは議会でもだいぶ議論いただいたところでありますけれども企業誘致促進条例、促進事業が実はあります。これは5次の総計に追加する形でありながら結果的に中止とさせていただいた大きな事業があったということです。それと第5次の冒頭はきっちとした形になっていなかつたので総体的に載っているのですが学校の中に載っているのですが学校給食センター整備事業という形でこれは明確に後から整理しながら追加事業として増やしていただいたということになっています。その他快適な住まい環境と商工業の振興事業これらについては追加事業としてやらせていただいたことでありますしこれは追加事業というよりも更新事業として快適な住まい環境と商工業振興事業、商工業担い手支援事業については昨年新たに追加させていただいた。7線、8線道路改良等については今、年度を先送りして財源の関係調整などが災害等々の関係があったものですから財源調整をしながら先送りをさせていただいているということでございます。それと高齢者の町中住宅建設事業があるわけでありますけれども住宅関連一連の住宅のものをもう1回見直そうという中で先送りしているような事業内容になっているわけでございます。ご質問がなかったわけがありますけれども例えば総合計画でどの程度の仕事をやったのかとこの部分を申し上げておきたいというふうに思いますけれども23年の実施した総合計画では28億7,500万円ほど計画していたものが実績として25億6,700万円89%程度をやらせていただいた。24年度は30億9,000万円ほどの実施計画がありましたけれども28億7,000万円ほど93%ほどやらせていただいた。また25年度については実施で31億4,000万円ほどありましたけれども28億6,600万円ほどやらせていただいたこれも91%ほど総合計画を言ってみれば総合計画はおおむねかなり思い切って進めさせていただいた一部追加させていただいたものもありますし残念ながら先送りしているものもありますけれどもおおむねでやらせていただいていると考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長は今の段階で総合計画について10年ですからはっきり言えないということだと思います。ただ、ここが大事なのですが自治基本条例というのがあります。自治基本条例というのはそういった約束をしているのです。議会との相談これはやりますと書けばいい訳です。10年計画これはあなたが変わったって町長が変わったとしてもそういうものがあればそういった計画書の中に盛り込むことができるのだと私は思うのです。これについて面倒臭い規則が嫌だと言われるかもしれませんけれどそう言わないで作る気はなかったのか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） やるであろう人たちの手足を縛るようなことを私はしたくないと思うっております。自分の責任の中でやれることは一生懸命やりたいと。ましてや選挙という制度があるものですから4年間の中でそれいろいろな約束事がありますのでご理解いただきたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 考え方は変わらないようですから追々やろうと思います。今確かに町長が言われるように大方80%から90%を前期の中で仕上げられていることについては評価をしたいと思います。ただ、今この高齢者の関係について美深町、町中の中に一定程度話題にもなっているというようなこともあります。それで今スマイルなどができるのですがさらに年代層の違う方からもいろんな要求がありますね。ですからできる限り多くの意見を聞きながらそういう取り組を早急にやっていただきたいものだと思っていますがこの考え方は去年計画にのってから3年経過をしていると思いますが今の段階ではどうなのですか。町中の作りですね高齢者対策これについてはどうなっているのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） さっき答えた高齢者町中住宅建設事業が先送りしているという関係は今公営住宅を含めて住宅対策、高齢者だけではなくてそういう部分を必要とするのか見直しをやりたいとその中で本当の高齢者対策が町中にいるのかという必要とするのかしないのかということが考えていきたいと思います。今やっている最中でありますのでその煮詰まりを見ながら特にこれから選挙戦も始まるわけでありますのでこういうことも含めて議論をしていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 考えて進めているということありますしできる限り町民とのコントラクトをとりながらいく方向に行けばいいかなと考えておりますのでこの辺について理解はしました。それで今1番目についてはある程度理解をしましたので次に2番目にいき

たいのでありますか地方版の総合戦略、これは1年以内に策定というようなことなのかどうか年度があるのかどうかこれについてはどのような理解でしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一応だというふうに理解はしているのですけれども27年度中にやれという指示がきています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） ちょっと企業誘致の話が先送りになっておりましてこれは重要な課題だと思います。それで今の段階で企業誘致等についての進め方。確かに失敗をしたのだが今後これは投げちゃいけないと絶対取り上げてやっていかなければならないと考えていますがその点についてはどうですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい地域であると不利益というかなかなか企業側から見ると都会から見ると不利益地、不適地というような考え方があるので非常に努力をしなければならないと思っています。なかなか思うようにいかないのですけれどもこれについては諦めることなく昔の手がけた企業ということだけではなく、全体的なことをチャンスがあればまた調整をしていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） やはり今、本州よりは北海道というようなこと。それから企業誘致も大手でもだんだんこっちの方に目指している人もいるような気がするのですがこれらについては町長なりに各所歩いて来られてると思うのですが大手に関する働きかけということについてはどのようにになってのか。どうでしょうか今の段階では。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 残念ながら大手などに手がかかるとか大手がそういう様子をここに可能性を持っているというような情報は持っておりません。しかしながら今企業誘致といったらいいのかどうかわかりませんけれども仁宇布の富士重工耐寒テストコースを持って若干今長年使用したプレハブが研究施設としてふさわしくないとかそんなことを申し上げていますのでそういうことも含めて大分景気もいい状況でありますから少しずつ気運が社内でもできてきて努力をしたいことになっているところに企業誘致直接ではないかもしれませんけれどもそういう方向に向かっているということが言えると思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長の先ほどの答弁でどうもこれは言わないでおこうかなと思って気になるのですが地方版総合戦略の関係の答弁の中で査定のあり方に私なりに反発があっ

た地域の首長段階で反発があるという答弁をされたのですがこれをもうちょっと詳しく聞きたいのですがどのように考えていますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） よく国から出てくる制度だとか改革だとかずいぶん急がされる部分が一面あります。それと同時に昔から地方自治地方の時代だとかなんとか言われているけれども実際は中身はどうなんだとわれわれは持ち込んだときにいろいろ査定といったら変な言い方でありますけれども実質査定に近いことがやられるわけでありますからそういうものを本町としてそれは全国の町村会さらには全道の町村会の中であまり急がさないでくれとさらにはそういうことはなるべく地方の自主性に任せてほしいところいうことがまとめて要望、要請しているわけでございます。その中の一環の私の考え方でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それではこの項目については次に進めさせていただきます。美深町の農業については環境と調和した安全安心な農業を推進しているところです。特に持続的に農業振興が図られてきているところであります。農業者に対して私は敬意を表しているところでもあります。過去に経営されておりました養豚場または養鶏農家、美深町にはこれをやっておられる方がおられなくなって小さくはやっておられるのでしょうがそういったような状況になっています。近年羊、羊養農家が増えていることはご存じだと思います。先日農業委員会はどのように抑えているかというと5軒の羊養農家が押さえておられます。それで私もこのことについて大変定着させたいという気持ちがあつてずっと後にやったような士別が脚光を浴びてきているというようなこともありなんかは美深町で取り上げたやつを全部よその町が脚光を浴びるというような状況の中でこの質問に立ったのでありますのでご理解をいただき前向きな答弁を望みます。特に経営面の課題に羊養の話を聞きますと、また大変であるということとよその町の支援も聞くと結構な支援が羊養農家にはあるということがあって5つの質問を考えております。まずひとつは美深町大自然の中で羊の群れをなすというような現象この環境保全の牧場設置とこれらについてどのように考えておられるか。それから2番目毎年生まれる頭数が結構な数生まれております。1件の農家に聞きましたら今年生れたのは今までで150匹まだこれから春までに250匹生まれるということですからすでに400が今年生まれているというような農家の方もおられる。これに対し対応する草地の確保等も心配になってきておりし草地のことについてどのような考え方か。3つ目ですが、口蹄疫がありましたが特に牛対策であったのですがそういった貿易関係の対策等については羊に関してはどのような考え方の中で進めておられる

のか。それから4番目です。特にたくさんの羊がいるわけでありますから年に1度羊の毛を刈っているのが現状であります。この利用化等についてどのような考え方の中でこれら処理があるのかどうかをお聞きしておきます。5番目はこれも羊肉の保存に冷凍庫の購入というようなことを非常に高いものですからこれらの支援があればもうちょっと産業が発展をするのではないかという立場からこの5点について質問をしてまず答弁をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今羊養産業といいますか羊飼いの関係のお話をいただいたのでありますけれども5軒の農家だいたい500頭くらい飼っておられると思って見ておらおります。羊でありますから頭数が動くわけでありますけれども当時というよりも23、24年ころは700、800近くいたのですけれども少し減ってきてているような状況かと抑えております。そこで5軒の農家と言われたわけであります確かに5軒かなと5軒の農家というか5軒の方と言った方がいいのかなと思いますけれども仁宇布に松山農場を中心にただその他町の中といいますか町内の吉野の方でファーム in 道北等にも100何十頭いますから後は仁宇布中心に、あとは恩根内に飼っている人が2、3頭の話でありますけれどもこれも5軒の数の中に入ってると思いますけれどもそんなレベルでありますのでご理解をまずもってしていただきたいなと思います。4、50年前の話でありますけれどもそのくらい各家庭にめん羊はニワトリそれも含めてきますけれども昔はいたと。羊に関してはこういう状況であります。それで羊の具体的な質問の中身でありますけれども自家の牧場整地にかかる支援制度はというご質問でありますけれどもそれぞれで個々に飼われている方の必要に応じて整理されていると具体的に私どもにこうしてほしいという要望等はないような状況でありますのでそんなことを答弁にさせていただきたいというふうに思っております。それと2番目の生まれる頭数400と今言われましたけれどもそんなにいるのかなと、1頭から1頭生まれるのは間違いないのでしょうかけれどもこれはオスが何頭かなど10頭に1頭くらいの割合かと思うのですが自然交配みたいなものだと思いますのでかなりの効率的なものかなと思います。草地の関係でありますけれども牛は大体4、5反の面積いるようでありますけれども羊は大体4、5aでありますから本当にわずかの草地で済ますとは言いませんけれどもそういう意味では粗飼料で羊は飼うことができるのかなとそんな風に思っています。これも農業者と彼らが言えるかどうか少し難しいところがあるのかと思いますけれども更新であるとか自給飼料の確保であるとか支援のわが町には条項がありますのでそういうものに該当するかどうか相手のこともありますので言えないのですけれどもそういう制度がありますのでそういう制度があれば使えるのであれば使って

ほしいとそんな風に思っています。先ほども申し上げたら良かったのですが土別はサフォークが中心でやっていますけれどもうちではスライスランドとロマノフが一部あるようであります。スライスランドというのはサフォークに近いのかもしれませんけれどもただいま自然交配みたいな形になっているのでそれとサフォークはどちらかというと道北中心でそんなことでそれと口蹄疫の関係の心配をされたわけでありますけれどもうちには美深町家畜推進協議会を中心にこれらの対策を練っているわけであります。現在予防接種のワクチンが国内にないということありますから実施していないのが現状でありますけれども、何かあったときにはここで取り扱いをしておりまして年1回は巡回を家畜衛生保健所とやっておりまして心配ないのかなというふうに思っております。特に口蹄疫の心配が具体的に出た場合については口蹄疫の対策をとるような町内の関係機関の設置対策協議会、美深町口蹄疫防疫対策協議会こういうものも設置して動ける態勢にしておりますのでご理解をしておいて欲しいなと思います。さらに羊毛でありますけれどもいろいろ物を作ったり観光等々のタイアップもあるようあります。研修会等々もやられているようあります。したがって何か行政的な支援というようなことがあるのだとすればそれらの取り組を聞きながらわれわれが支援できるものがあるとすれば応援をさせていただきたいなと思います。具体的に活性化条例にしても商店街担い手条例にしてもそれぞれの条件がありますので問題は条件があるかということでご理解をしておいてほしいだと思いますし最後に出されました羊肉の冷凍庫購入等についてでありますけれどもこれまたそういう制度が具体的に合うのかどうか、さらに農業振興センター等々の加工の扱いもありますので具体的な話としてお願いをしたいなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 順を追って質問します。まず町長の認識が23年でありますから4年ほど前の認識ではないかなと思います。それで羊は1頭に1頭しか生まれないと考えておられますが3頭まで生まれます。それからたしかに3頭から始まってこの吉田さんという人がこれは20頭だったのが今年35頭になるのです。そうするとちょっと前でまだまだ生まれるのでです。ですから対策によっては具体的な手が回らないとかいろんなことで本当に3頭をまるまる育てられるかというと環境がそうさせてくれない今年は非常に温度が高いですからそういう点ではずいぶん生存に役立っていると私は思っています。町長、この羊養の対策といったものは私は初めてなのですけれども具体的には町長の執行方針の中に羊という活字がこれは観光対策になりますがご存知でしたか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 羊という言い方はおそらく観光の中の小説か何かのところでいっ

てるだらうと思いますけれども羊飼いの事業としての話ではございませんので理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 確かに方針の中身は掌握されているのだと思いますが羊というのは全く知らないことではないということを私は言いたいのであってそれとあまり古い認識ではだめなものですから羊農家というのはずいぶん変わっております。そういうことを今言っているつもりなのです。確かに今年は羊年でありますしかなりそういう点ではよその町から観光が来ています。村上春樹の関係で言いますと今年はロシアからモスクワの男女がちょうどおられまして若い方ですがそういうふうに村上春樹を通じて非常に関心のある場所ではないかと思っておりまして確かに冬の中ではこの群れをなしているということについても素晴らしい場所だと私は考えているのです。一度お話しをしたことがあるのですが大阪周辺の方が羊は人類を救うとして4、5人のグループが年配者の多い人たちでしたが羊を飼っていることはすごいと1,000頭近くいるということもあって羊ほど素晴らしい人類の中で人類を大事にしてくれるものはないこれを見直すことはすごく価値があるものだと言われたことが記憶がありますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） さっきからいろいろ言われているのですが私の方は一応23年度の統計的な資料をもって700からそれが今500台になって減っているということを申し上げたつもりであります。町長少し認識がおかしいのと言われればそれは受け賜るのですけれどもちょっとそういう根拠に基づいてもの言っていますのでご理解をいただきたいと思います。それと風景なり観光として訪れて来られる方々の気持ちがありそういうところが非常に和むものであるということについては理解をしているわけであります。小説の題材だったり非常に大事にしていかなければならないし我々もその通りだというふうに思います。ただ子供の時の記憶か何か読んだような気がしないわけでもないのですが羊の仮面をかぶったオオカミというがのような話を子供のころどっかで読んだような感がありましていろんな場面場面でいろんなことが想像してくるものですからご勘弁をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 昨日の夢を見ておられるようですが認識が違うということだけは間違いないですね。確かにある農家はそういうふうに頭数は下がってもまだまだ500はありますしその辺の認識を少し変えてほしいと思います。それとこの頭数の関係では草地の問題はないというような解釈だと思いますが草地改良等が進めばまだまだ子育てには十

分に値をするというように考えておりましてそれなりに農家からの申し入れがあれば対応をするということでしょうから道は開いているというようなことであります。がこのことともこうやって具体的にあげなければわからないわけであります。私はそういう立場で今回で草地改良も求めていくべきだと考えておりましてこれについて2番目についてはそういった意味で提出したということです。口蹄疫の関係については町長答弁の中で確かにそれなりの組織がありまして家畜の推進会議等貿易対策等も行っているという答弁でありますからそれらについてやはり毎年のようにこれらの対策を研究されていると思いますから質問しているのであってこれも過去に口蹄疫があって石灰がまかれたのでしょうか。そのときから時期が経っているのですがこれらはどのように抑えてられますか今は。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 口蹄疫だけに限らないと思いますけれどもそれぞれ農家の庭先で人の手入りだとか消石灰でありますとかそういうことは家畜農家がそれぞれ気をつけながらやっているというふうに伺っております。対策協議会としてもそういうことも指導しているような状況であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 4番目です。これは町長また記憶にないといわれるかもしれませんのが靴下のメーカーでタビオのお話をしたと思いますがタビオの社長が美深町に2年間來たのです。町長は東京ばかり行って何しているかわかりませんが陳情か何かしていると思いますがタビオの社長のところがお尋ねされたらどうかと言ったのですが忘れていましたね。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言われてみれば名前まで忘れましたが靴下の話がされたことは思い出しておりますが具体的に行動したという覚えはありません。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） だから良いだとか悪いだとかは言いたくないのですが美深町に羊の毛を中国に持って行って中国で洗おうとしたのですが残念ながらそれがダメになって中国が受け入れをしてくれなかったのです今町長の40年か50年前の話の中で羊の話ができました私もあなたと年1つ上ですけれども大体同じで各家庭に羊がいたのです。それで今のクリーニング屋の前身は羊の毛を洗ってくれていました。そういうことは覚えていると思いますがやはり靴下であるとかセーターであるとか何でもずっと使われたのです。ですが洗う場所というのがないのですね。美深には加工する場所がない。名寄にはあるのです。そこを使っているのですが実際に洗うような場所でも川で洗うわけにはいかない、や

はり家でやるとするならばそれなりの対策が必要なのです。これだけでも町おこしなり町の何かの産業の手掛かりにはなるのではないかそのことを私は言いたいのですが町長、答弁をお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 具体的に諸岡議員から一般質問でこういう話が出たわけありますけれども羊を飼われている人といいますかそういう加工している人からそういう具体的な話を聞かされたことがないのでどうやって答弁していいかなと、これは一般質問かなと思って聞いていたところです。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） とぼける人もいます。だから一般質問でとぼけを抑えるといいますか知らん顔されるということもありますからやはり知らない方がいいみたいです。そういうようなことあります。私は羊の毛というのは宝物であります。そこでそれぞれ廃棄処分にしているのです。これは今の高齢者対策などで洗ったりゴミをとったりしてくれるところがあれば私は宝物を掘り出すことができるとは考えています。そんなようなことで町長選が近くありますけれどももたもたしていたら誰か対抗馬が出てくるかもしれませんから気をつけた発言が必要だと私は考えています。それで5番目、最後ですが冷凍庫の関係であります。これは士別は補助を出して冷凍庫を整備しています。それで一気にしづお建設もはっきり言って冷凍庫を入れることによってすごいシェアが増え、そして大きな産業になったのです。前回、前々回の質問の中で私は振興センターの中に冷凍庫を置くべきでないかと質問をしたわけでありますがぜひともそういう立場で考えてそれぞれの産業を支援していく気があれば私はやるべきだと考えておりますがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭からいろんな場面で申しあげているわけでありますけれども今の具体的な質問にも答えるわけでありますけれども支援のできるしっかりした形がまとまっている部分そして考え方方が整理されている部分それについては支援する考え方先程から制度があるということを申し上げておりますがそういう部分は受けたいと思っておりますけれどもその受けるわれわれは受ける方でありまして支援する方の立場でありましてやみくもにわれわれが動き出せませんのでその辺のところもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 初めて羊養の関係について質問した自分でもあります。それなりに町長の認識がされていなかったということは私も反省をしているところであります。とりあえず美深町にはまだまだ宝物がいっぱいあるという風に理解をしておりますので町長

も一生懸命街の中を十分見ながら対策を考えていただきたいと思っております。以上申し上げて質問とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で諸岡君の一般質問を終わります。

---

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第3 休会日の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。

10日及び11日の2日間は新年度予算案の審議及び議案調査のため休会にしたいと思いますがそのように決定してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって10日及び11日の2日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さまでした。

散会 午後0時23分

平成27年第1回定例会  
美深町議会会議録

第3号 (平成27年3月12日)

---

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第20号 委員会報告（平成27年の美深町一般会計予算）
- 第 3 議案第21号 委員会報告（平成27年度美深町国民健康保険特別会計予算）
- 第 4 議案第22号 委員会報告（平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算）
- 第 5 議案第23号 委員会報告（平成27年度美深町介護保険特別会計予算）
- 第 6 議案第24号 委員会報告（平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算）
- 第 7 議案第25号 委員会報告（平成27年度美深町下水道事業特別会計予算）
- 第 8 議案第26号 委員会報告（平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算）
- 第 9 議案第2号（平成26年度美深町一般会計補正予算（第13号））
- 第10 議案第3号（平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 第11 議案第4号（平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 第12 議案第5号（平成26年度美深町水道事業会計補正予算（第3号））
- 第13 議案第6号（美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 第14 議案第7号（美深町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 第15 議案第8号（美深町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について）
- 第16 議案第9号（美深町保育の必要性の認定に関する条例の制定について）
- 第17 議案第10号（美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について）
- 第18 議案第11号（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について）
- 第19 議案第12号（職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 第20 議案第13号（美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正について）

- 第21 議案第14号（美深町介護保険条例の一部改正について）
- 第22 議案第15号（美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正について）
- 第23 議案第16号（美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正について）
- 第24 議案第17号（美深町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について）
- 第25 議案第19号（上川教育研修センター組合規約の変更について）
- 第26 意見書案第1号（農協関係法制度の見直しに関する意見書案）
- 第27 意見書案第2号（TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案）
- 第28 報告第1号（総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告）
- 第29 報告第2号（平成26年度議会広報特別委員会報告）
- 第30 議案第27号（平成27年度美深町一般会計補正予算（第1号））
- 第31 議案第28号（平成26年度美深町一般会計補正予算（第14号））

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 草野孝治君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	保健福祉グループ主幹 望月清貴君
税務グループ主幹 山崎義典君	農業グループ主幹 中江勝規君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君
保健福祉グループ介護保険係長 前田貴也君	

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君
幼児センター事務長 政岡英司君	

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君	
-------------	--

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
-------------	---------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11人名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

### ◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。始めに予算特別委員会が休会中の10日と11日の2日間の日程で開かれ、付託事件の平成27年度予算案7件についての審査を終了し委員会報告書が議長あてに提出されており本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。議会側から意見書案2件、委員会報告2件の合計4件です。以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎ 日程第2 議案第20号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第20号 平成27年の美深町一般会計予算乃至日程第8 議案第26号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算までを一括議題と致します。平成27年度各会計予算案7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託をしておりましたが7件とも審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会の審査と結果について委員長から一括報告願います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 特別委員会の審査報告をいたします。平成27年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は3月3日に付託されました議案第20号乃至議案第26号平成27年度美深町一般会計予算他5特別会計予算並びに中央簡易水道事業会計予算について10日及び11日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては議長を除く全議員で構成しておりますので省略を致します。審査の結果につきまして一括ご報告申し上げます。

議案第20号 平成27年度美深町一般会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第21号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計予算についても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第22号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第23号 平成27年度美深町介護保険特別会計予算につきましては賛成多数により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第24号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましては全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第25号 平成27年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。

次、議案第26号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決しました。平成27年度各会計予算の委員会審査に当たり、特に介護保険制度においては国の制度改革に伴い自治体が実施しなければならない地域支援事業を早期に取り組むべき、など各委員から指摘があった事項等については今後の予算執行に当たり十分留意していただくことを理事者側にお願いを申し上げまして報告にかえさせていただきます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告は平成27年度各会計予算案7件が原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。従って質疑討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。まず議案第20号 平成27年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第20号 平成27年度美深町一般会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第21号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第21号 平成27年度美深町国民健康保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第22号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第22号 平成27年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第23号 平成27年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。従って、議案第23号 平成27年度美深町介護保険特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第24号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第24号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第25号 平成27年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第25号 平成27年度美深町下水道事業特別会計予算については原案の通り可決されました。

次、議案第26号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、議案第26号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計予算については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第9 議案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第2号 平成26年度美深町一般会計補正予算第13号を議題といたします。これから議案第2号について質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 17ページにあります、保健体育の中の総務費の中に委託料というのがあります。今回初めてこういうのが出てきたのではないかと思ってちょっと注目したところなのですが、海外合宿等誘致推進事業委託料とあります。これはどこに委託をしてどういう形で今後この事業を進めていかれるのか、その件について質問して参ります。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 只今の委託料の件なのですけれども今週末開催されます、エアリアルの全日本大会北海道選手権並びに町長杯が開催されます。本町に於いて、

平成17年からエアリアルの推進を進めておりまして、今年で10年を迎えます。今後どのように進めていくかということで昨年来、色々な方々のご意見を頂いて会議を進めております。その中で、昨年末、教育長他、町の関係者でカナダを視察させて頂きました。その際、今後の国際大会の誘致ですとか、海外選手の合宿誘致等を見据えた話し合いをさせて頂きました。その中で、ぜひ美深町に来て頂いて、合宿をしていただけないか、という話もさせて頂いて来たところ、今回美深に伺いますという返事を頂きまして、今回この委託料を組ませて頂きました。委託料の内容につきましては、海外のコーチ、選手を招くための旅費等の事を旅行会社等に委託する為のものでございます。今後の事業の推進に就きましては、今回カナダ人他の意見を聞きまして今後合宿誘致等に進めていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） この取り組みにつきましては今の説明で理解したところなのですけれども、今まで美深町にこの冬期間の施設を利用して合宿に来ているチームが何件かある訳なのですけれども、それらに対してどのような手立て、というのかそういう取り組みに対しての支援をしてきているのか、そして現在、このエアリアルが10年を経過しようとしているのですけれども、それに対して海外の人の合宿を誘致したいとなると、施設等はどういう形で、そしてそれを受け入れる態勢が、どう整えようとしているのか、そのへんがあってこの誘致に、わざわざ外国まで行ってきて今回はカナダから、今朝の新聞にも載っておりました。カナダ人の選手を招待して、そのノウハウを学ぶのだと、五輪合宿や国際大会を開催していきたいと、そういうような記事が載っておりましたけれども、合宿の施設、或いはそれを指導する人員、外国から受け入れるとなると、やはり外国語の堪能な方が必要になってくると思いますし、そういう計画がどのように立てられようとしているのか。今回はカナダから来る人の合宿の旅費だということは伺いましたけれども、今後、新年度予算に今は反映されていないようですけれども、どのような形で進めようというお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 今回、カナダ選手を迎えて、色々なご意見等伺いまして、冒頭ありました、今まで來ていた道内選手ですか国内の選手等の対応を含めて、これまで合宿ですか、そういった形で支援はしております。引き続きそういった支援は続けていきたいと思っていますしその海外選手を含めて、宿泊ですか、外国語ですか、そういう問題は色々あろうかと思います。今回お招きして、確かに私たちも外国語に堪能ではないですから苦労している面もあります。それを踏まえてそういう反省点を今後どう活かしていくか、教育委員会内部ですか昨年来作りましたスポーツとまちづ

くり推進会議ですか、そういった皆さんのご意見等を伺いながら検討していきたいなと考えております。引き続きエアリアルの選手とオリンピックに向けて合宿等を続けていきますし、1番問題なのは指導者、通年した指導体制ですかそういったものも課題にということは認識してございますので、全日本の競技団体ですか、そういった方たちと議論を重ねてより良い方向に進んでいけたらと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） その取り組みの意気込みについては納得いたしましたけれども、現在、私どもの街はスポーツタレント発掘事業というものを取り入れながら、このエアリアルを中心とした取り組みを進めて来たと思っているのです。そしてタレント発掘にどのような予算をつけたかというとエアリアル自体には基本的に特化して予算をつけている訳ではなく、発掘選手もせっかく出ながらも、それを伸ばしきれないでいる、そんなようなことも見受けられるわけですけれども、私は外国の選手養成合宿も確かに必要なことだと思うのです。ですから、このタレント発掘事業を通しながら海外ではなくて、日本全国と言ったらおかしいですけれども福岡県、和歌山県から毎年子供たちが30名近く、全部で60名近くの子供たちが美深のスキー場で、このタレント発掘事業のために参加してくださっているのですけれども、それらに対して町はどのような支援をしてているのか。同じような合宿制度で美深町に来ているわけです。ですからその姿勢が、確か8年くらいになると思うのですけれども、町としては真剣にそれに取り組んでいる姿が、私も冬期間、いくらか技術指導の手助けをしているところですけれども、改善を何度か色々な事で提言しておりますけれども、改善されないまままで、今回こういうカナダ人の合宿、外国からの合宿を誘致しようという、その辺は私、北海道、或いは今、来ている和歌山県、福岡県の子供達の支援をもう少し、しっかりしながら、外国人の合宿を誘致というのなら解るのです。なんとなく中途半端な事業の取り組みであると。北海道のエアリアルチームの合宿の参加にしても、これを美深町がエアリアルをすると言うなら、そういう子供たちにもしっかり支援をしながら美深町をアピールしていく必要があるのではないかと。それが欠けていると私は思っているのです。それなのに、こういうような外国選手を招いて、エアリアルが即、一流選手になれる訳ではないような気がして。10年も経っているのに。そこら辺が矛盾しているような気がするのですけれども、その取り組みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 年末に、これまでも和歌山県ですか、福岡県の子ども達が、冬期スポーツの合宿ということでみえられて、町内スキー関係者等の支援を頂

いて事業を進めてきています。そのへんの動きが足りないのではないかというご意見かと思ひますけれども、年末の時期、後は合宿に来るというか、和歌山県にしても福岡県にしても冬季スポーツを体験したいと言う1番大きな課題があります。この中で美深町が進めているエアリアルですか、近隣の下川町のジャンプですか、北部の広域でやっている事業、その辺の事業の協議の経験等も積んでおります。来ている期間はそのスキー場を使ったりですか、町内の施設を使ったりですか、町内の関係者が集中して対応してございますので、確かにそれが満足されているかどうかということは解らないのですけれども、特段、和歌山県ですか福岡県ですか、もっとこういうことをしてほしいですか、そういう意見は聞いておりません。若干、宿泊の面ですか、年末にちょっと集中して宿泊施設が足りないという問題は抱えておりますので、そういう面を今後、先程言いましたけれども、スポーツとまちづくり推進会議ですかそういう会議の中で課題点として挙げながら、より良い方向で進めていきたいと思っていますし、海外選手を呼ぶより、国内の今いる選手達もっと落としたらいのではないかというお話しもございますけれども、エアリアル選手も海外に出ていって、カナダですか、皆さんに支援をいただいたりしていますので、逆に今回、お招きして、美深町の現状を見て、相互に合宿等の行き来ができればと思っていますし、それと並行して国内、道内の選手の支援は引き続きもう少し満足いくような体制が出来るように今後して行きたいなと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 他に、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 1点お聞きしたいのですが、12ページ、13ページに関わるものなのですが、その中に、児童福祉総務費というのがあります。今回は広域の入所委託料が1名あったのが利用なし、という事で減額がなされているのですが、これが児童福祉法に基づいた形での広域入所だと思われるのですが、国の機関からは国庫支出金で、または道の支出金という形でこれがなされてきているのですが、この性質というか中身等についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 政岡幼児センター事務長。

○幼児センター事務長（政岡英司君） 今回、67万1,000円減額をさせていただいている部分なのですが、年度当初、名寄の保育所の方に広域で入所をするということで、美深の児童の住所地は美深なのですが、保護者の都合で、勤務の関係で保育所の方に入所するという予定を立てて予算を計上しております。これについては国、道の補助費もあるわけなのですけれども、4月に入る前に保護者の都合で入所を取りやめたいということで要望、意向があったものですからそれに基づいて26年度については支出をしてないということで減額67万1,000円を減額しているということでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 内容については解りましたが、この広域ということですから、何kmですとか広域のkm数とかそういったことになろうかと思うのですが、名寄に入所するという例が多いかと思いますが過去の例等について参考までに名寄にこう言った実態というのは過去にどのぐらいあったのか。これについてはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 政岡幼児センター事務長。

○幼児センター事務長（政岡英司君） 過去の例ということなのですけれども名寄市が主体的な部分が多いのですが、過去にも2～3件あったと思いますけれども、逆に美深から受け入れしている部分というか、そういうのも広域入所ということで町外から来ている部分もありますし、今回はたまたま保護者の都合で名寄市の方で、ということで広域入所の委託契約を結ばせていただいたということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 10番齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 補正予算書の15ページの関係なのですけれども、米麦乾燥貯蔵施設の説明では、入札減ということで3,411万4,000円ほど入札減の補正予算が組まれた中で、これは平成26年度当初は、国の方からお金も出る、補助金も出る、というような形で当初予算5億円ちょっとくらいの予算処置で麦乾センター、美深町の畑作米農家、麦農家に対して良いものを選別できるような、ということで農協が主体となって美深町も補助を考えて、補助残の2分の1を当初、残すというような形で進めた中で、補助が若干見送られた中で最低限の物を作りましょう、というような形で農協から提案があって、それでなおかつ3,400万円の減額がなされたということは本来あの施設は畑作農家の人たちに本当に満足に使っていただけるものになったのかどうか、その点、農協との話し合いはどうなされているのかその点についてお聞かせ下さい。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご質問の麦乾貯蔵施設の補助金の関係で、大きく入札減が出たという中で施設の中身の部分については、確か年度当初については、今、ご質問の通り、国の補助を入れた中で検討しておりましたが補助が難しいということで、単費で必要最低限できる部分、農協の体力を含めて出来る部分で補正をしたところでございます。今回の減額については入札減ということで7月に実際に農協の方で入札をされて大きく入札減が発生したという状況ですけれども中身については当初の設計通り、十分対応できる内容となっておりまして農協と話をする中でこの部分で十分対応できると現状の予算から入札減の分を減額したということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 10番齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 何回も、何回も、入札減になったということを説き正したからといって結果は出ないのですけれども、その機械は当初予定したものが入った、あくまでも入札減というものであれば、その当時で再度、施設に対して何らかの措置が、代行だとかというような形が考えられなかったのか。農協の方の単費と町の単費でやっているのですけれども、そういうことがやはり考えられないというのは農協側の方も手を挙げた中で、補助金をもらって進めるのであればもう少し町の方としても指導ができなかつたのか、再度そのへんだけお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 中江農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご指摘の部分については町の方からも農協の方に申し入れというか相談を何回かさせて頂いております。必要な部分があれば、入札減が出ている部分で、実際予算も若干、余る部分がございますので整備できる部分があれば検討したいということで再三相談はしたのですけれども、農協の方としてもなるべく最低限経費は抑えたいのだという要望もございまして農協の方で、事後で入札減が出ているものですから自分で対応できる部分については対応したいという中で今回この減額に至ったということです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他に、9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 13ページの戸籍住民基本台帳費の関係でお聞きしたいと思いますけれども、今回、若干ではありますが台帳発行の委託料が増えたということでの補正であります。現在、住基カードの現状がどのようになっているのか発行部数ですか、その辺1点お聞きしたいことと、それから戸籍住民基本台帳にかかわらず戸籍関係にあっては、さまざまな国の制度システムが変わっていく中で特に今回は社会保障税番号制度のシステムの改善をしたいという中でこれは国庫支出金の大方の金額の中で事業の中身が行われてきたと思うのですけれども、その都度、新しい機械、新しい物がどんどん入ってきている中で、たぶん私の記憶ではこの住民基本台帳カードの中にチップが入っていて、色々なところに使える中身になっていたと当初、思っています。それはカードの中身が利用されないままいるのではないか、そこにこの税番号システム等も組み込めなかつたのか、これはシステム上の問題ですからなかなか難しい問題もあるかもしれませんけれどもそういうところがどういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問ありました、住民基本台帳カード発行の関係でありますけれども、いま現状としては当初20名ほど今年度については20名ほどの予算を組んでおりました。それが現状としては43名ほどになるということで今回

補正という形をとっております。ちょっと過去の発行枚数については手元に資料がないのですが、今までの総数でいきますとカードの発行については229枚発行しております。それと今度の制度的にあります社会保障番号制度に対して住民基本台帳カード、その部分のICチップの方に今度の新制度の組み込みだとか、ICチップの方に組み込みだとかそういういったことが、というお話しだと思うのですけれどもそれに関しては住民基本台帳カードが発行された当初、そのICチップの方に色々な業務、印鑑登録だとか、もろもろの行政にかかわる登録をしながら使っていけるというようなICチップではあったと思うのですけれども現状としてはなかなか美深町でいけば印鑑登録に関してはカードという形で発行しておりましたので、その中に組み入れてという形ではなかなかできなかったということで、現状としてはカードの利用としては公的個人認証、イータックスそういった部分での利用のみといったような形での状況となっております。今度のカードというか社会保障の方にも現実的に言えば新たにといったカードについては現状としては利用のみということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 非常にもったいない話ですね。多分ICチップですから相当な情報量がそこでやりとりできると思いますが、結果としては使われていないという認識で良いのかということが1点と、それからこの社会保障税番号制度システム、これについては仕組みとしては何か個人にカードを発行するとかそういうような仕組みがあるのか、あくまでもこれは役場側でそれらの情報を抑えるという範囲のものなのか、その概要というか仕組みの内容を説明して頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 住民基本台帳カードに関しては今言ったような説明なのですが、これから税番号制度が始まると住民基本台帳カードと同じようなカードが今後交付される予定となっております。住民基本台帳カードについては今の予定ですと今年の12月いっぱいまでの交付ということで新たにICチップというか、そういう機能を備えた、今度は新たにこの制度については一人ひとりに12桁のいろいろな業務、民間でも使えるような形、行政でも使えるような形といったようなカードを振りまして、新たに個人番号カードというものが交付されます。それに移行されるということで住民基本台帳カードについては今年度末をもって交付については廃止というか形が変わってきます。ただ住民基本台帳カード、今まで工夫されている部分についての利用にあたっては期限を持っていますので、持っている方については期限まで使える。変えることも新しいカードに新たに変える形をとることも可能だということになっております。以上です。

- 議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。
- 9番（岩崎泰好君） それでは社会保障の税番号制度システムの発行するカードの中にその住民基本台帳カードも組み込まれるという仕組みになるということでおよろしいですか。
- 議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。
- 生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 住民基本台帳カードの機能と同じようなものが、その新しい個人番号カードに組み入れられるというか、同じような構造で変わっていくという形になります。
- 議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） なければこれにて質疑を終了いたします。
- これから討論を行いますが討論はございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） なしと認めます。
- これから議案第2号 平成26年度美深町一般会計補正予算第13号について採決を行います。議案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- （全員挙手）
- 議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第2号平成26年度美深町一般会計補正予算第13号は原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第10 議案第3号

- 議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第3号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算 第2号を議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） とくに質疑がなければ終了いたします。
- これから討論を行いますが討論もございませんね。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。
- これから議案第3号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号について採決をいたします。議案第3号について原案の通り可決することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- （全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第3号 平成26年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第11 議案第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算 第3号を議題といたします。これから質疑を行います。

9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 今回の補正によりまして施設サービス給付費負担金或いは地域密着型介護予防サービス給付費負担金、それぞれもう1点、高額医療介護サービス等負担金、それぞれ減額の補正であります。1点システム改修だけが増えているところなのですが、これらはどういった要件による減額なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 今回の補正についてですが、今年度、26年度ということで第5期の最終年度でございます。その計画に基づきまして予算化をしているものでございまして12月には一部、在宅サービス等の補正がございましたけれども、今回については年度の終わりの中で実績が少し見えてきているということでの補正でございます。施設サービスにつきましては主に特養或いは老人保健施設それから介護療養型施設3種類ございまして、その中で特養は計画より500万円ほど多かったり、老人保健施設も500万円近く多かったのですが、療養型の方で若干1,500万円ほど減少がありまして差し引き500万円の減ということ、それから地域密着型介護予防サービスにつきましては、それぞれ地域密着型介護予防のうちグループホームが認知症のデイサービス或いは小規模多機能の、これは予防の部分でございましてありますけれども、それぞれ利用回数等人数の減少があったということでございます。それから高額医療合算介護サービスにつきましても55件今年度見込んでいましたけれども38件ほどに減少がみられたということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 考え方はいろいろあると思いますけれども施設サービス給付費については補正前の金額からするとパーセンテージは非常に少ないので地域密着型介護予防サービスについては補正前の額が477万円に対して200万円おおむね4割程度の減額となっておりますがこれは見積もりの甘さなのか、それとも利用者が当初予定したところが何かの理由で利用されなかったのか、その辺の考え方、見解はどうなりますか。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） この地域密着型介護予防サービス給付費の各種類が多数ございまして、その中で大きかったのが今回の要因としましては介護予防の小規模多機能型の居宅介護ということでございます。これらにつきましては1つの施設であっても要介護の方の利用もありますし介護要望の方の利用もあるということでその分の介護予防の部分、要するに要介護度の低い方の利用が少なかったということになるかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

これから議案第4号について討論を行いますが、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算 第3号について採決をいたします。議案第4号について提案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第4号 平成26年度美深町介護保険特別会計補正予算第3号は原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第11 議案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第5号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算 第3号を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を行いますが討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第5号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第3号について採決を行います。

議案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第5号 平成26年度美深町水道事業会計補正予算第3号は提案の通り可決されました。

只今から暫時休憩をいたします。再開は 11 時 15 分といたします。

議長から議会運営委員会を招集しますので委員会室に集合願います。

---

午前 10 時 46 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ町側から追加議案が提出されております。追加議案は議案第 27 号 平成 27 年度一般会計補正予算第 1 号及び議案第 28 号 平成 26 年度一般会計補正予算第 14 号の 2 件であります。

お諮りをいたします。追加議案を日程に追加し議案第 27 号 平成 27 年度一般会計補正予算第 1 号を追加、日程 30 とし議案第 28 号 平成 26 年度一般会計補正予算第 14 号を追加日程第 31 として議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って議案第 27 号を日程第 30 議案第 28 号を日程第 31 として議題とすることに決定をいたしました。

○議長（倉兼政彦君） 只今から資料を配布いたします。

（資料配布）

---

### ◎ 日程第 13 議案第 6 号

○議長（倉兼政彦君） それでは日程第 13 議案第 6 号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了いたします。

これから討論を行いますが討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号について採決を行います。議案第 6 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第6号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第14 議案第6号

○議長（倉兼政彦君） 日程第14 議案第7号 美深町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） ありませんか。なければ討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第7号について採決を行います。議案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第7号 美深町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第15 議案第8号

○議長（倉兼政彦君） 日程第15 議案第8号 美深町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題といたします。

質疑を行います。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） この件について放課後児童の美深町の実態というものをちょっと知りたいなと思っていますが、現在、児童館があります。それからもう1カ所はCOM100で何かその事業をやっているようですけれども、詳しくその実態を教えていただいて、美深町としてはどの程度の、何人ぐらいの児童がここへ通っておられるかということを聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 只今のご質問の件ですけれども、児童館において学童保育を実施しております。その現在の登録人数で行くと60名ほど登録しております。保護者が共に就労していて学校帰宅時に保護者がいない生徒が通うものが学童保育という

ことになっております。あと COM100 で実施しております放課後子供教室については今現在 74 名の登録をもって事業を進めております。両方登録されている方もいますし、登録しないで児童館だけの利用ということもあります。今回、条例で基準とおさまっておりますけれども、そのへんも今後この基準に当てはめて、国の支援を受けていくのがよいのか、今のままの現状の仕組みで続けていけば良いのかというの、今、研究をして有利な方を選択して事業を進めていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） 現状の COM100 で事業をやっているのですけれども、場所として、そこが適正なのかということ、それから広さが学童児童の受け入れに対して適正になっているかと、ちょっと私その辺、手狭になってきてているのではないかとそんなような気もするのですけれども学校等の空き室を利用しての学童保育の設置という考え方はないのかどうか、その辺もちょっとお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 現状、手狭とかという話なのですが子供教室、COM100 でやっている子供教室に関しては特別な授業、お菓子づくりですとか特別なことを COM100 で開催する場合は、今、現状開催している部屋ではなくて、調理室ですか、文化会館の中を柔軟に使わせていただいて事業を展開しております。あと児童館で実施している学童保育も 60 人登録して 60 人全員が来られると、結構手狭になるかなと思うのですが現状利用動向を見ているとそんなにきつい状況で運営していると思つていませんしたまたま児童館まつりですとか、そういったイベント等を開催した場合は多くの方が参加されるので手狭な感じがしますけれども、現状は学校の空き教室を使った方がいいとかの検討段階にはまだ至っていない状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それでは議案第 8 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第 8 号美深町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案の通り可決されまし

た。

---

### ◎ 日程第16 議案第9号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16号 議案第9号 美深町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

10番齊藤君。

○10番（齊藤和信君） このような条例が制定されることによって、わが町にも働いている主婦の皆様等々が結構楽になるかなと思うのですけれども、過去にパートタイムの人が保育所というか保育に入れてほしいだとか、また妊娠中に出産後、第一子を預かってほしいという経過とかそういう実態があったのかその辺についてお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 藤原幼児センター長。

○幼児センター長（藤原裕子君） お尋ねの件ですけれども過去に妊娠している方、その妊娠については医者の診断書をいただきまして入っていた経過もございます。障害児につきましても町の保健婦さんと相談をしながら障害児保育を受けていた経過もございます。パートタイムの方につきましては時間が短いということなので、その時間帯だけ来ていただいた経過もございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

1番小口君。

○1番（小口英治君） 5ページの（9）の、これは新設だと思うのですが、児童虐待の方なのですが、これが新たに加わっている規定なのですけれども美深町ではこういう事例があったのか、まず一点と、こういう事案があった場合にどのような方法で、連絡方法ですか対処方法を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 児童虐待の関係ですけれども、常に件数があるということではないですけれども、数年に一件程度、心配な家庭が出たり、或いは虐待と認められる状況の世帯がございます。これらにつきましては、初めのうちは保健センター保健師ですとか、幼児センターですとか、そこでのかかわりが、見守りがありますが、害してしまうのではないかといった場合には児童相談所とも連携をしながらそういった会議もって対応策を検討するということにしてございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番小口君。

○1番（小口英治君） いま全国的に大変な事案だと思いますけれども、例えば小学生で

すから家庭訪問の時に数回行ってもなかなか会えないとか、そういう場合に学校との連携だとかそういう具体的にどういうような連携で未然に防ぐようになるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 政岡幼児センター事務長。

○幼児センター事務長（政岡英司君） こういった虐待がもしあった場合に、幼児センターにおいては小学校、学校関係と連携をとって行事の関係だとかといった連携をする組織があります。そういった中でそういったケースがあれば先生方に集まつていただいて随時協議をさせていただきたいなと、そういったことがないように対応してまいりたいなど思っています。

○議長（倉兼政彦君） ほかに、2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） 過去に育成園に委託して子育て支援相談施設、名称は忘れましたけれどもそういうような施設があったのですけれども今、それはどこで実施しているのか。それが今、育成園に委託した部分がなくなっていますので、そういう施設は、今はもう必要がなくなったから廃止しているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） お尋ねの制度につきましては子供の短期保護というかたちで子育て支援対策として現在も委託関係は持つてございます。育成園でございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第9号について採決を行います。議案第9号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第9号 美深町保育の必要性の認定に関する条例の制定については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第17 議案第10号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第17 議案第10号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。ありませんか。

7番諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 第3条の2項ですけれども、これの規定している額については規則等に定めるものとなっておりまして、だいたい国の6割いうのは説明でお聞きしたのですが、これらの規則等については何ページぐらいのものになっているのかその辺についてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 現在持っていますのは2ページほどで7条となっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。それでは議案第10号について採決を行います。議案第10号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第10号 美深町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定については提案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第18 議案第11号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第18 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

質疑を行います。

9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これとは直接関係しない部類かと思いますけれども地方教育行政の今回は組織及び運営というものは国の法律によって教育委員会の仕組みが変わるということですが、旧来の行政委員会としての教育委員会のあり方、制度のあり方そのものが非常に首長からの独立性ということがひとつ大きなポイントだったと思うのですけれども、そのへんのことについてはどのように変わるのか、或いは変わらないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 桜木教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（桜木健一君） お尋ねの今回の制度改正に伴う教育委員会の位置づけというのは変わりません。ただ、なぜ制度改正が行われたかというの以前にも説明した通り、各地で行われた、いじめに対するいろいろな問題に対する教育委員会のあり方とかそういうのが問題なって今回の改正につながってきたわけです。その原因のひとつにあるのは首長の任命責任というのがございまして、教育長というのには、現在は教育委員会の中で任命をする体制がとられています。それに対して教育委員としては首長が議会の同意を得て任命しているのですけれども実際に教育長だったり教育委員長であったり、そういうトップの任命責任がどこにあるのかというのが問題視されてきたわけです。それで、もう少し首長としての力を強めようということで今回の改正に至ったわけで、ですから首長としての力は確かに強まります。ただ教育委員会としての基本的な制度は何も変わらないというところであります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今回、28年までの任期がある教育長はそのままの形、教育委員長もそのままの形ということは理解しましたけれども、この法改正によって特別職という形になってくるわけなのです。この報酬を報酬審議会にかける考え方があるかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） ここはちょっと経過措置の部分でわかりにくいところなのですけれども、現在おります教育長については、特別職に4月から特別職にというわけではなく、任期中はいまのままの身分で任期が切れます。任期が切れまして、満了なりまして、次の教育長が選任された時点では議会の同意を得て選任されますけれども、その時点から特別職ということになります。報酬に関しましては、今のところ報酬審議会の方で去年の12月の定例会を開催した時点で報酬審議会にかけておりますけれども、その時点で改めて変わるというようなことはなく経過しておりますので4月1日に向けて審議会を開催するということは予定しておりません。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） それでは、任期のあるまでは一般職の給与の扱いになるのか、その辺をちょっと確認だけをさせてください。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 身分としては一般職に分類されておりますけれども、教育長の給料に関しましては別に条例で定めることになっておりまして、その条例で運用

されていくということになります

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） そこは分かるのですけれども、ここに教育長の報酬がいくらと  
いうことができていることは、これは報酬審議会にかかってこれが承認されてここに載せ  
たのかなということがちょっと私としては聞いておきたかったところなのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 説明が足りなかったと思いますけれども特別職、今  
の町長、副町長、教育長につきましても特別職報酬審議会の案件としてこれまで審議さ  
れています。その様なものですから教育長につきましては現在のまま、町長、副町長と同  
じように現在のままの報酬で、任期中は現在のところはいくということになっております。  
条例では教育長だけで給与の条例を持っております。そんなものですからその条例を町長  
と副町長の給与条例に統合するという改正であります。この統合につきまして効力を発  
するのは4月1日ではなくて、次の任期、次に選任される時点から効力が発するというよ  
うなつくりになっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第11号について採決を行  
います。議案第11号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第11号 地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案の  
通り可決されました。

---

◎ 日程第19 議案第12号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第19 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部  
改正についてを議題といたします。

質疑を行います。

7番諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この改正等については、8年ぶりのベースアップ、そして一定の  
中には給与の階級というか合法というかそういった見直しも含めて行っている部分であり

ますが、8年ベースアップがなかったという大きな理由というのは何なのか。そしてまたどういう機関の中とそういった申し合わせをされてのことなのか、それからよく役場の庁舎は経済の中に労働組合の旗もたっていますけれども、これらの争議といいますか団体交渉的なものをどのように開かれて今日に至ったのか、これについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） まず、最初のベースアップがなかったことに関しては、今回の条例もそうですけれども、国の人事院勧告それぞれ基づいて、これまでも開催してきておりまして国の給与水準に合わせるような形ずっと改正してきています。その国の人事院勧告につきましては、これまで民間給与との比較を行いながら勧告されておりますけれども、その時点で民間給与の方が低いといったことで引き下げは行われていたと思います。というようなことでここにきて民間給与との格差が逆に公務員の方が低いということで今回はベースアップの勧告がなされたという経緯になっております。続きまして、交渉に関しましてはそれぞれ組合と、給与が変わる、ランクが変わるといったところにつきましては、その都度交渉を経ております。

○議長（倉兼政彦君） 7番諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうすると、もう1点ですね、1級から6級まで、これらの給与表というのが改定になったのですが、これも同じように人事院勧告の中身の中でこういう見直しをしたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 今おっしゃる通り、人事院勧告でなされる国の給与表これと水準は同じものになっております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

5番中野君。

○5番（中野勇治君） ちょっと違った視点から質問したいと思いますけれども、賃金の給与表については人事院勧告が昨年出されて昨年の12月に改訂していますよね。まず、人事院勧告通りそれに準じてといいますか、給与改定しているのは去年の12月です。それからわずか3カ月で、また給与表をいじっているのです。今度の部分については、引き下げの方向にあるのではないかというふうに理解しています。まず1つには、今回の理由について国の人事院勧告における給与制度の総合的見直しという表題が出てますね。それへの対応、そうすれば昨年の12月の給与改定は、おそろかだったのか、わずか3カ月で改定するのですから。それと、考え方によっては高齢層給与の抑制へと、いうことがあります。給与表の水準、ここに書いてあります通り2%引き下げて高齢者層の抑制を

するのですよと、ということです。わずか3カ月で給与表をまた変えるというのも不思議ですよね。普通に考えると。今回の改正について、単身赴任の手当について、新たに製作されたものですから必要性があって作るものです。それはわかります。給与表そのものをいじる事態についてはちょっと問題があるのかなと思ったのですけれども、いうなれば、ここに至った経緯は、12月からここに至った経緯はどういうことなのか。それから、今回の改正にあたって、労働組合と十分協議をされているのか。それから、とくに高齢者層が抑制されるわけですが、3年間は減給保障という形になっていますけど、管理職への説明はどうだったのか。労働組合の説明はどうだったのか。そしてどういう反応があったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 先程、諸岡議員から質問を受けてベースアップの話があったものですから、昨年の人事院勧告で12月に改正したベースアップについてお話をさせていただきました。今回の給与制度の総合的な見直しにつきましては平均2%給与表を引き下げるような内容になっておりますけれども、これらにつきましては全体的な給与の引き下げで、高齢者層の、ようするに上の部分については、とくに抑制を図つてフラット化を図るというのが平成18年の改正時から行われてここに至っておりますけれども、さらにこれらが推進されるという内容になっております。従いまして今回の平均2%引き下げるとは言っておりますけれども、若手職員につきましてはそのまま据え置かれるといった部分もございます。ですから0から4%という率で実際のところは各階層においては引き下げ額が異なっているというような内容になっております。新旧対照表を見ていただいて、アンダーラインが引いてあるところを見ていただくと、改正がないところがありますのでそういったところでご理解いただけるのかなというふうに思っています。それから高齢者層の引き下げに関して、どういった説明をしたのかということですけれども、主幹課長会議の中で毎月行われておりますけれども、その中でこういった改正を行います、ということはお話しを申し上げております。それから組合との協議ですけれども、昨年の人事院勧告の取り扱いを巡っての交渉がなされてきていると思います。その中で12月にこの総合的な見直しの引き下げを提案できなかったというのは、その時点で決定をしていなかった、さらに引き続き交渉の時間が必要だったということで今回の提案になっておりまして、これらにつきましては平成26年度の措置ではなくて、27年度、4月1日からの措置なものですから、そういった時差が生まれているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 5番中野君。

○5番（中野勇治君） 労働組合との話し合いが完全にできていないのではないですか、

今の話を聞くと。昨年の12月の人事院勧告のことについては協議されているようですが、今回提案されることについては協議されているのですか。どういう反応なのか、いつ協議されたのかを聞かせいただきたいと思います。そしてどういう反応を得ているのか。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 人事院勧告に基づきまして、こういった制度の改正等々を組合と交渉しながら進めてきております。12月の分についての引き上げの部分、これから4月1日以降の引き下げの部分ということは交渉の中で、まず提案する方法として、分離をしていただきたいというような要求があったものであります。12月に引き上げの分についてはご提案を申し上げ議決を受けたところでありますし、その後の引き下げがあるものについても、本来ですと12月に提案しなければならないよと、こういうようなことなのですが、交渉、妥結至っていないというような経過の中で、この間、交渉をしてきたと。それで今回の議会にやはり制度改革の部分については提案をしなければならないという話をしているところでございます。それについて、特に組合側からご意見をいただいたということはありません。この管内においても、実は中央部ですと、12月の時点でこの引き下げの部分についての提案をなされているというような現状もあります。この間、2ヶ月ぐらいですか、この間、交渉しながらこういった引き下げについて進めているということは組合に理解をいただいているというふうに思っています。

○議長（倉兼政彦君） 5番中野君。

○5番（中野勇治君） 3回目なのですけれども、これで終わることになってしまうのですけれども、ぼくは山口町政下にあって、こういうことがあってはいけないのではないかと思っています。というのは、今回も合法の追加があったのですけれども、頭打ちだと、これ以上のものは合法の1番上に給与表の数字が入っているもの、上にはいかないのだよとか、いろんな部分があるのですけれども、今、総務課長がおっしゃった部分については、逃げの部分もあるのかもしれないけれども、中央部ではすでに交渉が始まっているから組合としても当然、そこら辺の情報は得ているというような言い方をされていますけれども、提案するのは町長が提案するのですからね。町長の方からこういうふうに提案するのだけれども話が、組合側にあって当然でないですか。組合側から何の話もないというのではなくて、僕はそうだと思うのですよ。それで山口町政下でそういうことがあってはおかしいと思うのです。僕は山口町長からいろんな組合の交渉だとか、こうあるべきだとか教わったのですから。例えば、給料は全部よくなると、職員には不利益なことは一切ないと。全部上がるのですよと、好条件なのですよと。そういうことでも労使間では、賃金のことな

のですから、よく話し合わなければ駄目なのです。例えよくても、今回の部分ではおそらくプラスになる部分よりマイナスになる部分が多いと思うのですけれども、組合と交渉して組合側が妥結しない部分があるかもしれません。だけど町長は話だけ通して、妥結しないけれども提案すると、そうしたら、それは議員が判断するのですから。それは仕方ないと思います。ところが十分話し合わないで議会に提案されても、議会側だってそれぞれ議員は判断できないですよ。僕は、それはおかしいと思います。山口町政下にあって、そういうことはいけないと、僕たちは昔、交渉して、長谷部さんと団体交渉して、長谷部さんが横道に進むものですから肝心な労働組合との話ができるないということがたくさんですよ。だけど今は、ちゃんとまともに質疑応答しても、おそらく正々堂々と渡りあえるのではないかと思います。組合が反対しても、議会で提案されたら議員が判断するのですから、それはいいと思います。そういう一方的な、いうなれば十分話し合いもなされないまま提案されるということは、議員も判断に困るし、一方的な提案をされても困るのではないかと、判断に。どうですか、昼休みでも団体交渉して、議決を昼からにするということで話し合いだけでもしてくださいよ、まともに。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） だいぶ誤解もあるのかなというふうに思っておりますけれども、順序を建てて説明させていただきたいと思いますけれども、まず今回の昨年の12月に提案させていただいた人事院勧告に基づく給与水準引き上げ、それと今回の総合的見直し、これはいずれも昨年8月に人事院から出された勧告に基づく内容の制度改正でございます。従いまして昨年12月に出して何で3ヶ月もしないうちにまた改正なのだという、そういうった冒頭のご質問もございましたけれども、これにつきましても総務課長が言った通り、本来であれば昨年12月の段階で全ての制度改正ということがなされるべきなのですが、ただ、これが職員団体といろんな協議の中で、引き下げの部分については、27年の4月1日からの施行と、そういう事もありまして、少し期間をおいてくれという、そういうった職員団体側からの申し入れの結果、こういった今回の提案になっているということもご理解いただきたいと思います。この部分については12月の給与の改正の説明の時にも総合的な見直しの中で、議会の中で、水準の引き下げについても提案をさせていただきますということについても触れていたかと思いますので、その部分についてはご理解いただきたいなというふうに思います。それと労働組合、職員団体等の話し合いでありますけれども、これも十分やってきております。昨日の予算委員会の中で給与に関するご質問があって、確かに人事院すべて人事院勧告に基づいてやるかという事でありましたけれども、やはりわれわれの給与ベースは人事委員会の勧告に従う、われわれ小さい市町村については国

人事院勧告に従ってやはり国に準じた改正をしていくのだ、制度をもっていくのだというのが基本原則だと思いますし、これは、これまでやってきております。従って上がる時だけ人事院勧告に基づいて、さらに引き下げる時には、それはやらないということではなくて、やはり総体的な給与の見直しでありますから、これは人事院勧告に従ってやるのですということを職員団体も十分理解されているだろうと。ただ、引き下げですから。下がりますから、ある意味では納得できないという部分はあるのだろうと思いますが納得できないということと、職員団体と協議が整っていないことは違うというふうに考えてございます。それと今回の先程給料表の関係も触れておりましたけれども、国全体といいますか、要するに地域級という、そういった考え方の中で特に東京23区を中心に大都会においては民間と比較すると、まだまだ公務員の賃金水準は低いと。一方で、地方ですね、他の都道府県もそうなのですけれども低い地域の給与を都会と地域とのアンバランスが生じていますので、その部分を、いったん給与水準を民間レベル、地方の民間レベルに合わせてそのうえで都市部の高いところには地域手当という、そういった制度をもって、そこに比較的物価の高い地域に住んでいる職員の給料については地域手当ということでカバーしていくという今回の改正であります。従いまして、やみくもに賃金水準を引き下げるというのではなくて、あくまでも国が、人事院が調査をして、地域の給与水準に合った水準まで平準化させていく、その流れの中での改正でありますのでそのへんを十分ご理解をいただいているだろうと思いますけれども改めてご理解をいただきたいなというふうに思います。ずいぶん丁寧に職員団体と協議してきているつもりであります。ただ、そこを十分、100%納得しているのかということを確認されれば、それは、水準の引き下げですから、なかなかストンと落ちないものがあるのでしょうけれども、組織と理事者側との交渉においては整っていると。その上での議会提案だというふうに順序きちんと誤らず提案してきておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） これはどんなふうに聞いたらいいかと迷いながらここに立ったのですけれども、職員の住宅手当について、私は前々からこの件については疑問持っている1人なのですけれども、自宅を持っている者にも住宅手当が当たっているという、その辺の規約が、これは全国一律こういう形なっているからこうなっているのか、美深町独自のものなのか。私たち一般町民は住宅を建てますと借り入れしながら税金控除を受けながら、という形はありますけれども、決して町職員のように住宅を建てたからといって、その自分の住宅にも手当が出るなんていう制度なんてどこにもないような気がするのですけれども、そのへんの制度というものはどこから来ているものなのかをお聞きしたいな

と思っているのです。これが退職するまでその手当が当たるのか、或いは期限が切られているのかとみなしても期限が切られているのではないものですから住宅を建てた職員は退職するまでここで見ますと月額7,000円と金額が唱わわれておりますけれどもそれが当たる形なっているのかどうか。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 1番最後の、退職するまで当たるのかということに関しては、特に期限を設けておりませんので、その通り退職まで当たります。それから、独自なものなのかということなのですけれども、国は持ち家手当で、今うちの7,000円の部分に関しては、数年前に廃止をしております。国の支給額につきましても7,000円ではなくて2,000円だとかそういったレベルの金額だったというふうに記憶をしております。ただ、うち独自といいますか地域性があるかと思いますが、国に関しては、転勤を含む広域での移動があるということで、特に住宅、職員住宅などが整備されているという事情と、それから美深町のような小さな自治体ではそこまで整っていない、転勤することに関しては想定をされていないという自治体が多いのではないかといったところで地域差、それから組織の中での差というのはあるのかと思います。そういったところから、古くから、美深町につきましては7,000円の持ち家手当で、こういったものを支給しておりますので、国との差というのは地域との差、事情というのは変わっておりませんので引き続き7,000円の支給は妥当だということで条例は持っているというそういう状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） 職員は住宅を建てるとき7,000円の手当が当たると、それでは住民も、美深町に住んでくれて住宅を建てたら一時金として、今は時限立法で無くなりましたがけれども、手当を職員並みに7,000円月々支払ってあげますからどうぞ定住してくださいという条例を提案したら、それが通るかどうかわかりませんけれども、予算の執行権は、私どもに権利は無いものですから出来ませんけれども、なんか片手落ちだなと。職員は退職するまで自分が住宅を建てたら税金控除もあり、それから住宅手当もあり、それはちょっと何か片手落ちではないかと。見直すべきではないかと。これはもっとたくさんだったのですよ。最初は7,000円ではなかったのですよ。それは国がだんだんと下げてきたものですから町も下げてきたのですけれども。という経緯は、私は記憶にあるのですけれども、これは本当に改正していただきたいという、なんとか、もう少し住民に理解できるようなものにしてもらいたいなと思うのですけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 住宅手当の部分でございますが、今、担当主幹が申し上げた通り国にはない制度です。ただし今、国においては宿舎というような職員の確保のために厚生施設といったものを確保しながら手当以上のあるものがあるのかなというような判断をしているところでございます。本町においても職員の厚生の部分で、職員を確保するうえで宿舎等々こういったものも建設しながら人材の確保に努めたいというようなところがあります。全員の分これを確保するというのがなかなか難しいという状況、民間の住宅に入っているものに対する手当といいますか、そういったものを支給している状況、その中で職員が独自に住宅を建てている中のその分の住宅手当でということで出させていけるところですが、例えば他の住民に対する新規の条例、支給するような条例は、というような話なのですが、事業所単位で考えればそういった事にはなかなかならないというふうに思います。当然、国にはない制度の中での、独自の制度なわけですから、今後こういったことについても十分研究を重ねなければならないのかなというふうに考えているところですが、やはり人材の確保をこういったところのことを考えていく上では一定のそういう厚生の部分を十分考えなければならないのではないかというように考えているところでございますし、できますればこういった制度を残すことによって職員の能力向上につながるのであれば、こういった制度は残していきたいなあというように思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今、総務課長が人材の確保のためにはやはりこういう手当の支給も必要だとそういうことをおっしゃっています。厚生の部分というかその辺は理解できない部分ではないですけれどもこれは定住を今、美深町の人口がだんだん減って、そして定住人口も少なくなってきた中でやはり政策として家を建てたら手当を出しますと、職員並みに手当を出しますという政策をしながら、定住策を促していくという方法もあると思うのです。正直言いまして住宅を建てて、手当をもらって、そして美深を離れていくという退職職員がいるという、私はこういうことも踏まえてもう少し考えて町民のためになる政策を考えるべきではないかと、そう思っているのです。本当にほとんどの美深町を離れている退職職員は、自分の家を建てて、そしてそこにずっと生涯、住んでくださるのかと思うとそうじゃなくて、都会へと出ていくと。そういう方が見受けられている中で住民としては何としても不公平だと。私は今期でこの場所でこういうような発言ができるのはもう2度とありませんけれども、一住民としては、このことに関しては何かあるごとにただしていきたい、そんなふうに思っております。あくまでも住民、職員

も一住民ですので公平にしていただく政策をとるべきだと、その様に考えている一人なのですが、いかがなものでしょうね。町長。どう思いますか。こういうことに対して定住対策と言しながらやはりもう少し力が足りないような気がするのですが。

○議長（倉兼政彦君） 職員給与に関する部分でございますのでその部分に絞っての答弁をお願いします。

○2番（藤守千代子君） 職員給与の中の住宅手当てです。

○議長（倉兼政彦君） 町民の住宅の方までの話が出たから

○2番（藤守千代子君） 不公平な部分があるのではないかということを聞いたのです。

○議長（倉兼政彦君） 町長答弁しますか。

○2番（藤守千代子君） なかったらないでいいですよ。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 職員は手当、一部を福利厚生の部分で実施している。地域的にやはり必要な部分だろうと。2番議員さんの方から定住化という部分がございましたけれども逆に昨今の職員が地元に住宅を建てて定住化していくこうというそういった部分でいぶん持ち家が増えてきてございます。過去には住宅を持たないで退職と同時に都合によつて町を離れるという職員もおりましたけれども現在については生まれ育ったこの町で住み続けるのだということがございます。ただ高齢によって諸事情これらの職員だけではなくて住民の皆さんもそうだと思いませんけれどもそれぞれの事情によってこの街を離れなければならないと、そういった事はございます。それをして、この手当てが不公平ではないかということは別問題だと考えてございます。職員に対する福利厚生の部分と、住民の定住化を図るための政策、これは対峙してどちらがどうか、という事ではないと思います。両方、進めていかなければならないと、ただ、時代に合った手当の内容についても改善をしていかなければならぬというそういうご指摘については十分散策して進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まだ質問もあるようですが、僕も考えることがあってこのまま休憩にしていただけないかなと思うのです。それで食事をして、その後再開という形で、どうもまだ納得できない部分があるのです。意見の相違というかそこら辺の部分も少し調整したい部分もあるので、できればこのまま休憩させていただきたいなと思いますので。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質疑を用意されている方は1人ですか。

1人ですとこの議案は終わらせたいと思います。

9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 3回までということで発言できなかったところがあるようですが、先程、質疑の中で、職員組合との話し合いが十分に行われているというご答弁があったのですが、要するに12月の部分のところと今、3月に持ってきた部分、市町村によっては一括して12月に審議をした市町村が結構な数があると思うのですが、ある程度話し合いができない中で1本ずつという形に多分なったのだろうと思います。質問と答弁の中ではそういうふうに推測しているのですが、12月以降、職員組合との話し合いが十分ということなのですが、いつどのように話し合いようされて、それから内容がどうだったのかということについてはどうなのですか。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 誤解があるようですから、もう一度答弁させていただきますけれど今回の人事院勧告に伴う給与制度の改正については、これは昨年の段階から職員団体と協議させていただいて職員団体側も十分この勧告の内容、さらには、これまで国との水準に準じた形で制度を持ってくるのだということは理解をしているというふうに思っておりますし、そういう流れの中で交渉しております。ただ今回なぜこの時期にこの部分だけ提案があったのかということありますけれども、これは職員団体との協議の中で、要するに4月1日にさかのぼってやる分については、これは12月にやらないと出来ませんから、この部分についてと今回の分については職員側から切り離してくれと、切り離して議会提案をしてもらえないかという事がありました。理事者側としてはそうではなくてあくまでも国の制度改革に合わせて、これは12月に全てやるべきなのだからやります、ということだったのですが、その部分については、4月1日の分については、別提案で、という申し出がありましたから、そういうふうに理事者側としては分かりましたよと、そうしますと。その間に他町村の動向、そういう分も含めて組合として、職員側として、見極める。そういう期間も必要なのだという判断で切り離してやってきました。それで先程総務課長がいた通り1部の自治体では12月の段階で全てやってしまっているところもありましたよと。そういうことについて職員側も十分認識しておりますし、われわれもそういうことで、他の、この今回の制度改革とは別に、全体的な給与の水準をなんとか保てるような、そういうような方策はないのかとそういった組合側からの具体的な提案はないですけれども、なんとかならないのかというような話がありましたけれども、それはやはりできるものではなく、人事院勧告通り、それはやりますよということで、先程も申しました通り、納得はしないかもしれませんけれども、これは今まで長年のルールでやってきていますから国に準じてやっていくのだということ。引き下げられるから、その分だけはやらないということにはならないということで、これは十分、職員団体側も理解して

いるというふうに思っておりますし、総務課の段階で職員団体の代表の方とも話し合いをして、今回の議案提案に至ったということです。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先程の説明では、8月に両方とも出されてきたものであって、12月に一括して2つのものを審議にかけていくというような方向性は多くの市町村はそれで、かけていると思うのです。それで1つだけずれたというのは、それまで12月にかける段階にあっては、職員組合との合意が達成できたのだったら、12月に出してもいい中身です、一緒に。それを、ずれたという、その辺のところがどうもはっきりしないから、その間に、12月の段階で一定程度の決裂があって、上がる分にはOKと。下がる分にはまってくれと交渉の段階の話し合いがあったのかということを、その辺の感覚がもうすでに合意されるものがあったら一緒にあげてもいいものが、3カ月、一方だけずれたということその辺のところがどうも納得できないというところなのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） これは私も経験があるからアレなのですけれどもやはり職員団体としての力量といいますか、そういった交渉の過程においてどこまで職員側として意思を理事者側に理解させるかといった、そういった手法として、すべてが国が決めてすべてが12月で決着させるのではなくてやはり切り離すことによって職員団体側としての意思、というのですか抵抗というのですか、そういったものを表したいという、そういった部分が十分理解しています。そういった事も含めて、そういった理解も含めてわかりましたと。上げるとでは12月に上げて差額式にしましょうと。そしてさらに今後の含みを持たせるという意味ではありませんけれども、少し冷却期間を設けた中で、改めて議会提案をさせていただくと。そういった一連の交渉の中の流れの中でそうなってきてているのだということをご理解いただきたいと思います。したがって何回も言うようですが職員団体側としては納得できないというのはあると思います。正直。ただそれが、交渉が決裂しているのではないかということにはなっていないということはご理解してもらいたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、中野さんの質問、さらには藤守さんのやつは別にして、岩崎さんの質問等々があるわけでありますけれども、総務課長答弁さらには副町長答弁が、その通りであります。私から追加することはないのですけれども、どうも聞いていると、町長これはわかっているのかと、理解しているのかというような心配事が議員さんの腹の中にあるのかなと思うものですから、私も最終交渉の場には望んでおります。そして今、

副町長から急ぐ分の12月の分、さらに若干の冷却期間といいますか、もうもうにおいて職員組合としての立場もあるでしょうし、支障もあるわけでありますから、それはそれとして理解をしながら後から交渉しましょうと。それは新年度の分ですから後から3月議会でも間に合うでしょうと、こういうことを思って腹合わせをしながら今回の提案となっています。そういう意味では12月の段階で、もうもうそういう中で組合は組合として、外に旗は立てておりましたけれども、旗も下げられたということでありますから一定の理解は整っていると思っています。旗が立っているのは春闘でありますから、別でありますから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） いろいろお聞きしましたが、結果として12月にアップした分、今回下がる分の金額ベースでどのくらいになって最終的に全体としては多分上がると思うのですが、それらの金額ベースではどの程度の金額になるのか教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 引き下げの影響額は、今回は0%から4%、平均2%引き下がるということで、ちょっと給与の額を今、算定するのは厳しいのですけれども、ただ実際に給与の予算が減るのかといったらそうではなくて附則の中を見ていただくと解るのでありますけれども、実際に給与が下がると、例えば30万円の方ですと2%下がると6千円下がります。ただ、もうちょっと多くなってくると4%下がって12,000円、10,000円以上の引き下げ額になるということになります。そうすると4月から施行されたとして、4月に一気に12,000円下がるかというとそうではなくて、改正附則の中でそのことは今までもらった給与に関しては保障しますというのがそういう作りになっています。従いましてそれもいつまでも保障するのではなくて、3年間に限って3月の給与を保証しますということになっています。ですから実際に下がるとなったときは3年後、平成30年の4月に実際に給与が引き下げ。下がる人は下がる、上がる人はすでに上がっておりますのでいいのですけれども、下がる人については3年後に実際に給与支給額が減る、そういうことになりますので、今のところ給与引き下げ額の影響がいくらかと言われると、答弁が難しいかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

結論を迷っている方もいらっしゃるようですから、討論並びに採決については再開後に行います。

これから暫時休憩をいたします。

再開は 13 時 45 分といたします。

---

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

これから議案第 12 号について討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号について採決を行います。

議案第 12 号について提案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第 12 号 職員の給与に関する条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ◎ 日程第 20 議案第 13 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 20 第 13 号 美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑を行います。

3 番 藤原君。

○3 番（藤原芳幸君） 今回、フレンドバスの方、色々利用者等の意見を聞いた中で、エリアを拡大できると、それも現行の予算の中で拡大して便宜を図ることができるということで、非常に利用する住民にとってはありがたい話かと思うわけでありますけれども、その中の現行エリアで今運行している中で、同じような形での今の現行に対しての要望等も色々あったのではないかと、逆に言うと運行側にすると課題という部分かもしれませんけれども、そういう部分としてはどういうものが上がってきたのか。ちょっとその辺をお聞かせよう願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、ご質問のありましたフレンドバスの課題だ

とか、運行にあたっての部分という中では、一応今運行している状況の中で各エリアのそれぞれのバス停等を定めて設置しているのですが、そのバス停の位置の部分で若干場所を少しづらしてほしいだとかそういった部分のお話を私は受けております。それ以外については特段大きな課題というか住民の方からの要望というのは現在ございません。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今、色々な課題の中でバス停の問題というものが要望としてあるようですけれども、当然拡大したエリアの部分でも新たにバス停の位置というものを設定すると思うのですけれども、その場合、現行のエリアについてのバス停の見直しと言いますか、検討というものがどのようにされていくのか。ちょっとその辺についてお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今、お話ししました停留所の関係についてはまだ大きな協議としてはしていませんが、担当とよく話をする中では、一応フレンドバスを本運行して2年経過している中で、それぞれバス停の利用の状況等を一応分析しながら今後どういった停留所の設置が良いかということを分析しながら進めて行きたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今後、分析していかれるのでしょうか。それとも今までエリア等を拡大する中で、色々な分析の元にこういうものが出てきたのかと思ったのですけれども、それともさらにもう少し分析をしていくということなのか。ちょっとその辺に關してもう一度お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） バス停の設置については、本運行にあたりましてこれまでの実証運行で定めているのですが、さらに実証を終えて本運行している中で、色々今設定している停留所、それからもう2年経っていますので、その中で利用の状況を現状としてどういった状況になっているのかということを毎月統計をとっていますので、その状況を踏まえながらさらに分析して行きたいと考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 若干関連しますけれども、今回利用者なり協議会等々の議論の中で、エリアが拡大されたのかと思いますが、この後、業者成り協議会の議論の中で、もう少しエリアを広げてくれという議論になった時にどのように対応していくのか。まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 協議会の関係は総務課で持っているのでご答弁を申し上げます。現行のエリア拡大については、既存エリアの中で住民が住まえる地域が近くにあったというようなこと、それから言われている通り予算の範囲の中でこれらを回すことが可能だというようなことで市街地のエリア拡大をさせて頂くものであります。さらに、拡大はというようなことありますが、これはより拡大するとまた拡大というような問題もありますし、後の市街地は概ね網羅できたかというふうに考えています。それで市街地から外れた郊外の部分については既存のまた別の路線の中で対応していくという方向になっていくのではないかというふうに考えております。正しく新年度も実証というような形で市街地以外のエリアの部分の補完といいますか既存路線の補完といいますか、そういったことも進めたいと考えております。なるべく交通空白の部分をなくしてあげたいというような思いはあるところですが、これがすべて対応できると良いのですけれども、なかなか全てに対応することが難しいかと、概ね可能な限りエリアを広げて交通の空白をなくしたいというような考え方で協議会の方は進んでいくのではないかということありますので、どうぞご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） そしたら印象としては、今回のエリア拡大がもう大体リミットだというふうなことなのでしょうか。それと先の11月のCOM110大学との懇談会の中で、現行の南エリアの地先も具体的に言って、静円寺にも入り込んで、お客様を運んでいたと、そういう状況から考えて今回の拡大エリアでいくと開原寺も行ってくれという話もあったのですが、これでいくとまた開原寺が外れますよね。そこら辺の声が出てきた時にどうなのかと、変な話静円寺より開原寺の方が檀家さんが多いのかという感じもするのですけれども、その辺の考え方をどの辺に持っていくのか。それともう1点、逆の視点で見ると拡大すればするほど名士バスとの営業の問題も出てきたりするのでその辺の関係をどのように考えておられるかということと、名士バスへの現状の影響というのはあるのかないのかというところもちょっと伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 市街地のエリア拡大について、これ以上は限界かというようなことがあります。市街地の部分についてはこの辺で一杯一杯なのかというようなことを考えてございます。今拡大した部分のお寺の固有名詞が出たのですけれども、実証実験としてこれまでやってみたという部分で有効だということで今回エリアを拡大させて頂いたというようなことでございます。それからもう1つ先にあるところについてもというよう

な話なのですけれども、こここのエリアは仁宇布線のエリア対象地域にさせて頂いています。既存路線の中で、フレンド程の便数はないのですけれども、既存路線の中で何とか対応できるような方法をこれも利用の向上といいますかそういったことも少し考えていかなければならぬといふうに思っていますので、やはりどこかで線は引かなければならぬといふうなことを考えておりますので、もう1つの方については仁宇布路線の方の動きの中で考えていきたいといふうに思います。それから名士バスとの競合というようなことであります。正しく路線競合はあるわけであります。路線競合があるからこそ、この協議会の中でそれぞれ名士バス等々にこういったことをやりますというようなことの理解を受けた上で進めているところであります。名士バスの路線のお客さんが減っているのではないかというようなことになるのかもしれませんけれども、数値はこの人が例えればフレンドバスではなかったら仁宇布線のバスがなかったら名士バスに乗ったのか乗らなかったのかということは、ちょっと数値的には捕まえていないような現状ですけれども、一定の協議会の理解の中で進んできた、その合意がなければ運輸支局の申請も路線拡大の申請も通らないというような事態の中から、一定の協議会での話し合いの中で理解を頂いてこういうようなことを思っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 一定程度は理解するのですけれども、COM100大学の方々と懇談した時に静円寺に入っていたではないかという話が出たものですから、そうなってくると今の答弁であると一定程度線は引くから開原寺と言われても無理だというお答えをしてよろしいということですね。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） できるなら仁宇布線のバスも回れますので、そのことをご理解頂きたいと思います。仁宇布線がデマンドで動いていると、エリアを当初から拡大をさせて頂いて南エリア、これは住民の要望によって南エリアに拡大をさせて頂いたと、便数は確かに3本程少ないのでありますけれども、その街中からいくと例えば手前側よくてその先は違うバスに乗らなければならぬという不便はありますけれども、やはりこの辺はどこかで線を引かなければならぬかと思っていますので、どうぞご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 忘れられていたかと思った。私もちょっと気にしていましたが、美深町フレンドバスという運行に関しての陸運局等の運行機関との詰めがちょっとあると思って、そういう中の交渉とか今どういった陸運局まで入っているかどうか解りませんが、

そういう運行部隊との共和関係はどうなっているのでしょうか。それから料金体系が例えば発生するとするならば、これは規則なり細則なりそういった形になっているのだと思うのですが、これに纏わるというかこれに関する他の規則的なものはどのようにになっているか。これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 陸運支局との協議はどうなのかという話ですが、実は法定の協議会で設置させて頂いているのですが法定の協議会で、陸運支局だとか関係者全部入ってないところいう運行ができなくなってしまったのです。昔のように陸運支局が指定をして、バスを運行できるという時代ではなくて、協議会には必ず陸運支局から少ない時で1名、2名その協議会の中に参加をして、状況を把握して拡大の申請をした場合について地域の合意がとれているというようなことを理解の上で許可されるという今の制度になっております。陸運支局の方については、その内容をすべて把握しているというような認識でいるところでございます。料金の関係はということで。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） それに連なる規則は細則的なものはあるのかということです。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） ちょっとお待ち頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩を致します。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時32分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 関連する規則の中ではなく、運賃に関しては条例の中の別表の方で規定されております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうすると別表は、例えばどれだけ乗っても150円とかそういった内容だったでしょうか。それと例えば金額が別表の中で表示をされるとするならば、その改定をするとかそういった状況になった場合の方法等についてはどのように考えておられるか。

○議長（倉兼政彦君） ちょっと暫時休憩を致します。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時32分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） すいません。料金については一律の金額が決まっております。料金を改定する場合においては、まず公共交通の協議会と協議をして、そこで料金を改定する場合はそこで協議をした後、条例の改定をすることになっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

次、9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） このエリア拡大については、実証実験の元で今回条例としてエリア拡大ということが上がってきていますが、この実証実験の中では、それぞれ拡大エリアの中で、先程の質問で私も実態は掴んでいなかったのですが、静円寺にバスが入り込んで乗降しているという話がありましたけれども、このバス停はどこに設置をしたのですか。実証実験の中では、静円寺に拡大の南エリアの中に限って結構ですから。

○議長（倉兼政彦君） 後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） それぞれ拡大したエリアにはバス停を設置しております、今回言われている南エリアは、その静円寺につきましては乗り降りの関係もありますから、静円寺の中ということで決めております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） そうなるとドアツードアということですね。乗り降りの関係ですと。ここでいうフレンドバスは、わざわざ停留所を設けて、ドアからドアとはしなかったのですよね。デマンドバスとはそこに差別があるのですよね。それで行って実証実験では、静円寺の中まで入り込んでバス停としたというのはちょっと行き過ぎた行為ではないか。結果的には、本来であればデマンドでしっかりドアツードアにすべきこと、これは私の意見ですけれども、そうすべき今後の問題として、このフレンドもそういう形にしたら非常に便利なそれを使い勝手があると思うのですけれども、この実証エリアの中で南エリアだけが従来の停留所というのは道路沿いに必ず停留所を設けていたというふうに思うのですが、私有地の中まで入り込むということになると、これはまた形態が違うのではないか。この辺はどう抑えているのですかね。

○議長（倉兼政彦君） ちょっと休憩を致します。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時32分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

後藤生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（後藤裕幸君） 今回設定している静円寺の部分については、設定をするにあたって協議会の中でもバス停をどこに設定をしていくかという実証運行にあたってどこに設定していくかとう中で、本来であれば今言った通り、道路沿いなら道路沿いというのが本来そういう形ではあるかと思うのですが、たまたまというか静円寺におきましては、国道沿いということもありまして、その中で実証運行するにあたってバス停を静円寺さんとのお話しをする中で、バス停を設置させてほしいという形で実証運行させて頂いて、その実証運行と共に本運行にあたってもバス停の方もそういうような形で設定していく形で考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私はこれを始めるにあたっては、ドアからドアということを基本にすべきだということを運行が始まる時点で主張をしました。しかし、色々理由を挙げながら一定程度バス停を作り、そしてそこで乗り降りするというような仕組みに実際としてはなっている。今、聞かれると乗る人たちの便宜性を考えて静円寺の私有地に入って、そして乗せるという形なると、本来の考え方方が崩れるのではないか。要するにデマンドバスと同じ中身になると、私は方向性とはデマンドバスと同じにした方が良いのではないかと思うのですけれど、実際、今運行していてバス停で待っているお年寄りたちも予約した時はこないだとか、或いは寒い中でまたなければならないだとか、それだったら限られた一定程度の人数なのだから、そのお家の前まで行ってくれればありがたいという話を随分聞きました。そういう意味ではバス停の在り方というのはちょっと便利だから静円寺に行ってというのはちょっと違うのではないかと思うのですけれども。本格運行するのですから、その時に他との整合性を考えると、停留所がそこだけ従来は道路沿いに必ず停留所を設けていたものが、静円寺だけが中に入つて私有地の中で乗り降りできるというのはちょっとまたパターンが違ってくるのではないかと思うのですが、その辺の考え方と将来それをそういう形で乗る方々の便宜を考えるのだったら停留所をやめて、本当の意味でデマンドにしていく考えがあるのか。その辺の考え方をお聞かせ願います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 協議会の関係で、最終的には協議会で決定をしていかなければならない事項になりますので、私の方から答弁をさせて頂きます。理想とするのは議員おっしゃる通り、ドアツードアでこういったものがベストかなというふうに思います。当初、市街地の部分でこれらを担うには、ちょっと時間的にも時間がかかるというようなことがあって、100メートル範囲程度の中でバス停を設置させて頂いたところでございます。言われる通り、これまでやってきた中でも、何回かデマンド型の運行にしたら良いのではないかというお話しがあったと思いますが、なかなかそこまでは対応できないというようなことで、今のようなバス停の位置を設定しながら、可能な限り近い場所で乗り降りできるような方法をとってきました。今回、いわれている中心の市街地から若干郊外に行きますと、やっぱり家も点在する密集しなくなるということもありますし、どこかの家の近くのところに設定をするのがベストだろうと、そうしますとやはり家のないところにわざわざバス停を設定する必要がないわけでありまして、なるべく利便性の高いものということで進めていきたいというふうに思いますし、今回、中へ入っているよというようなことだったのかもしれません、そこからUターンするためにわざわざ国道で降ろして、道路交通上非常に危険なことをするよりも、中へ入って降ろした方がこれはベストだろうというような運転士の判断の中でそのようにしたのかと思います。スクールバスでも、例えば理解を頂いて私有地の中でUターンをするというようなことはあるかと思います。なるべく利便性の高いものにしたいというふうに思いますけれども、そうすれば車両が複数台いたり、運転手が複数いたりということを考えておりますので、現行の運行体制の中で利便性の高いものにしていきたいというような考え方を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私は基本的なことがちょっと違っているのではないかと、これは住民の要望があって初めてこのエリアの拡大がなされてきていると思います。ところが今聞いていますと、住民課と総務課とのどのような繋がりの中でこの事業を進めているのか。と言いますのは私どもはこれで2年目なのですけれども、高齢者と懇談会をする度に、こういう要望が出てくるわけです。それは当然COM110大学があるからその中で行政と対話をしながら最も良い方向に進めていくべきことなのに、我々と要望して町には要望しますけれども、そういう対話も足りないからこういうことが起きてくるのではないかと、地域には地域担当員という職員も置いていますし、こういうエリアの中で運行するのだけれども皆さんの要望はないでしょうかとかそういう接点をもって行政は進めていくのが本

来ではないのかと思って仕方がないのですよね。どうも今のやりとりを見ていると、住民課に行ったり来たりしながら、どうなっているのかと、暫時休憩をしながらとか、それではちょっと私としてはそういう横の繋がりが少しあってしっかりとこういう住民のためのサービスに力を尽くしていくべきだと思うのですけれども、それが足りないと私は思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 横の連携が足りないというような話なのですけれども、協議会を構成しています事務局にはそれぞれ入りながら事前に部会というものを設けて、こういったことを進めるということでお互い認識をしながら進めています。ただ、役割分担として総務課企画グループの方に協議会関係の業務については総務課企画グループがもちます。運行に関しては町の人たちの生活に関わることなので、住民生活課の方に持たせてもらっているというようなことがあります。要望を頂くということは、課題も多いのかもしれませんけれどもそれだけ利用されているのかと自負をしているところであります。住民から直接やはり要望もされます。言ってしまえば対応が悪いと、何をやっているのだと、ちゃんと指導しろよ、というようなことも随分言われているのも事実であります。その辺を改善しながら、今運行事業者に指導しながら、より良いものにしていきたいと考えておりますので、連携が足りなく見えるかもしれませんけれども、事業の運行にあたっては町が一体となって進めさせて頂いているということでご理解頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑はこれで終了致します。

討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号について採決を致します。議案第13号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第13号 美深町フレンドバス運行に関する条例の一部改正については提案の通り可決されました。

◎ 日程第21 議案第14号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） これは委員会に付託された中身でございまして、委員会の中で私も色々質疑等或いは討論等をさせて頂きましたが、1点だけ、サービス付き高齢者住宅の関係でございますが、現行制度の中では、住所地特例対象外ということでございますが、これは改正内容の中ではこれも適用になるということでございます。本町においては、29年実施に向けてこの2年間でこれらについての体制整備をしていくのだろうと思いますが、これについて現在はサービス付き高齢者住宅というものが対象外としたわけですが、概ね29年度1年間にどの程度のこれらの対象となる事案と予算措置を進めているかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） ちょっと金額についてはあれですけどもサービス付き高齢者住宅については、現在町外で利用されておりまして、介護給付の対象になるものについては、これについては平成26年度では延べ92名程の利用となっております。ちょっと新年度の数字を。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 答弁が全部ではないのですか。要するに27年、28年、29年度からこの住所地特例が適用になるということですよね。サービス付き高齢者住宅について27年・28年はこれについては対象外ということになっていますよね。

○議長（倉兼政彦君） 望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） サービス付き高齢者住宅につきましては、現行の中でもその町にあるといいますか、その部分での保険給付の対象にはなります。それで町外の施設に行った場合に美深町の給付になるというのが今はないですけれども、ちょっとすいません今確認します。

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩をします。

きっちと調べてから答弁をしてください。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時32分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解きます。

望月保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（望月清貴君） 申し訳ありません。サービス付き高齢者住宅の住所地特例という事になりますと、サービス付きの高齢者住宅の中でヘルプサービス等を使った場合の保険給付が今、美深町にはサービス付き高齢者住宅というものはないのですが、町外に行かれた時に、そこでヘルプサービスを使うと、うちの給付になるというものでございます。具体的に言いますとヘルプサービスの見込みの中に含まれているということで、特に限定したものにはなっていません。ただ、現時点でそういった例えば町外のサービス付き高齢者住宅に入居されている方は4～5名いらっしゃるということです。ただ、現時点に入居されている方ではなくこれから新たにそういった状況になった場合に発生するのですけれども計画としてはヘルプサービスの時給の中に入っているというものです。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 介護の仕組みも相当難しくて、私もなかなか頭が回らないところですが、こういうことなのですよね、現状の26年度まで、先ほど92名という数字を言われましたが、これは違うということですね。そしてサービス付き高齢者住宅の住所地特例対象外というのは第6期の27年、28年は、これは対象外だという認識でよろしいですね。第6期の最後の年、1年間だけが、この対象になるということでいいですね。それについての、積算をして初めて今回の介護計画というのがあったのだろうから、その積算はどういうふうになったのですかという事を先ほどから伺っているのです。わかります意味が。介護の部分に入るということなのですけれども、それは、積算してかかる介護の色々項目ありますが、どこに入って、どういう積算の下で今回の料金改定の金額が決まったのかということなのです。ここは特に大きいと思うのですよね。サービス付き高齢者住宅というのは、今、最近、特に都市部においては多くなってきています。中身もテレビ等を見ると非常に高級感があふれるところが多いと。そこで当然かかってくる料金も相当な料金がかかってくると思うのです。そうなってくるとこの住所地特例の適用になった場合、それらの料金も相当上がるのではないかと私、個人的に考えるところですが、それらの積算も概ね何件ぐらいで、どのぐらい上がる見通しなのかということで、たぶん積算して、初めてこの保健計画というのが出てきたと思うのです。だからそのへんがどういうふうになっているのですかということ先程来、聞いています。わかります。

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩をします。

これどうですか、ちょっとお謀りしますけれども、説明委員の所、担当者でないとかな

り細かいところに入っていますので、担当者に説明をさせるということ、構いませんか。皆さんのがいいといえばそれは指名しますけれども。

それでは前田君を呼んでください。

なかなかつなぎつなぎでは難しい話です。

岩崎君、悪いけどもう1度、前田君には質問を許しますから。

---

午後 2時26分 休憩

午後 2時32分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩をとき、会議を再開します。

前田介護保険係長。

○保険係長（前田貴也君） 今のご質問の答弁でございます。住所地特例にかかるサービス付き高齢者住宅の部分の見込みということなのですが、旭川市近郊の、今、そちらのサービスを使われている方、26年度の実績でそういった施設に行かれている方が、概ね4～5名程度ではないかと思います。そういう方が今後、旭川にいかれた時にそういう訪問介護ですかそういうサービスを使った時に給付費が上昇するのではないかというような趣旨の質問だと思います。今現在、住所地特例ではなく、サービス付き高齢者住宅の部分で住所地特例の施設にいかれている方もおりまして、そういう方にプラスされて今後給付費が一定程度伸びると想定しています。町外でヘルパーを使われている方が16名、これは10月の実績でありますおられます。それに今16名おられますのでそれにプラスして4名ないし今後の推計ですので、人口の流出というのはなかなかこの場で何名になりますというのをお答えできないのですが、概ね26年の実績でいきますとそういう施設にサービス付き高齢者住宅対象の施設に、転出されている方は34～5名ということです。そのような推計ということで算定の方はしております。

○議長（倉兼政彦君） 9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 介護計画の中では、グループホーム新たに2ユニット18名分を一応、見積もりの中に出した中での介護計画と思っておりますけれども、昨日でしたか今日でしたか、新聞に音威子府がこのサービス付き高齢者住宅の建設をするというような新聞記事があり、中身はよく見ていませんがそんな動きにあります。住所地特例の対象に29年に実施になるのであれば従来グループホームにもありましたし、よりこのサービス付き高齢者住宅というのはより素晴らしい環境の中で生き生きと住まいをするというような今の高齢者の色々な施設がある中では、飛び抜けた施設になるのだろうなと思って

いるのですが、逆にそれらをこの街にしっかりと作ることで他の市町村から住所地特例を使ってそこに住まいをする人が増える可能性は十分にあるのではないか。グループホームも確かにいいですけれども、その発想は今後の6期以降も7期もありますからこの辺のところで、検討を加えたのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 前田保険係長。

○保険係長（前田貴也君） サービス付き高齢者住宅の定義でございますが今現在法律が改正になりますて、通常の下宿状態でお年寄り65歳以上の方が住まわれていて、食事がついていれば全てサービス付き高齢者住宅という定義に変更になりました。従いまして、つまり若い方が一緒に入っている中でひとりでも65歳以上の方がいればサービス付き高齢者住宅という網かけを国の方でかけております。従いまして、今、美深にはシェアハウスえにしの里、あそこがサービス付き高齢者住宅の適用に今後なってくるのかということで今、サービス付き高齢者住宅の申請もしていると聞いておりますので、そういったサービスも今後必要となってくるのですが、いずれにしましてもサービス付ということですので、それにリンクする介護給付費、具体的にはヘルパー訪問介護事業が付帯してくると思いますので、そういった住まいの確保、さらにはそういったサービスそういったものも並行して検討していく課題が十分にあるなということは認識をしております。

○議長（倉兼政彦君） ほかに質問ありますか。

2番藤守君。

○2番（藤守千代子君） お伺いしますけれども、今回この介護保険の改正によりまして国は職員の待遇を改善するために報酬も当然あげているのだということを示しているのですけれども、処遇改善にあたって、各施設等で確実に介護職員の給料が上がったかどうかということを管理監督するのは美深町にあるのかないのかその辺を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 前田保険係長。

○保険係長（前田貴也君） こちらの処遇改善加算につきましては振興局の監督となります。この要件に該当する場合、振興局の方に申請という形になります。うちとしましては、その処遇改善加算を使っているか使っていないかという権限は、実はなくて地域に密着型については、グループホームですとか小規模については実地検査の際に書類等は確認するのですが、給料として上乗せする部分については振興局、上川振興局の管轄になりますてその分については会社の運営資金ですとか、そういったものには使えないということで確実に給料に上乗せするという検査もしくはそういった実績報告等を毎年1年ずつ出して検定を受けて活動しているという仕組みなりますので間違いはないと認識はしております。

○議長（倉兼政彦君） いいですか。ほかにございませんか。

では前田君下がっていいです。

質疑がなければこれで終了致します。

討論はございますか。

9番岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正について討論をさせていただきます。私はこの介護保険条例の一部改正について反対する立場で討論に臨みたいと思います。付託されました特別委員会の中でも私は反対の討論をさせていただきましたが、これに関連する条例改正でございますので改めて反対の討論させていただきます。まず1点は第1号被保険者にかかる負担の金額が大きすぎる。これが大きな反対の理由となります。町側は、安定的なこの介護保険の制度の運用という観点から基金を3分の1は取り崩すけれども3分の2は残すという形で地域のところにつなげようとしておりますけれども基本的にこの介護保険特別会計というのは特別会計の中だけで今、国の制度としては運用する中身になっています。ですから例えば税金にあっても取り過ぎた者は還付するという制度になっています。ここで保険料をお支払い頂いた3年間の中で、3年ではないですね、もっと長い時期の中で第1号被保険者が払ってきた払い過ぎの保険料をしっかり次の期の中で、3年間でしっかりと返すという、その原則をこの介護保険制度の中では運用すべきというように考えます。この介護保険制度が始まってから上げ幅は3,000円時代から3,100円、それが3,300円になり3,600円になる、それは当然、介護の中身がどんどん充実と必要な介護の量の中で図られてきたのだけれど、もしかし突然3,600円から4,500円、900円という大幅値上げ。原資がないなら別ですけれども、原資は基金の中でしっかりとやる、それを全額使ってでも保険者に被保険者に介護の中身を充実させていくという方向性をとるべきだと。私はそのような観点からこの介護保険条例の一部改正について反対討論をするものであります。議員の皆様のご賛同いただければと思うところでありますのでよろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 賛成討論の方はいらっしゃいますか。

反対討論はほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで討論を終了致します。

これから議案第14号について採決を致します。

議案第14号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。

従って議案第14号 美深町介護保険条例の一部改正については提案の通り可決されました。

---

◎ 日程第22 議案第15号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程22 議案第15号 美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題と致します。

質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

討論を行いますが討論ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第15号について採決を致します。議案第15号について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第15号 美深町幼児センター設置及び管理条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第23 議案第16号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第23 議案第16号 美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正についてを議題と致します。

これから質疑を行います。なければ質疑を終了致します。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第16号について採決を致します。議案第16号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第16号 美深町遠距離通園児の通園補助条例の一部改正については原案の通り可決されました。

---

◎ 日程第24 議案第17号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第24 議案第17号 美深町水道事業の施行等に関する条例等の一部改正についてを議題と致します。質疑に入る前に町側から議案の修正の申し入れがありますが説明を願います。その前に資料を配らせていただきます。

(資料配付)

○議長（倉兼政彦君） 質疑に入る前に町側から議案の修正についての申し出がありますので説明を願います。

今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の訂正ということで、今回お願ひを申し上げるに至って、まずおわびを申し上げ、議案の訂正についてご了承いただきますようお願ひしたいと思います。議案の訂正の内容でございますけれどもこの条例の第2条関係、美深町給水条例の一部改正に関する改正の中の訂正でございます。具体的に58ページの給水料金の、それぞれ表になってございますけれどもこの中央簡易水道事業の料金に1部欠落した部分がございました。58ページの北部簡易水道事業という欄がありますけれどもちょうどその上の欄で、中央簡易水道事業の臨時用という項目がございます。この下に本来入るべき料金表が欠落していたということです。具体的にはページをめくっていただきまして66ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表の中の左側に、これは現行の給水条例の料金表でございます。上水道事業の料金表でございまして、これが今回の改正で中央簡易水道事業の料金表というふうに改めるわけですが、この24条の料金表の1番最後の欄、臨時用の次にその他という料金が現在もございます。この部分が改正の料金表の中に欠落していたということで訂正いただくものでございますが、これが次のページの北部簡易水道事業のちょうど境目、臨時用の下に今回訂正の資料を出してございますけれども、その他ということで1立方平方メートルにつき118円ということで、この用途につきましては郊外に水源として分水をするものということでございまして、この料金表が欠落してございましたのでご訂正をいただいて議案として成案としていただきたいということでございます。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 只今、町側から説明があった通り、修正することとしたいと思いますがこのようにしてご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

それでは議案を修正については修正することと決定をいたしました。

これから議案第17号に対し質疑を行います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 確認的な質問になりますけれども今回の条例改正については給水人口が5,000人を割って、またなおかつ道営事業の完了を見越しての条例改正という認識なのですが、今、訂正があったように、それで一定程度を理解しているつもりなので

すが、確認しますが、特に中央簡易水道事業の方は新たに農業地域が加わるのですが従前、東地区等々もこここのエリアに入るということで農業の方の用途区分というのは今までこの、その他に入っていたのか、たまたまこの中央簡易水道事業の方には農業という軸がないので、方や北部の方はあるということで、これら辺の整合性はどうなのかとその2点を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南坂管理グループ主幹

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 今のご質問ですが、農業用中央簡易水道につきましては、その他の部分に東部ですとか雄木禽が含まれております。今後、各地域、拡大される地域の方と協議をしながら料金については決定していきますが、とりあえずという言い方は悪いかもしれないですが、この料金を基本に考えて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 57ページの料金なのですけれども、これは上川管内でもいいですけれども、基本の水量は、美深は6立方メートルになってますが8立方メートルのところが私の記憶では結構あると思うのですが、平均の美深町の1家庭の使用水量はどのくらいであるのか。それと8立方メートルにした場合は端的にいえば8立方メートルにした場合のメリットデメリットを説明していただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 南坂管理グループ主幹

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 美深町は6トンとなっておりますが他の市町村につきましては8トンが基本料金であったり、10トンが基本料金であったりしております。うちの6トンにつきましては、水道の使用開始から6トンを使っています。変わっておりません。すいません。その通りです。料金は、少々お待ちください。

○議長（倉兼政彦君） 平均はどのくらい使っているかという質問ですね。

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 平均ですか。だいたい一般の家庭で4人家族でありましたら20トン前後を使っています。昼間働いている方とかは少ないのですがだいたい20トン前後が4人家族の平均となっております。詳細については、今は手持ちがないのではっきりしたことが言えませんが20トン前後となっております。

○議長（倉兼政彦君） 1番小口君。

○1番（小口英治君） せっかく今、4人家族で20トンまでお話しの説明があったわけですが10トンだと8トンだともあるというお話しだったのですが、例えば今まで6立方メートルでやっていたのを例えれば10トンにした場合のメリット等はどのようになり

ますか。

○議長（倉兼政彦君） 南坂管理グループ主幹

○管理グループ主幹（南坂陽子君） 低所得者というか水量の少ない方に、メリットが出てきますので、やはり少ない方が良いと思われます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 良いですか。課長答弁はいらないですか。

木戸産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 今、お話しがありました、主幹の言う通り、やはり規模の小さい方については基本料金が小さい方が、メリットがありますし、基本料金が多いということはそれだけ使う方についてはやはりメリットがあるということでございますので主幹の答弁通りでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） これから議案第17号について採決を行います。

議案第17号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第17号 美深町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

---

### ○ 日程第25 議案第19号

○議長（倉兼政彦君） 次に日程第25 議案第19号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題と致します。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号について採決を致します。

議案第19号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第19号 上川教育研修センター組合規約の変更については原案の通り可決されました。

これから暫時休憩を致します。

再開は15時30分と致します。

---

午後 3時03分 休憩

午後 3時30分 再開

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、会議を再開致します。

---

◎ 日程第26 意見書案第1号

○議長（倉兼政彦君） 日程第26 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書案を議題と致します。

本件の提出者は諸岡君、賛成者は小口君、中野君、齊藤君、山本君です。この際、提出者の諸岡君から説明を頂きます。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の提出。地方自治法第99条及び会議規則14条に規定により下記の通り意見書を提出する。提出するわけでありますけれども、この件につきましては、平成27年2月20日、要望者は北海道中川郡美深町字大通北2丁目12番地、きたはるか農業協同組合代表理事組合長中瀬さんから意見書が出てきまして、今回の本議会に議長宛に出されたものであります。産業教育常任委員会としましては、議運で協議の上、27年3月5日にこの件について内容等又は要望の理由等について精査を致しました。従いましてそれについて意見書をまとめ、案を提出するものであります。一読を申し上げたいと存じます。

今後農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展を図るため下記の通り要望致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3 JA・連合会の協同組合としての事業、組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出致します。

美深町議会議長 倉兼政彦

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣と協議をしたところであります。

以上提案申し上げまして、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げて提案理由にさせて頂きたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了します。

討論はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書案について採決を致します。

意見書案第1号について原案の通り決定する賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、意見書案第1号 農協関係法制度の見直しに関する意見書案は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定を致しました。

---

◎ 日程第27 意見書案第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第27 意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案を議題と致します。

本件の提出者は小口君、賛成者は諸岡君、中野君、齊藤君、山本君です。この際小口君から本件について説明を願います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意見書第1号と同様に、こちらは北はるか組合長の中瀬様から要

望書が提出されました。

審議をしたところ、意見書の提出についてを朗読させて頂きます。

意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。

提出者小口英治、賛成者諸岡、中野、齊藤、山本議員です。

意見書案を朗読させて頂きます。

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案

TPP交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。

また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な態度を強く求めてまいりました。

つきましては、下記の事項につき要望致しますので、貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1、政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。

2、EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出致します。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、TPP担当大臣・農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければこれで質疑を終了します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号について採決を致します。

意見書案第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、意見書案第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書は原案の通り可決し、意見書を提出することと決定を致しました。

---

### ◎ 日程第28 報告第1号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第28 報告第1号を議題と致します。

総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。

この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告を頂きます。

総務住民常任委員長 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず、所管事務調査報告の前に若干報告書に訂正がございますので先にご説明致します。議案書の3ページ、また追加議案書の4ページなのですが、観光箇所の表の中に一部及び加筆をお願い致します。まず、名称の部分で上から3つ目、トロッコ王国美深とありますが、美深を削除して頂きます。それから概要の方で、上から3つ目、トロッコ王国管理とありますが、これをトロッコ王国美深が運営と訂正お願いします。それから下の段、トロッコ王国管理これもトロッコ王国美深が管理というふうに直してください。もう一つ下が、トロッコ王国美深が巡視、一部管理というふうに訂正をよろしくお願い致します。

それでは総務住民常任委員会から所管事務調査報告を致します。

本委員会は、下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告致します。

調査事項は観光行政の現状と課題、調査方法は聞き取り調査、調査日は平成27年1月29日、調査の目的は、我が町においても、まちづくりの一環として近年、観光に力点をおく中でこれまでの観光行政の検証と今後の展開、さらに観光協会体制の現状と課題について調査するものであります。調査の内容についてはご一読頂きたいと思います。

それでは調査のまとめの朗読をもって変えます。

調査のまとめ

我が町の観光行政は道からの職員派遣受け入れ（平成22・23年度）以降、新たな角度から事業展開が図られるとともに、観光協会の体制整備もあり積極的な進展が図られている。一方で多様な観光事業の展開で人員体制が追いついていないところが見受けられることから、行政としては機構改革等で体制の充実強化が必要と思われる。

また、観光協会においても同様の充実強化が求められるが、新年度からは地域おこし協力隊1名を専従として配置し、3名体制とすることで多彩な事業展開のサポート体制を図る計画の報告を受けており、事務局体制の醸成が図られることを期待する。

さらに町内の歴史、観光の有識者や移住者等の多様な知識、視点での年間を通じた観光ガイドの配置も検討すべきである。

また、職員の地位向上と社会的信用を得る団体の構築を図るための法人化に向けた検討を今後進める報告を受けている。

次に、今後の観光施設の指定管理者については、時代に即した経営感覚と企画力、人材育成が重要であり、今後の選定については公募型等による幅広い選考も検討する時代であり、認定後は行政としても施設の維持管理も含めた指導に、より一層の意を配すべきである。

今後の観光施設の課題として老朽化対策が大きな問題であり、施設改修改築の方向性が将来の我が町の観光の方向性を左右すると捉えることもでき、第5次総合計画の中盤を迎える年度にもなり、その点からも我が町の観光行政の分岐点としての時代に入っている感がある。その方向性を速やかに示していくべきである。

「鉄は熱いうちに打て」の諺があるが、今我が町の観光行政はかつてないほど積極的、活動的に展開されており、この気運を速やかな指針で醸成、成熟につなげるべきではないか。そして近年の観光行政の多種多様な課題を解決することにより、潜在的にある観光資源が飛躍的に覚醒発展して「観光の町」として活性化が図られる可能性を秘めている。観光の活性化により、その延長線上で町の施策や条例の有効活用にもつながれば、我が町のまちづくり全般の課題解決に結びつくものと思う。

以上報告致します。

○議長（倉兼政彦君）　只今の委員長報告に質疑がございましたら発言願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）　次、産業教育常任委員長　7番　諸岡君。

○7番（諸岡　勇君）　所管事務調査報告。

本委員会は下記の事件について閉会中に書簡事務調査を行ったので、会議規則第77条

の規定により報告をする。

調査事項、調査方法、調査日は記載の通りです。

調査の目的は

1、平成26年度美深中学校の改築工事で、格技室と渡り廊下の解体中であるが、外構工事等の進捗状況は聞き取り、現地調査を行う。

2、学校給食センターの工事進捗状況と今後の具体的な運用について聞き取り、現地調査を行う。

3、平成26年度除排雪の取組み状況について、聞き取り、現地調査を行う。

調査の内容、今後のスケジュールまたは3の平成26年度除排雪の取組み出動状況等については省略します。調査のまとめ、美深中学校改築工事の工期は、2月27日であり、現在格技室と渡り廊下の解体が行われており、終了後にこの地の外構工事で整地がなされて行く。1階は、職員室・保健室等の管理機能と、214m<sup>2</sup>の広めの多目的スペースがあり上部吹き抜け、バリアフリー対応となる。太陽光発電用42型ディスプレー設置は、文科省エコスクール認定で教材用。屋上・外壁に計78枚太陽電池が設置され、発電量は16,770W相当、職員室に計測用パソコン設置している。

校内LAN整備され、体育館改修工事、アリーナ床塗替え、暗幕交換、屋根・外壁塗装などが終了している。

教職員、生徒の新校舎への移動が終わり、器材なども整理され、学習機能の充実で快適な中学校生活が期待される。

2、学校給食センターの工期は、2月10日である。視察日は厨房機器の搬入中であった。厨房機器の金額は、工事請負費に算出され全体の率としては23%程度。その他備品は町内業者で入札を行っている。食器は、強化磁器にしたので割れる可能性があり、年間20%程度の補充を考えている。

厨房用消耗品の額は、年間180万円程度の見込み。機器の使用マニュアルはあるが、業者の説明が必要な部分もある。

アレルギーについて、8人から診断書が出ているが、ほとんどが果物によるもの。

給食センター職員は、検便を月2回、健康診断は年1回行う。

職業病は腰痛が多いが、昔と違いあまり重いものは持たなくなった。

子どもに給食を食べさせたくない家庭があると聞くが、対応については学校等を含めて協議を行っている。給食開始に向け、各家庭から申込書を提出してもらう予定である。

地元食材については、作付け種類が少なく厳しい状況だが農業委員会や蔬菜組合等とも協議しており、今後も協議を続けていきたい。

準備委員会は、3月に第14回の会議で終了の予定。

運営委員会は4月に設立し、校長・PTA・栄養教諭・有識者で構成し、役割では学校給食事業が適正な運営がなされているかと、給食費の適正化の検討が主な役割。

代替調理員は臨時調理員が休みの時に入つてもらうが、スタート時には週に2日から3日ほど出てもらい、どこの担当でも対応できるように作業を覚えてもらう。

美深高校への給食提供は、今アンケートを実施中。教員を含め80人を想定している。

配達業者は、仁宇布線に1業者、美小・美高に用務員程度の職をつけて1業者を考えているなどの主な質疑応答がなされた。

3、平成26年度除雪事業の特徴は、12月は降雪量が多く、また雪密度が高かったと思われる。そうしたことから排雪運搬量が増加し借上ダンプ台数等の経費が12月予定より大きく上回った。しかしながら、年末から極端に降雪が少ない状況となり、早朝除雪の回数は減った半面、気温が高く融雪が進み路面状況が悪くなり、住民より多くのご意見が寄せられた。

このように近年は、降雪量が多く雪質も変化している傾向にあり、気象変動に対応した除雪体制のあり方についても検討する必要があると思われる。

郊外除雪委託の契約額変更については、燃料等の単価が発注時点価格より大きく変動し、その影響により契約額対比1.5%以上増減となった場合、若しくは除雪出動回数などにおいて2割以上の増減が見込まれる場合は設計変更を行う。

市街地除雪の課題としては、一時堆積場40箇所程度確保しているが、この堆積場に町道以外の雪を重機により持ち込まれ、近隣住民とのトラブルが発生するケースが増えていく。一方には堆積場を増やしてほしいとの要望もあるが課題も多く苦慮している。また、過去には、やむを得ず町道を堆積場としての利用したケースもあり、生活に影響がない路線では検討すべき対策と考える。

除雪の出動基準は、基本的には10cm以上の降雪で出動となっている。しかしながら、前後日の気象状況や路面状況から総合的に判断し除雪作業にあたっている。

排雪作業については、事前に住民周知すべきとの意見も多く寄せられているが、過去に試験的に行った際に排雪前に住民が雪を出して道路全幅員が閉塞してしまった経緯があり、排雪作業に大きな影響を及ぼしたことから排雪作業箇所の周知は考えていない。

消防との緊急時連絡としては、平常時はとっていないが、気象予報等から判断し、特に休日・夜間に緊急連絡が必要になる可能性があると思われる場合は事前に連絡をしている。

除雪事業として最大の課題は、オペレーター不足であると考える。建設業界が縮小したことで建設機械の運転手も減り、それに連動し除雪機械の運転手も減っていると思われる。

この対策として、新たな運転手を年間通して探すことや、既存運転手を専門者研修に積極的に参加させ、技術向上を図ることが必要である。

以上報告と致します。

○議長（倉兼政彦君） 只今のご報告に質疑はござりますか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今、委員長の報告を聞きまして私も驚いているところなのです。子どもに給食を食べさせたくない家庭があると聞くと、このことについて委員会でどのように議論されたか。私どもは学校給食をするからには全員が賛成してくれて気持ちよく学校給食を取ってくれるものと考えながら議論してきたのですけれども、委員会ではこのことについて原因がどこにあるのかということをどのように協議されたかをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 大変この点については、書くか書かないか考えたのですが、しかし、こういった議論があったのは間違いありません。従ってこの対応はそれぞれの学校長もちろんPTA等との協議を得た中で、これは決定されたものだということありました。ただ、このことによりまして、例えばこういった事例が出た場合には、先生方としては例えば食育教育なども行いたいという立場からすると、学校給食を受けていない子どもが例えばおられたとするならば、授業等に配慮が必要ではなかったか、必要になるだろうというような理事者答弁があったことを報告致します。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 私は伺っていますのは、この問題が出て委員会ではどのように議論されたか、やはり委員会もそれを知っておく必要があるのではないかと思うわけです。議会で給食することに対して議論をしてきたのですから、こういう問題が出た時に、なぜ学校給食を受けたくないのかその原因は何があってこういうことになったのかということを議論されたかということを伺っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 議論の中身については、このことについてはそういう報告を受けて、これはもちろん委員の中からそういった事態を聞くがどのようなことなのかというような内容の報告を頂いて、現時点ではこういうことになっておりますがそれらについては最終報告ではありませんので、そういう学校長の対応、またはPTAかその地域の対応があるだろうというようなことがありましたから、それ以上の深い考え方というのではないだろうと、ただ、授業に及ぼすことがなどについて心配がありますという返答でしたから、

それ以上の難しいまとめ的な発言というものは今回はなかったと報告致します。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 些細なことかもしれません、このまとめの中で学校給食の準備委員会のことについて3月に第14回の会議で終了予定ということが書かれておりますが、私の記憶の中では、昨年の4定だったと思うのですが、その前かもしれません、準備委員会は第10回をもって終了というふうな報告であったと思うのですが、それらの事実関係とか経緯はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） このことにつきましては、確かに準備委員会について4定の時にそういったことでありましたし、広報等につきましてもそのことについての広報を作成する時にも気にしたのですが、議事録ではそう残っているということがあって、しかし、その後内容は違うという理事者の報告もあったのは事実であります。担当の方がそのように言った議事録があったにしても、しかし理事者の担当の中では、そうではなくて14回会議で終了するということでありましたから、これは余計なことを書いたかと思いますが、私もそういう経過があって気にされると、確かにそれは議事録に残されているからそうだと思ったのですが、しかし、14回の会議までで終了を見ますという理事者が決定を出したので、敢えてこの項目を入れて議論になるかと思いましたけれどもこれが正解というかこういった方向でやられておりましたので敢えて書かせて頂きました。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ以上で報告終わります。

---

◎ 日程第29 報告第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第29 報告第2号 平成26年度議会広報特別委員会報告でありますけれども、本件はお手元に配布の報告書を持って調査終了のご報告と致します。

---

◎ 日程第30 議案第27号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第30 議案第27号 平成27年度美深町会計補正予算（第1号）を議題と致します。

説明を求めます。

ちょっと休憩を致します。

---

休憩 午後 4 時 0 1 分

再会 午後 4 時 0 3 分

---

○議長（倉兼政彦君） 会議を開きます。

少し訂正を致します。

日程第 30 議案第 27 号 平成 27 年度美深町一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 31 議案第 28 号 平成 26 年度美深町一般会計補正予算（第 14 号）を一括して議題と致します。

説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 27 号 平成 27 年度美深町一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 28 号 平成 26 年度美深町一般会計補正予算（第 14 号）について一括して提案説明申し上げます。

この 2 件の補正予算につきましては、国の平成 26 年度補正予算で措置された、まち、ひと、しごと総合戦略に基づく地方への好環境拡大に向けた緊急経済対策事業を実施するために所要の経費を補正するものであります。この緊急経済対策事業では、3 つの事業を計画しております、1 つは地域消費喚起生活支援型としてプレミアム付き商品券の発行事業、そして地方再生健康事業としては、地方版総合戦略の策定事業と商工業担い手支援事業を実施する計画としており、総事業費は 6,183 万 3 千円で、財源として国、道からの交付金補助金 5,447 万円を見込んでおります。この事業の実施要件として、平成 26 年度予算で措置する必要でありますけれども、既に平成 27 年度予算に計上した商工業担い手支援補助金などの事業費を平成 26 年度予算に移し替えようとするものであります。これに伴いまして、地方債、繰越明許費、債務負担行為の補正を併せて提出をさせて頂きます。このほか平成 26 年度補正予算（第 14 号）では、法人町民税の修正申告に伴う還付金を追加致しますのでご理解を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

なお、平成 27 年度一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ 3,646 万 3 千円を減額して、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 42 億 2,353 万 7 千円となりまして、平成 26 年度一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ 6,203 万 3 千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 48 億 4,609 万円となるものであります。

よろしく原案決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第27号についてまずご説明をさせて頂きます。

（事項別明細説明あるも省略）

以上、平成26年度美深町一般会計補正予算（第14号）の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） それでは説明は一括説明をしましたけれども、質疑、討論、採決についてはそれぞれ議案ごとに行わせて頂きます。

まず、議案第27号に対しての質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今、議長の方から議案第27号ずつと言ったのですが、若干これは関連性があるので質疑に関してはお許しをいただきまして、27号、28号を一括して質疑をさせて頂きたいと思います。

まず1点は、27号の方につきましては、町債の商工業担い手支援事業債をそのまま置いておけないのかということをまず1点いきます。それはなぜかといいますと、やはり国の方から本年度、地域活性化地域緊急支援交付金ということで、国庫補助金にプラス道の方からプレミアムに関する500万円の市町村に対する道補助金というのがあった中で、先程、町長の説明ではこの事業に関しては、商工業担い手補助金、プレミアムそれと総合戦略、この3項目がメニューに入っているからということを仰りましたけども、それ以外にまだメニューがあるのではないかと思います。それであれば、商工業担い手支援事業というのは、はっきりと平成27年度の商工業の予算措置でされている以上はそれを置いておいて、今回、地域活性化緊急対策交付金がありまして、ここでいうプレミアム商品券の事業にしては年2回でこれは2,283万円を予算措置された分、その残りの3,550万円は辻褄を合わせて相殺させたのかも解りませんけれども、これをその他の地域の緊急対策費として何か組めなかったのか、その点をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 答弁の前に議長の仕切りを訂正致します。

議案第27号と第28号は関連がありますので、両方合わせながら質疑、討論を行っていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

それでは答弁をお願いします。

草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） ちょっと町債の部分については調整させてください。後段の部分でございますけれども、今回の地方創生の予算、商工業担い手の関係でござい

ますけれども、実は3,457万6千円、これは国から人口減は補正係数等々で算出基礎に基づいて美深町の地方創生の先行型の事業費として3,457万6千円が限度額で上限ですので、ここまで当てて良いですよということで通知が来てございます。対照メニューにつきましては、美深町の総合戦略、人口推計と総合戦略の策定のための経費、後はUターン、Iターン、そういった事業の助成、後、仕事の創出ですとか雇用確保、販路開拓、そういうメニューや、それと少子化対策、観光振興等ということでメニューがあらかじめ国の総合戦略に基づいて、地方での戦略のメニューが定められてございます。今回、商工業担い手の部分をこの事業に充てたいということでご提案申し上げたところでございますが、本町においてこの事業を進めるに当たってその候補となる事業を洗い出してございます。10数本あるわけでございますけれども、その中で例えば、このメニューに合致するとなると、この商工業担い手支援事業、その他快適住まいと商工業の振興補助金ですか、移住推進事業ですか、畜産物の販路拡大推進事業、また新規就農者等、こういった事業がメニューに合致すると思います。これを洗い出したところ、どれも過疎債ですか地方債、そういうものを27年度予算で見込んでいるもの、または移住対策につきましても、ふるさと寄付金等を充てる事業ということで、なかなか国が示された限度額にマッチするような、適當な事業がないことと、もう1点は、国から強く求められているものは成果目標、数値目標をあげてくださいということで、商工業の担い手支援事業につきましては、新年度の新規開業ですか異業種転出ですか雇用ですか、あらかじめ予算に基づいて数値目標、成果目標をしっかりと示せる1つの事業ということで、道、国等とも事前に協議した中で、美深町の事業はこれが1番適切だということで、事前協議の中で承認頂いたということになってございまして、この事業が美深町の事業としては26年度から先行事業としてやってきたものということで、本年度この事業を何とかこれに充てたいということで考えてございます。起債の対象については担当の方から答弁致します。

○議長（倉兼政彦君） 川端総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 今頂いた質問の趣旨がうまくのみ込めてないのかもしれませんけれども、今回26年度の27の補正でおとす、商工会担い手支援事業債につきましては、事業そのものが26年に移りますので、これについては過疎債からはおとさざるを得ないのかと思いますけれども、先ほど質問の中で振り替えるというようなお話しもありましたので、これはちょっと私の答弁が間違っているのかもしれません、取り敢えずこの事業はおちますので過疎債の方はおとさせて頂きますという内容です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 今、草野主幹の方から今の事業を考えて国、道から示された事

業を照らし合わせた時点で、なかなかそれに見つからなかったというような形の中で、確かに國の方も、はいそうですかと粗々の計画を上げても首を縊に振ってくれることはないとは思ったのですけれども、早い時期に総合戦略の関係で、恩根内の旧幼稚園の改修に因って、地域型というような形の話も出ていた中で、折角当初予算で商工業担い手支援補助金というのが組んでいたものですから、それはそのまま残しておいてというような、さっきの川端主幹の方に言ったのはそれも過疎債ですから、それだけ借りられて計画通りになっていたものですから、その点についてお聞きをしたことであって、ただ、今回の國のその予算が私どもとしては行政側が国、道としっかり話し合ってそれを進めていたのであれば何ら支障もないのですけれども、もう少し美深町の状態を考えて、これが合うかどうか解りませんけれどもチョウザメがあのように民間的にやっているそちらの方向にうまく方向づけはなかったのかという1点を聞きたかったというだけのことなのです。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） なかったというふうに見られたのですけれども、10件ほど先行型に当てはめる事業は、予め昨年の12月この事業が動いた段階から、それぞれの各担当の方から上げて頂いて、内部で調整をしてきた部分があります。その中でどうしてもこの先行型という部分で行くと、実際、具体的な金額、新たなものをするにしても事業費をきちんと押さえなければならないということと、どうやって実施するのかということと、まず、26年度の補正予算で27年度追加、繰越ということで、先程言いましたが、成果目標、例えば住宅を建てた場合、何人がそこに住まいして、どういったその他の相乗効果があるのだというものも数値目標を掲げるのと、行政評価じゃないですけれども、ブランドウの一連の評価を求められてございます。その辺も含めて、しっかりした事業を先行型としてあげてほしいと、それも3,457万6千円が限度ですので、これが8,000万円とか1億円の事業を出した場合、26年度の残りは単費で措置をしなければならないと、そういったことで26年度になるとまた起債も先程言いましたが借りられないといった限られた部分もございますので、この事業に1番適しているということでメニューにもご提案申し上げたところでございますし、また、この事業につきましては、新年度策定します総合戦略に必ず搭載していかなければならない、数値目標を掲げて、ですから今、新たな事業等も含めて、再度新しい美深町の地方創生の総合戦略の中で、再度そういった事業も含めて洗い出して計画書を作っていくと、これには町民の方々とのご意見、また、議会議員皆様からのご意見ですとか提言等を受けながら、プランを策定していかなければならぬと思っていますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

4番 南君。

○4番（南 和博君）若干関連しますけど、このプレミアム商品券の関係ですけど、今の説明ですと今回のプレミアム商品券発行事業補助金の金額というのは、商工業扱い手支援の方との差額という見方で良いのですかね。それから次に購入に関して、1戸当たりの上限がどのくらいなのかというところ、それから18歳の年齢の話がありましたけども、この18歳の年齢の基準日というのはどこに設定するのか。それからもう1点、子育て世帯に限った10%上乗せというのは、先程言ったように少子化対策というメニューの中に折り込んだのでこれら入っているのか。他の議員もこの後質問するかと思いますけれども、老人福祉の方はどうなのだと、これはあくまでもメニューになかったから18歳未満の世帯だけにしたのか。その4点お願いします。

○議長（倉兼政彦君）草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君）26年度補正予算の歳入の方でございますけれども、国からの補助金で地域活性化地域住民生活と緊急支援交付金4,947万円でございますけれども、この内プレミアム付き商品券の発行事業の限度額は1,489万4千円が地域消費喚起生活支援型という部分で限度額が決定しております。これと先程説明しました、総合戦略策定と商工業扱い手事業は3,457万6千円が先行型と2つに分かれておりまして、これを相互流用してはいけないようなメニューになってございます。プレミアム商品券につきましては1,489万4千円が限度ということで、昨年、26年度に2回発行した6,000万円、4,000万円を基に、1億円の年2回のプレミアム商品券を発行して行きたいと思っています。これにつきましては、国が15%、道は500万円が5%ということで、20%のプレミアムで1万円分の商品券に20%を付けて1セット12,000円を1世帯3セット限定で3万6千円を上限として販売したいと、これにつきましては26年度商工会事業と同じような考え方でございます。これに子育て世代約370世帯ほどに対しては、高校生以下の世帯が見込まれているのですけれども、さらに10%ということで子育て世帯につきましては、1万円の商品券を30%になりますから1万3千円の3セットで3万9千円をこの子育て世代の方にプレミアム30%で付けてきたいという考え方でございます。基準日も、今、商工会等とも議論してございますけれども、4月1日になると購入日前に新たに子どもが生まれる家族もあるだろうということで、できれば販売期日に子どもがいる世帯を対象にできるようにならないかということでギリギリまで、消費者がメリットを最大限受けられるように、有利になるようにという形で調整したいと考えているところでございます。この部分につきましては、1,489万4千円ということで、プラス道の500万円ということですので、さらに高齢者云々というような事業をプ

ラスしますと、交付限度額を大幅に上回ってしまうということで、当町にあっては、この趣旨に合致しますメニューの中ではプレミアム商品券、後、多子世帯の支援とかというメニューがございますので、こういった部分で対応していきたいと、高齢者の施策についてはまた別途のことで新たな戦略の中で検討できればというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） それで、趣旨というか、このことは良いことだと思うのだけれども、福祉対策なのか商工業対策なのかというところなのですが、多分答弁は両方ですというでしょうが、販売期日の関係で細かい話なのだけれども、販売期日とすると、これから生まれてくる子は良いのだけれども、18歳が19歳になると、そこら辺は販売期日というのは26年度をきっちりした方が良いのかという気がするのだけれども、ちょっと自分の解釈が違っていたら説明してほしいのだけれども、要するに福祉か商工業振興課という一部では、入学、卒業シーズンだからそういう部分で言ったら有効に両方を補えるような形で発行するのがベストかという趣旨で質問させて頂いていますのでその辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 先程説明したのは生まれてくる方の説明でしたけれども、今回は学年といいますか高校生以下の高校3年生までいる世帯を考えてございますのでその辺を含めて、27年度の事業ですので下の子がいれば対象になりますけれども、あくまでも27年度に商品券を買う時に高校生以上の子どものいる家庭については20%ということで商工会の方とも調整して参りたいと思っていますので、ご理解の方よろしくお願い致します。それと先程の福祉なのか消費なのかと、今回、国は特に消費喚起の方を謳っています。道の方も、道は道でやるとまた事務作業が煩雑になって住民が混乱するということで、道の方もセットで、国15%、道5%、道は上限5%ということで、市町村が20%以上の10%なので、15%と5%ということで考えてございますので、消費喚起の部分もございますし、当町としましては、昨日林議員さんの方からもお話しございましたけれども、地域経済、商店街の活性化、そういった意味が多く、趣旨も込めてのプレミアム商品券ということでご理解頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 地方総合戦略策定の委託料の関係についてお聞きをしたいと思います。今、担当の方から新規事業または数値目標を掲げての色々なことがいわれております

して、これはこの委託をしてやるということについて、必要と思うのですが、期間的なものについてはどうなのか。16人策定委員を選任して、そして4回程会議を開いて決定を見たいということですが、具体的な部分があると思うのですが、これについてはどのような考え方なのか。それから町長がこの間の名寄新聞では、町総合戦略の策定については3本の柱を持っているというふうに答弁をしているし、報道等にも書かれているということについては、非常な決意の中で考えているのではないかと思うのですが、これについての期間等、時間的な部分はどういうふうな行程というか最後の仕上げまで行程というか進んでいくのかこれについてお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 期間的な部分でございますが、実はこの策定の事業につきましては、人口ビジョンと総合戦略が2本立てで策定しなければならない。努力義務、規定ですけれども、国からそういう形で進行指導を頂いているところでございます。もう既に現在人口分析ですとか人口動向、将来推計、こちらの作業を事務局の方で進めておりまして、これに加えて人口の影響分析ですとか将来展望等を加えて、なんとか6月までに人口ビジョンの方を策定していかないかということで考えてございます。人口ビジョンの策定を受けて、その後、並行してやれるかもしれませんけれども、施策の洗い出しと委員会等々の協議、検討を得て、戦略の素案を纏めていく、これはいつという形でちょっと今示せない、悩んでいるという部分なのですけれども、この後、コンサルタントもまだ決まっていませんので、予算がついたあと、新年度早々に専門業者に相談しながら日程ができるだけ早く、この後の戦略プランを協議する時間をとれるように素案をまとめていきたいと、この戦略については、年度内になんとかまとめなさいということになってございます。新聞報道等では、そんな1年や2年では纏められることではないのではないかというご意見もございますけれども、限られた期間、限られた職員の中で、何とか取り組んで参りたいと考えてございます。それで前半、人口推計、人口ビジョンの中で、最初に委員会はそれらがまとまった段階で委員会を開き、その後、素案なり戦略を練っていく中で、委員会を3回の予算でございますけれども開いていきたいと思います。最後の3月までには、今年度の戦略、プレミアム商品券の関係ですとか、商工業扱い手の部分も総合戦略、地方の戦略に搭載しますよということで国の方にあげていますので、それらの評価とかを委員さんにも審査に加わってもらわなければならないということで4回の予算をつけてございます。後、委託についても、4月早々に委託を掛けるわけですけれども、実は大体この委託、人口シミュレーションに300万円、策定業務に400万円、だいたい相場が700万円というようなことで、市町村のコンサルタントさんの方から言われてございます

けれども、なんとかできるものは自前で作っていくということで200万円のコンサルタントの委託の中で進めていきたいというふうに思っています。3つの重点の部分がございましたが、それぞれ雇用の拡大ですとか、子育てですとか、移住、定住です。これは国の戦略の重点の部分でございまして、これらを受けて地方でも戦略プランを協議しなさいよということになっておりますので、共通課題としてどの市町村もそれらを中心に、後は肉付けを如何に厚くしていくかとそういう形になるのかと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうすると、今、人口ビジョン、人口分析または将来設計、そしてまたこれらの影響等については6月を目処に、その人口ビジョン等についてはまとまりそうだということですが、6月は通常2回目の定例会があるわけですが、これには間に合うのではないかと思ったりしているのですがどうでしょうか。この担当について議会との相談ができるのではないかと思っているのですがどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） おっしゃる通りで、それらを想定して何とかその時期くらいまでに人口ビジョンを策定しないと、この後の作業に影響があるかと考えておりますので、努力して参りたいというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねしますが、過去の商品券の発行事業に対して、商店街でどのように使われているか、商工会で分析をしているかどうか。その内容を手元にありましたら報告頂きたいと思います。というのは、これ今は少子化対策で18歳以下に商品券が当たるわけですけれども、美深町の商店街を見ますと、入学、進学に対して購入できるという制服くらいのような気がして、後は食料品を購入するような形なってくるわけです。ましてや学校給食が出ますと、お昼のお弁当の総菜等の購入が減ってくるという観点から、過去の商品券を発行した中で、商店街でどういう動きがあったか。それが分かればお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） 商工会の方の資料によりますと、1番が食料品小売り、2番が燃料・金物、3番が衣料品等、その後、家電、飲食店というような部分でございますけれども、食料品と燃料・金物・小売、これで80%を占めるというような町内のプレミアム商品券の回収分だけでございますけれども、購入分だけですけれども、そういう結果ということで報告を受けております。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） プレミアム付き商品券の件でお伺いしたいと思いますが、非常に消費拡大の喚起の目的ということで国も進めて、また、道もそれに追随しながら進めることは、今のこの経済情勢の中にあっては非常に有効な手段だと私も考えているところがありますが、特に今回は10%の上乗せを子育て世帯にというお話もございます。高齢者の関係になってくるのですが、私は上乗せするということではなくて、消費の部分では高齢者はそんなに、例えば独居の方もおられる、夫婦お二人の方もおられる、それで食べるものにしたって量は少ない、或いは身の回りの物にしたって着る物或いは家財道具等についてはほとんど買うものが少ないので、今1万円の3セットという上限を持ちながら販売するということは公平性という部分では良いことなのですが、実は今までずっとやってきた中で、高齢者の方で私は3万円もいらないのだと、消費を考えると、ましてや消費する期限が決められていますから、その中でそんなにお金は使い切れないのだと、商品券を無理して買ってもそんなお話しがございます。そういう意味では、全体の公平性を考えたら例えばお年寄りにあっては、単に消費拡大という目的をさらにもう一歩上回って、例えばバスの乗車料金を今2千円払えば無料という、そういう町の使用料だとか、或いはここまで言ってはダメかもしれません、納税に係る部分にもそれが使えると、そんなところまで高齢者に限っては拡大をすることも議論の中にあっては良いのではないかと思います。介護保険がこれだけアップするのですから、その部分をここで使えるような形を作るのも1つかと思うのですが、これから組み立てるプレミアムですから、この辺のところは考え方をどうあるかをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） お年寄りといいますか、高齢者の関係につきましては、実は今までプレミアム付きは千円の商品券だったのですけれども、これをお年寄りが少額のものをちょっと買いに行くのに使いきれないというようなご意見等がありまして、実は26年から500円の券に変更しました。これにより券が倍になったのですけれども、その辺を含めて、実は夏のプレミアムの部分を見てみると、ほとんどが3セットで2セット、1セットを買われた方が50～60世帯といった状況になってございます。それでお年寄りのバスの乗車券または納税を含めて、今回の部分についてはあくまでもプレミアム付き商品券で町内の商店街と連携してやりなさいと指定されたメニューで国、道の要綱に従って行うものでございますので、その後の部分でさらに町が上乗せしてそういったことができるかとなると、26年度の補正予算の繰越ですのでちょっと厳しいのかと思ってい

ます。今後、これから作る戦略プランでそういう事業メニュー等が出てくれば、そういう中でご意見頂きたいと思いますし、また、この戦略プランには、議員さん各位のご意見、ご提言も多く取り入れてまとめなさいよと言った国の方からの通達といいますかそういうお達しもありますので、その辺で議論にあてはまるのであれば、相談していけば良いかと思いますけれども、納税等については色々な法律、支払いの関係等も簡単にはいかないのかと思いますのでご理解お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 大方が3セット購入というお話でございましたが、実際は3セットということでチラシを配り、広報の中に1世帯分の購入券を付けて販売をかけても、今の中では全額1回で売り切れる状況ではないよね。2次募集をかけて、必ず残りの券についても、2回目については規制のない販売をしています。そういう面では不公平感というのはお金のある人だけが商品券を変えるという1面もあり得る。その中で例えば、老人世帯が3万円買っても、今の期間を例えてもう少し長くすることによってその3万円だって消費することが可能だったら商品券を購入する意欲が出てきますよね。当初、町が予定している世帯数に合わせて当然3セット分の販売をするのですが、それが1回で売り切れない、満額にならないということは、世帯の中で買わない人がいるということなのです。今、数字は2セット、1セットが50世帯程度だけれども購入が0という世帯もたくさんあるのではないか。その辺のところはやはり十分気を配った仕組みにしなければ、折角のプレミアム商品券が全世帯に幸せをもたらすようなそんな中身にならないのではないかと思いますが、その辺のことについてはどう考えますか。

○議長（倉兼政彦君） 草野企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（草野孝治君） その辺の周知方法ですとかPR等と商工会に、この事業の主体を担ってもらってございますので、町は補助金で工夫することになってございます。その辺、追加販売等々の話もございますけれども、そういった今回の部分も1回目は2次販売をしましたけれども、2回目の部分は全部完売しました。そういう部分もございますので、その辺の不公平にならないような扱いということで、商工会も頭を捻っているようで、こちらの方にも相談してございますので、その辺、実施にあたりましては十分相談しながら何らかの対策等があれば良いかと思ってございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了致します。

討論行いますが討論ござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

それでは議案第27号乃至議案第28号について採決を行います。

議案第27号乃至議案28号について賛成の方は挙手を願います。

○議長（倉兼政彦君） はい解りました。はい、はい。

それでは議案第27号について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第27号 平成27年度美深町一般会計補正予算（第1号）は原案の通り可決されました。

続いて、議案第28号について採決を行います。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って、議案第28号 平成26年度美深町一般会計補正予算（第14号）は原案の通り可決されました。

ここで本定例会に付議されました案件的一切が終了しましたので会議を閉じます。

ここで平成27年第1回美深町議会定例会を閉会と致します。

大変ご苦労さまでした。

ここで町長並びに町議会議員の任期満了に伴いますご挨拶を申し上げたいと存じます。

まず、山口町長からお願ひをします。

○町長（山口信夫君） 議長からご挨拶というご配慮頂きましたので、ご挨拶を申し上げたいと思います。平成27年度の第1回の定例会も閉会ということで本当にこのようないいもので、実は今期、今日の本会議を持って2期目を終えて、後1カ月程あるわけですがありますけれども、そう思っているわけです。第5次の総合計画、15年の画でありますけれども、着実に進めさせて頂いたと思っているわけであります。しかしながら、第5次の総合計画も27年度の5年目を迎えるわけでありますけれども、今もあったように新たな課題等々も出てきているのかとこう思っているわけであります。しかしながら、非常に財源が乏しい我が町である中にあって、国の政権が変わったにも関わらず、国の経済対策であるとか雇用対策、活性化対策、我が町としては積極的に取り組むことができて、色々

な事業展開をさせてもらったと思っていまして、そういう意味では特に公共施設等の改修をかなり進めることができたと、先取りして進めることができたと思っています。結果としてそういう面では、町費の投入を相当抑えることができて、お陰様で基金等も積み足しをすることができ、今後の公共投資といいますか、これから揃えなければならない事業費もそれらを充当することができるのではないかと思っているわけであります。国は地方の時代といって、非常に久しくなるわけでありますけれども、また、新たに地方の再生、そして今、戦後70年ということで色々と国の制度、地方制度、民主的制度、全てが変わろうとしております。変えようとされているわけであります。一部の大都市を除いて、人口減少、さらには高齢化社会を迎え、当然、我が町もその中に大きな流れの中にあるわけでありますけれども、ある人に言わせると自治体の半数が消滅するのではないかと言われるわけでありますけれども、我が町はそうなってはいけないのではないかということで、皆さんと相談しながら一生懸命努力をさせて頂いているこういうことが言えるのではないかと思います。そのためには、子育て支援であるとか、社会福祉であるとか、町づくりにこれらをどう生かしていくか、もちろん我が町は農林業を基盤とする町でありますから、この基盤を作り上げていくか、そして、天然の資源である部分をどう利活用していくか、そして、商工や観光や美深町で暮らしていくために、暮らしてもらってよかったなと言われるような町づくりを目指していくなければならないと思っているわけであります。そういう中にあっては、暮らしの中にはやはり平和で健康的な文化生活を営む、今の時代でありますからこういうことを目指さなければならないと思っておりまして、そういう意味にあっては、暮らしの安らぎなり活性化の中ではどうしても文化であるとかスポーツであるとか、そういう取り組みに力を入れて行くと、そういうことが非常に大事になってくるのだろうと思っています。加えて、安全、安心な町、災害のない町、こういうところにも力を入れていかなければならぬと思っているわけであります。3日間の定例議会がありました。そして、予算委員会があったわけでありますけれども、この中で多くの議論があったわけでありますけれども、ベースにあるのは町づくりの柱となるべき人づくりであるとか、若手の参加だとか、担い手の問題だとか、やはり行政の参加をどうして頂くかが非常に大きな重い我が町の課題、全体的に高齢化を迎えていたのかと思いながら、どうやってその人材を育していくかに係ってくるのかとそんな風に思っているわけです。そこで大切なことは、自分でできることはそれぞれ自分でやるのだという気構え、それと自分の地域、それぞれの地域でやれること、自治会等々もあるわけでありますけれども、その中でどうこれらを集約し取り組んでいくか、それで足りない部分は公共で行政といえるかもしれませんけれども、その部分でどう努力をしていくかこういうことだろうと思います。そういう意

味では、非常にそれぞれの立場で責任がある我々でありますけれども、そういうことを自覚しながら町づくりに私も参加してきましたし、議員の皆さんも参加して頂いて、一定の議論ができたというふうに幸せを感じるわけであります。私も議員の皆さん共々と4月ですか選挙があるわけでありますので、最後の挨拶とするわけでありますけれども、本当に真摯の議論を頂いたことにまず感謝を申し上げたいと思っています。お陰様で着実な行政執行と言いますか、町づくりがされているという自負心もありますし、皆さん方もそうだろうと思っています。共々にこの議場に戻ってこられれば私も良いなと思っておりますし、皆さん方もそうではなかろうかと思っております。本当に今までの長い間のご指導ご支援についてお礼を申し上げたいとこのように思っております。なお、職員におかれても、それぞれの議員の皆さん方に鍛えて頂いて、それぞれ成長を着実に遂げているのではないかと思っておりますので、今後にご期待を申し上げ、温かい目で見守って頂ければありがたいとこのように思っている次第であります。本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

○議長（倉兼政彦君） それでは私の方からも一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。まず、議員の皆さん、それから町理事者の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。この4年間、各議案審議の中でご協力頂いたことに深く感謝を申し上げ、お礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。今程町長からお話しもございましたけれども、丁度4年の任期が来て、今年は町民の審判を仰ぐ年ということに、世間には色々な話が流れておりますけれども、今、この議場からも2人の議員の皆さんのが去ろうとしております。後程、御挨拶を頂きますけれども、このお2人の方には大変ご苦労さまでした。本当に長い間、この議会運営に協力頂いたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。国は、今町長も話しましたけれども、地方創生という言葉を盛んに使ってています。地域のことは地域で考えろということです。マスタートーレポートもかなり地方には衝撃を与えた部分もあるかと思います。しかし、人口の少ないところに元気はないと思います。この4,000人の町をどうやって元気にしていくか、これは町理事者の皆さんには元より、議員の我々もしっかりと考えていかなければならない、そういう時代が来たなとこんなことを思いながら、この次の次期もまた皆さんと一緒に議論をしたいなとこんな風にも思っているところであります。あまり長いことをしゃべるのは少し喉を痛めておりまして、大変申し訳ないのですが、皆さんにこれから活躍の部分とそれからご協力を頂いたことにお礼を申し上げて、簡単粗鄙ではございますけれども一言申し上げてお礼の言葉に変えさせて頂きたいと思います。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（倉兼政彦君） ここで7期28年に渡り議員を在職されました。今期を以て勇退されます藤守君、及び4期16年を持って今回勇退されます林君からご挨拶を頂きたいと存じます。

まず藤守君お願ひいたします。

○2番（藤守千代子君） 只今、議長からお許しを頂きましたので、私毎で大変恐縮でございますが、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。この議会の始まる前に全国表彰を頂きました。27年間という長きに渡っての苦労に対しての感謝状だと思いますけれども、そのことを重く受け止めつつも、私の28年間、人生で言いますと人生80年と言いますが、その中の3分の1はこの議会に籍を置いて今日に至ったのかと思っております。振り返ってみると、昭和62年、私は選挙戦の告示の10日前に立候補の表明を致しました。その経緯は、町長選で町が二分される、議員の選挙がないと、それでは片手落ちだということで回りが散々と候補者を選択したようですけれども、なぜか私のところにその役割が回ってきて、泣く泣くこれを引き受けたところです。それは主人にお前ならできる、やれるという、絶対俺が後押しするという強いその言葉に押されて立起表明を致しました。しかし、出なさいと梯子をかけてくれた人達は全て梯子を降ろしてしまいました。ただ一人今ここに議長で残っております倉兼氏が全ての段取りをしてくださり、そして、選挙戦を戦い、最下位ではありましたけれども当選しました。その時の議席が今の2番です。最後にまた2番という議席に座ることができて、こうして皆さんと楽しく過ごした或いは喧々諤々と過ごしたこの思い出が今蘇ってきているところです。私が何も解らない新人で当選しましたけれども、丁度私が当選したと同時に新人議員4人が当選しました。その中に竹形貢さん、それから園部幹雄さん、菅野勝さん、そして私と4人が新人で4人とも一致団結して、この議会に望もうと誓いました。そして、議会の度に喧々諤々、夜中の2時3時までも議論を重ねて必ず定例会に進んで参りました。そういうような素敵な、素晴らしい同僚のお陰で、私はこの28年の中で、4年1期ですけれども議長もさせて頂きましたことに、本当に感謝感激でございます。これは先輩のご指導のお陰と思っております。その中にはあります、岩木町政が20年続きましたけれども、その中にバブルの崩壊があり、議員もそれから職員も凄い痛手を被り、給料の削減、議員報酬の削減、議員の削減と、なかなか景気が上向かないまま過ごしてきたのではないかと思います。その中にはあっても美深町は、皆さんと一致団結して、こうして今日を迎えてること、これは本当にうれしいことだと思っております。私は初めて当選した時、美深町では初めての女性議員だと、女性議員だけど何ができるのだと、ただ座っているだけだろうとみんなに揶揄されましたけれども、そういう仲間のお陰で、こうして今日成長したということを誇りに思いながら、

また、私が丁度当選した時に、その後になりますけれども、土井たか子さんが社会党の党首にもなり、そして衆議院議長にも当選しました。その時の言葉、「やるっきゃない」そういう言葉を出して、そして前進したと、それに勇気づけられまして、私も上川管内の女性議員の皆さんに声かけをして、女性議員でできる議員活動はどうあるべきかという勉強会を年に1度ずつ各町村を回りながら、研修を続けて皆さんと交流し、女性としての勉強もして参りました。また、今こうして2期8年の町長、岩木町長ともそれこそ4年間ですけれども、全国の陳情会にも参加させて頂いたりしておりますけれども、私は正直、山口町長が立候補した時は驚いたのです。なぜかと言いますと、この方は組合出身で、海外研修がソビエトなのです。私は、これは大変な人が立候補したと、美深町が本当に変わる確信、町長がどんなふうになるのだろうと、ソビエトに研修に行ってきたのですよ、みんなヨーロッパとかアメリカに職員はそういう時代だったのに、本当に驚きながら、そしてこうして8年間、山口町政をそれこそ支えながら、或いは時には喧々諤々と議論しながらきましたけれども、山口町長は運が良いのではないかと私は思っております。国の政策に乗っ取り、色々な政策が美深町に降りてき、それを活用しながら一層の発展をさせたと、大変ついている町長だなど、ソビエトに行ってきましたせいかなど、こんな事を思いながらおりましたけれども、とにかくこうして28年間無事に過ごさせて頂きましたことは、議員の皆さん始め、町部局の皆さん、たまには本当に嫌みの言いっぱなしだったかもしれませんけれども、私は議員は議場で議論するのは仕事と思っております。そのことを職員の皆さん方もよく頭の中に入れて頂きまして、議会対策を練って頂ければありがたい、そう思っております。この先は、一町民として皆さんにご迷惑が係らないように生活して参りたいと思いますけれども、とにかく議会中は、自分の健康管理が不行き届きで胃癌の手術もし、肺癌の手術もし、体の一部を失いつつもこうしてこられたことは本当に皆さんのお陰で、ただただ感謝のみです。今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。議員の皆さん、この4月には厳しい戦いが待っているかもしれません。それに挫けずにどうぞ努力をして頂ければありがたいと思っております。そして、職員の皆さん、美深町で育ったさんは、中学校の校歌を覚えていると思います。瞳を上げよ、さわやかに、どうぞ議場にあって頭を下げるのではなくて、頭を上げ、瞳を輝かせて、議員と対峙して頂きたいと、そのことは私にとって一番の願いです。そのことによって一層活性化すると思います。くだらないことを申し上げましたけれども、皆さんとお別れするに当たり、本当に感謝の気持ちを一杯込めて今後ともどうぞ私も一人の町民と致しましてお手伝いできることがありましたらやって行きたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。本当に長いことありがとうございました。

(拍手)

○議長（倉兼政彦君） 次、林君。

○8番（林 寿一君） 私も今回努めて、任期満了ですから、今度は立候補しないつもりでいます。山口町長始め、役場職員の皆さんには大変真摯なご厚誼を頂きましてありがとうございます。私も16年間の議員生活の中で大変皆さまにお世話になり、自分の勉強にもなりました。それと議員の皆さまどうも長い間ありがとうございました。色々仲間同士の付き合いの中で交流があって、飲み会があって、旅行があって、色々な想い出がたくさんあります。やはり、私の人生の中で皆さんと付き合いがあったのがかなり宝になっているのではないかと思います。今後ともこちらの方に顔を見せて皆さまのお元気な姿を眺めたいと思っております。それと私毎で誠に申し訳ないのですが、一昨年娘を亡くしまして、そんな悲しみの中で、昨年うちの家内が膀胱結腸癌という診断を受けまして、それで即手術を受け、その結果は大変好調で良かったのですが、その後やはり手術をした後、体にメスが入るとなかなか大変で、頑張ってはいるのですが、やはり疲れ気味なのでしょうか、そんなこともございまして、今回私もここら辺で引け時かという考えもありました。それと医者に言われたのですが、進行性であるということで、それで句読点を頂きまして、3年から5年でなかろうかと、それ以上行ければまた大丈夫だろうと、そうであればうちの家内に少しでも、これから先短い間でも点数を稼ごうかなとそんなことを思いまして今回のことが決まったわけであります。本当に長い間、皆さんにお世話になりました。今後とも私もずっと美深に居ようと思っております。まして商売もしております。色々とまた皆さんとお付き合いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（倉兼政彦君） ここで藤守議員、林議員に対して議員会から花束を贈呈致します。  
それではお願い致します。

(花束贈呈)

(拍手)

○議長（倉兼政彦君） 勇退されます議員の皆さま本当にご苦労さまでした。以上で全てを終了致します。ご苦労様でした。

閉会 午後5時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 諸岡勇

署名議員 林寿一